

トーゴにおける会社設立マニュアル

(2026年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アビジャン事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が現地会計事務所 Mazars Côte d'Ivoire に作成委託し、2025年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Mazars Côte d'Ivoire は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mazars Côte d'Ivoire が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

E-mail : CDA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail : SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

略語

略語	意味
ADPIC/TRIPS	知的財産権の貿易関連の側面に関する協定
AG	総裁
ANDF	国家土地・不動産庁
AOHADA	OHADA（アフリカ商事法調和化機構）統一法
APIEX	投資・輸出促進庁
ASS	保険
AUSCGIE	商業会社および経済利益共同体法に関する統一法
BE	銀行および金融機関
BOPI	産業財産公報
BTP	建築・土木工事
BUTODRA	トーゴ著作権局
CA	理事会
CCI	業界横断的労働協約
CDD	有期雇用契約
CDI	無期雇用契約
CFE	企業手続きセンター
CGI	一般税法
CI	登録証明書
CIMA	アフリカ内保険市場評議会
CIPRES	アフリカ社会保障会議
CM	医療証明書
CNI	国民身分証明書
CNSS	国家社会保障基金
CO	商業
CREPMF	貯蓄・金融市場地域評議会
CV	履歴書
DAS	年次給与申告書
DG	局長
DGA	副局長
DGCE	対外貿易総局
DGDN	国家文書総局
GIE	経済利益共同体
GUFE	企業設立ワンストップ窓口
HO	ホテル業
IDE	外国直接投資
IND	産業
INPI	産業財産庁
INPIT	国立産業財産・技術研究所
IRPP	個人所得税
IS	法人税
JO	官報
MPME	中小零細企業

NIF	納税者番号
OAPI	アフリカ知的財産権機関
OHADA	アフリカ商事法調和化機構
OIT/ILO	国際労働機関
OMPI/WIPO	世界知的財産権機関
ONAT	トーゴ国家建築家協会
ONIT	トーゴ国家技術者協会
ONU/UN	国際連合
PCA	取締役会会長
PCT	特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)
PDG	代表取締役社長
PME	中小企業
PND	国家開発計画
PR	共和国大統領
RAM	医療援助制度
RAMO	強制健康保険制度
RCCM	商業・動産信用登録簿
SA	株式会社
SARL	有限責任会社
SAS	簡易株式会社
SCS	合資会社
SE	サービス・役務
SIGPC	建築許可統合管理システム
SMAG	農業保障最低貸金
SMIG	業種間保障最低貸金
SNC	合名会社
SNL	国家連絡機関
TAFT	金融活動税
TEL	電話
TI	情報技術
TVA/VAT	付加価値税
UEMOA	西アフリカ経済通貨同盟
UTM	ユニバーサル横メルカトル図法
VEFA	未完成物件の販売
VVO	中古車販売
ZLECAF	アフリカ大陸自由貿易圏

参照文書

カテゴリー	法律文書
対外金融関係／外国為替管理／貿易協定	1968年12月24日付け外国為替規則に関する政令第68-216号
	2002年の財務関係の透明性に関するUEMOA閣僚理事会指令第01号

	加盟国の対外金融関係に関する 2024 年 12 月 20 日付け UEMOA 閣僚理事会規則第 06 号
域内および共同体内の競争	1999 年 12 月 28 日付け競争に関する法律第 99-011 号
	2002 年の UEMOA 委員会と各加盟国の競争機関間の協力に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 02 号
	2002 年の反競争的取引慣行に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 02 号
	2002 年のカルテルおよび支配的地位の濫用に関する手続きに関する UEMOA 閣僚理事会規則第 03 号
	2002 年の国家援助に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 04 号
知的財産	著作権、民俗芸術、および隣接権の保護に関する 1991 年 6 月 10 日付け法律第 91-12 号
	2016 年 6 月 20 日付け芸術家の地位に関する法律第 2016-12 号
	1886 年文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
	1925 年工業意匠の国際登録に関するハーグ協定
	1952 年著作権に関する世界条約
	1967 年 7 月 14 日付け世界知的財産権機関 (WIPO) を設立する条約
	1970 年特許協力条約 (PCT)
	1994 年の知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS : Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement)
不動産	1997 年 4 月 17 日付け商業会社および経済利益共同体法に関する統一法 (2014 年 1 月 30 日改正)
	トーゴ国土・国有財産法 (2018 年 6 月 14 日付け法律第 2018-005 号)
	2016 年 4 月 1 日付け政令第 2016-043/PR 号 (トーゴ共和国における都市計画関連書類の発行に関する規則)
	2022 年 1 月 5 日付け政令第 2022 - 001/PR 号 (敷金、家賃保証、住宅賃貸借契約に関する規則)
	2019 年 6 月 17 日付けトーゴ国におけるリースに関する統一法第 2019-004 号
商業会社	
	1997 年 4 月 17 日付け商業会社および経済利益共同体法に関する統一法 (AUSCGIE) (2014 年 1 月 30 日改正)
	2014 年 5 月 19 日付け、有限責任会社 (SARL) の定款の形式および資本金に関する政令第 2014-119/PR 号
労使関係	2021 年 6 月 18 日付け労働法に関する法律第 2021-012 号
	2011 年 5 月 16 日付けトーゴ国の産業横断的労働協約 (CCI)

トーゴの社会保障制度	2011年2月21日付けトーゴ国の社会保障法第2011-006号
	2001年11月29日付け国家社会保障基金（CNSS）の制度的・法的枠組みに関する法律第2001-006号
	2021年10月12日付けトーゴ共和国における国民皆保険制度（AMU）の創設に関する法律
	2003年10月8日付けCNSSの定款の承認に関する施行令第2003-263/PR号
	2012年6月27日付けCNSSの保険料率の見直しに関する政令第2012-038/PR号
	2023年10月4日付けAMU制度に基づく社会保険料およびその他の負担金の税率、金額、徴収方法を定める政令第2023-096/PR号
	2023年10月11日付けAMU制度の管理をINAM（全国疾病保険機構）およびCNSSに委託することを定める政令第2023-097/PR号
	2012年1月19日付け社会保障法の適用方法を定める法令第002/2012/MTESS号
	トーゴ共和国とフランス共和国間の社会保障協定
国内課税	2025年一般税法
税関制度	国内税関法に関する法律第2018-007号
	通関申告の審査に必要な書類に関する通達・001-2020
鉱業制度	鉱業法に関する2003年11月24日付け法律第2003-36号
石油制度	炭化水素法に関する1999年2月18日付け法律第99-003号
商事裁判所	2018年12月10日付けトーゴ共和国における商事裁判所の設置に関する法律第2018-028号
	2018年12月10日付けトーゴ共和国における商事裁判所の設置に関する法律第2018-028号を改正する2019年法律
	2019年2月6日付けロメ及びカラに商事裁判所を設置する旨の政令第2019-020号

目次

略語

参照文書

1. トーゴの現状	1
2. 対外金融関係、外国為替管理.....	3
2.1. 外国との取引の自由	3
2.1.1. UEMOA 域内取引.....	3
2.1.2. 外国との日常的な取引	3
2.2. 制限事項.....	3
2.2.1. 統計目的のための申告	4
2.2.2. 事前認可	4
2.2.2.1. BCEAO の事前認可	4
2.2.2.2. 対外金融担当機関による事前認可	4
2.2.2.3. 財務大臣による事前認可.....	4
2.2.3. 認可仲介業者を通じたドミシリエーション (Domiciliation :口座指定・取引拠点設定)	5
2.2.3.1. 輸入	5
2.2.3.2. 輸出	6
2.3. 違反および制裁.....	8
3. 国内および域内の競争.....	9
3.1 貿易と価格の自由	9
3.2 制限事項.....	9
3.2.1. 政府による価格統制.....	9
3.2.2. 価格に関する情報	9
3.2.3. 請求	10
3.2.4. 輸入認可手続き/輸入制限.....	10
3.2.5. 禁止行為.....	10
3.2.6. 情報の要求	11
3.2.7. 非該当証明書 (Attestation négative)	11
3.3. 違反および制裁.....	12
4. 知的財産	13

4.1. 管轄機関と任務.....	13
4.1.1. 管轄機関.....	13
4.1.2. INPIT および BUTODRA の任務.....	13
4.2. 保護すべき権利.....	14
4.2.1. 著作権.....	14
4.2.2. 商業的および産業的財産権.....	14
4.2.2.1. 発明特許の保護.....	14
4.2.2.2. 商標 (Marque) の保護.....	15
4.2.2.3. 工業意匠.....	16
4.2.2.4. 商号.....	16
4.2.2.5. 保護期間総括表.....	17
4.3. 保護の地理的適用範囲.....	17
5. 不動産.....	26
5.1. 賃貸借契約の締結.....	26
5.1.1. 業務用賃貸借契約.....	26
5.1.1.1. 形式、期間.....	26
5.1.1.2. 賃貸借契約の更新.....	27
5.1.1.3. 賃貸借契約の譲渡.....	27
5.1.1.4. 賃貸物件の売却.....	27
5.1.1.5. 賃料の見直し.....	27
5.1.2. 住宅用賃貸借契約.....	27
5.1.2.1. 形式、期間.....	27
5.1.2.2. 家賃の見直し.....	28
5.1.2.3. 敷金および家賃保証.....	28
5.2. 不動産の取得.....	28
5.2.1. 購入選択付き賃貸.....	28
5.2.2. 不動産リース.....	28
5.2.2.1. 対象となる取引と法的枠組み.....	29
5.2.2.2. 借主の土地におけるリースに関する特定の規定.....	29
5.2.2.3. 契約の形式と内容.....	29
5.2.2.4. 登録および対抗力.....	30
5.2.2.5. 当事者の権利と義務.....	30
5.2.2.6. 民事責任および刑事責任.....	30
5.2.2.7. 契約の解消および解除.....	30

5.2.3. 購入	30
5.2.3.1. 手続きを条件とする所有権の移転	30
5.2.3.2. 先買権	31
5.2.3.3. 非トーゴ人による土地の購入	31
5.2.3.4. 第三者に対する対抗力	31
5.2.3.5. 建築予定不動産の売却	31
5.2.3.6. 販売に必要な書類	31
5.3. 土地所有権の取得手続き	32
5.4. 建築許可取得手続き	33
5.4.1. 許可の条件と基準	34
5.4.2. 管轄当局	34
5.4.3. 申請を行う権限のある者の特定	34
5.4.4. 申請者の資格条件	34
5.4.5. 許可の種類に応じて提出すべき書類	35
5.4.6. 申請手続きのステップ	35
5.4.7. 申請に必要な書類	36
6. 商業会社	37
6.1 商業会社に適用する共通規則	37
6.1.1. 社員（出資者）	37
6.1.2. 定款の形式	37
6.1.3. 出資 - 資本金	37
6.1.4. 社員（出資者）の権利と義務	38
6.1.5. 会社の統制	38
6.1.6. 事業年度 - 決算報告書 - 配当金の分配	38
6.1.7. 経営陣の責任	38
6.2. さまざまな形態の商業施設に固有の規則	39
6.2.1. 株式会社（SA）	39
6.2.1.1. 株式会社の資本金	39
6.2.1.2. 株式会社の経営	39
6.2.1.2.1. 取締役会を置く株式会社	39
6.2.1.2.2. ゼネラルマネージャー（AG）を置く株式会社	41
6.2.1.3. 規制対象の協約および禁止されている協約	41

6.2.1.3.1. 規制対象の協約	41
6.2.1.3.2. 禁止されている協約	41
6.2.1.4. 会計監査人	42
6.2.2. 有限責任会社（SARL）	42
6.2.2.1. SARL の資本金	42
6.2.2.2. 会社経営	42
6.2.2.3. 会計監査人	43
6.2.2.4. 会社との協約	43
6.2.2.4.1. 規制対象の協約	43
6.2.2.4.2. 禁止されている協約	43
6.2.3. 簡易株式会社（SAS）	43
6.2.4. 経済利益共同体（GIE）	44
6.2.5. 合名会社（SNC）	44
6.2.6. 合資会社（SCS）	44
6.3 商業会社以外の事業体に適用される特別規則	45
6.3.1. 支店	45
6.3.2. 駐在事務所または連絡事務所	45
6.4. 設立手続き	45
6.4.1. 商業登記簿への登録	46
6.4.2. 税務署への登録	46
6.4.3. 国家社会保障基金への加入	46
6.4.4. 事業登録申告	46
6.4.5. 輸入・輸出コード	46
7. トーゴにおける労使関係	49
7.1. 労使関係の始まり	49
7.1.1. 労働契約	49
7.1.1.1. 有期労働契約（CDD）	49
7.1.1.2. 無期労働契約（CDI）	50
7.1.2. トーゴ国民以外の労働者の雇用	51
7.1.3. トーゴへの出向	51
7.2 労働契約の履行	51
7.2.1. 当事者の義務	51

7.2.1.1. 従業員.....	51
7.2.1.2. 雇用主.....	51
7.2.2. 試用期間.....	53
7.2.3. 勤務条件、勤務時間、勤務スケジュール.....	54
7.2.4. 労働者の休息.....	54
7.2.5. 年次有給休暇.....	54
7.3. 労使関係の停止.....	54
7.4. 従業員の代表.....	56
7.4.1. 従業員代表.....	56
7.4.2. 労働組合代表.....	56
7.4.3. 懲戒権.....	57
7.5. 労使関係の終了.....	57
7.5.1. 事前通知.....	57
7.5.2. 退職.....	57
7.5.3. 解雇.....	58
7.5.3.1. 個人的な理由による解雇.....	58
7.5.3.2. 経済的理由による解雇.....	58
7.5.3.3. 解雇補償金.....	59
7.5.3.4. 損害賠償.....	59
7.5.4. 退職.....	59
7.5.5. 交渉による退職.....	59
7.5.6. 労働者の死亡.....	59
7.6. 労働紛争の解決.....	59
7.6.1. 個別紛争.....	60
7.6.2. 集団的紛争.....	60
8. トーゴの社会保障制度.....	61
8.1. 概要.....	61
8.1.1. 組織.....	61
8.1.2. 構造.....	61
8.1.3. 加入.....	61
8.1.4. 資金調達（社会保険料）.....	62

8.2. 各種制度の特徴.....	63
8.2.1. 家族・出産手当.....	63
8.2.1.1. 出産前手当.....	63
8.2.1.2. 家族手当.....	63
8.2.1.3. 出産手当.....	64
8.2.2. 労働災害および職業病.....	65
8.2.2.1. 申告.....	65
8.2.2.2. 労働者への補償.....	66
8.3. 退職年金.....	67
8.3.1. 年金の受給条件.....	67
8.3.2. 年金支給額.....	67
8.3.3. 退職年金の申請に必要な書類.....	67
8.4. 社会保障協定.....	68
9. 法人税.....	70
9.1. 課税対象企業.....	70
9.2. 免税.....	70
9.3. 課税対象となる利益.....	70
9.4. 純利益の算定.....	70
9.5. 税額の計算.....	70
9.6. 税務上の義務.....	70
9.6.1. 申告.....	71
9.6.2. 文書提出義務.....	71
9.7. 移転価格.....	71
9.7.1. 定義と適用範囲.....	71
9.7.2. 完全競争の原則.....	71
9.7.3. 申告義務.....	71
9.7.3.1. 簡略化された年次申告.....	71
9.7.3.2. 完全な書類.....	72
9.7.3.3. 国別申告.....	72
9.8. 損失の繰越.....	73
9.9. 課税制度.....	73

9.9.1. 実益課税制度.....	73
9.9.2. 総合課税制度.....	73
10. 源泉徴収および源泉徴収税	74
10.1. 非居住者への支払額に対する源泉徴収	74
10.2. 居住者への支払額に対する源泉徴収.....	74
10.3. 賃貸収入に対する源泉徴収	74
11. 個人所得税（IRPP）	75
11.1. 免税.....	75
11.2. 自然人の所得税の課税標準の決定.....	75
11.3. 雇用所得、年金および終身年金に対する所得税.....	75
11.3.1. 課税対象所得.....	75
11.3.2. 免税.....	75
11.3.3. 徴収方法.....	76
11.3.4. 年次給与申告書.....	76
11.3.5. 課税標準.....	76
11.4. 事業所得税.....	76
11.4.1. 適用範囲.....	76
11.4.2. 免税.....	76
11.4.3. 課税対象所得の算定.....	77
11.4.4. 課税標準.....	77
11.5. 不動産所得に対する課税.....	77
11.5.1. 適用範囲および課税所得	77
11.5.2. 課税所得の算定	77
11.5.3. 免税.....	78
11.5.4. 税額の計算	78
11.6. 動産所得に対する所得税.....	78
11.6.1. 適用範囲.....	78
11.6.2. 免税.....	78
11.6.3. 課税所得の算定	79

11.6.4. 税額の計算	79
11.6.5. 申告義務および納付	80
12. 非居住者の所得に対する所得税	81
13. 外国有価証券所得に対する所得税	82
14. 固定資産税	83
14.1. 適用範囲	83
14.2. 納税義務者	83
14.3. 税率	83
14.4. 免税	83
14.4.1. 恒久的な免除	83
14.4.2. 一時的な免税	84
14.4.3. 課税標準	84
14.4.4. 申告義務および納税期限	84
15. 営業許可税	85
15.1. 適用範囲	85
15.2. 納税義務者	85
15.3. 免税	85
15.4. 税金の清算	85
15.5. 申告義務および納税期限	86
16. 付加価値税	87
16.1. 適用範囲	87
16.2. 当然課税対象となる取引	87
16.3. 選択により課税される取引	87
16.4. 納税義務者	88
16.5. 地理的適用範囲	88
16.6. 課税標準	88
16.7. 課税事由および納付義務	89
16.8. 税率	89
16.9. 控除の規則	90

16.10. 免税.....	90
16.11. 申告義務および納税期限.....	90
16.12. 付加価値税の還付.....	91
16.12.1. 還付対象となる納税義務者.....	91
16.12.2. 申請書の提出と 証明書類.....	91
16.12.3. 処理期間および還付条件.....	91
16.12.4. 還付資金.....	91
17. 金融活動税.....	92
17.1. 適用範囲.....	92
17.2. 地理的適用範囲.....	92
17.3. 課税標準.....	92
17.4. 課税事由及び納付義務.....	92
17.5. 税率.....	92
17.6. 免税.....	92
17.7. 申告義務および納税期限.....	93
18. 登録税.....	94
18.1. 定義と適用範囲.....	94
18.2. 登録税の種類.....	94
18.3. 課税標準.....	94
18.4. 決済.....	94
18.5. 特別な場合および免除.....	95
19. インセンティブ措置.....	96
19.1. 一般税法の優遇措置.....	96
19.2. 投資法の利点.....	97
19.3. 繊維・アパレル分野における自由貿易地域に関する法律に関連する優遇措置.....	97
20. 特別な措置.....	99
20.1 自由貿易地域制度 (Regime de la zone franche).....	99
20.1.1. 適格条件.....	99
20.1.2. 認定企業の義務.....	99

20.1.3. 認可手続き	99
20.1.4. 関税上の優遇措置	99
20.1.5. 税制上の優遇措置	100
20.1.6. 事業運営の自由	100
20.1.7. 物品の取扱い	100
20.2. 鉱業法	100
20.2.1. 適用範囲および鉱業制度	100
20.2.2. 鉱物の探査および採掘への投資に対する優遇措置	100
20.2.2.1. 通関税（国境を越える取引にかかる税）	101
20.2.2.2. その他の税制上の優遇措置	101
20.2.3. 鉱業活動に適用される課税	102
20.3. トーゴの税関制度	102
20.3.1. 税関行政の概要	102
20.3.2. 事務所の業務内容	102
20.3.3. 監視班の業務内容	102
20.3.4. 税関事務所の権限	102
20.3.5. 税務または税関に関する適法性証明書	102
20.3.6. 輸入制度 および輸出制度	103
20.3.6.1. 定義	103
20.3.6.2. 通関手続き	103
20.3.7. 関税課税体系	104
20.3.7.1. 関税および恒久的な税	105
20.3.7.2. 関税および一時的な税	105
20.3.8. 関税評価額	105
20.3.9. 原産地および出所	105
20.3.10. 関税上の義務	105
20.3.11. 対外貿易及び対外金融取引の管理	106
20.3.12. 物品の輸入手続き	106
20.3.13. 必要書類	106
20.3.14. 特別証明書	106
20.3.15. 禁止	107

20.4. トーゴの石油制度	107
20.4.1. 税制上の優遇措置	107
20.4.2. 石油契約保有者に対する保証	107
20.4.3. 適用される税金	108
20.4.4. 石油事業に関連する義務および権利	108
21. トーゴの商事裁判所	109
21.1. 商事裁判所の組織構造	109
21.2. 商事裁判所の権限	109
21.2.1 実質的権限	109
21.2.2 係争金額に応じた権限	110
21.2.3 管轄区域	110
21.3 商事裁判所における手続き	110
21.3.1 訴訟の提起	110
21.3.2 登録（受理）	110
21.3.3 予備審問および調停	111
21.3.4 判決	111
21.4 上訴手続き	111
21.5 緊急手続	111
21.5.1 急速審理	111
21.5.2 申立てに基づく命令	111
21.6 制裁	112
22. トーゴが署名した各協定、協約	113

1. トーゴの現状

トーゴ共和国は、三権分立の原則に基づく大統領制の単一国家である。共和国大統領と政府が行政権を行使し、二院制の国民議会が立法を担い、司法権は、普通裁判所、最高裁判所、憲法裁判所および専門裁判所に帰属している。

西アフリカに位置するこの国は、深水港であり、域内の物流ハブとして機能しているロメ（Lomé）港を通じて大西洋への戦略的なアクセスを有している。主たる産業は農業、物流業、鉱業（特にリン酸塩）、エネルギー、サービス業であり、近年ではデジタル変革とインフラ整備に特に重点が置かれている。

国土面積は約 56,800 平方キロメートル、2025 年時点の推定人口は 970 万人である。公用語はフランス語であるが、国内では 40 以上の言語が話されており、最も普及しているのはエウエ（éwé）語とカビエ（kabyè）語である。24 時間稼働し、地域を代表する物流拠点であり、トーゴ国の主要港であるロメ自治港（PAL : Port autonome de Lomé）を擁する首都ロメは、政治と経済の中心である。

アフリカ開発銀行のデータによると、公共サービスの近代化、ビジネス環境の改善、民間投資の促進に焦点を当てた 2018～2022 年の国家開発計画（PND : Plan National de Développement）及び 2020～2025 年の政府ロードマップ（Feuille de route gouvernementale）2020-2025 の実施により、持続的な経済成長が達成され、2023 年の成長率は 6.6%と見込まれ、中期的な見通しは良好である。

大統領制を採用しているトーゴ共和国であるが、最近、憲法上の大変革があった。2024 年 5 月、国民議会（Assemblée nationale）は議会制を導入する改革を可決し、行政権の一部を国民議会によって選出される閣僚評議会議長（Président du Conseil des ministres）に移譲した。国民に直接問うことなく断行されたこの改革は、政治的な緊張の高まりや市民的自由の制限という状況の中で、多くの反政府運動や民主主義の後退に対する懸念を引き起こした。

そのため、当局が安定的で近代的な行政への決意を表明しているにも拘わらず、政治情勢は不安定なままであり、同じ政党による長期にわたる権力集中と統治上の課題が顕著である。

同国は、世界銀行がこれまでに公表した「ビジネス環境ランキング」において、行政手続きの簡素化、公共サービスのデジタル化、企業設立のためのワンストップ窓口「企業手続きセンター（CFE : Centre de Formalités des Entreprises）」の創設など、改革先進国として評価されている。

同国は、以下のような複数の広域および国際的な機関に加盟している。

- **UN** : 国際連合
- **WTO** : 世界貿易機関
- **ILO** : 国際労働機関
- **OAPI** : アフリカ広域知的財産機関
- **CIPRES** : アフリカ社会保障会議
- **CIMA** : アフリカ保険市場評議会
- **OHADA** : アフリカ商事法調和化機構
- **ZLECAF** : アフリカ大陸自由貿易圏
- **ECOWAS / UEMOA** : 影響力のある広域経済団体。

通貨は、UEMOA 共通通貨である CFA フラン（アフリカフラン : XOF）で、1 ユーロ = 655.957 CFA フランの固定レートでユーロに連動し通貨の安定性を確保しており、投資家から高く評価されている。

トーゴ経済は多様化の様相を呈しており、農業を中心とした第一次産業が大きな割合を占め、労働人口の 60% 以上を雇用している。綿花、コーヒー、カカオ、トウモロコシ、ヤムイ

モ、キャッサバを生産しているほか、鉱業、特にリン酸塩が同国経済の重要な柱となっており、トーゴはアフリカにおける天然リン酸塩の主要輸出国の一つである。

トーゴの商事法は、OHADA 統一法によって規定されており、会社法、担保、集団手続き、仲裁などを網羅している。また、同国は、以下のような域内統一司法機関の権限も認めている。

- ・ CCJA : Cour Commune de Justice et d'Arbitrage (OHADA) : OHADA 条約に基づいて設立された司法・仲裁統一裁判所
- ・ UEMOA 司法裁判所
- ・ ECOWAS 司法裁判所

また、以下のような専門裁判所も存在する。

- ・ ロメ商事裁判所 (Tribunal de commerce de Lomé)
- ・ 労働裁判所 (Tribunal du travail)

トーゴでは、経済活動の自由が原則的に認められているが、弁護士、公証人、薬剤師、医師、会計監査人など、特定の職業には規制があり、統一法または国際条約で同等、または例外的に認められる場合を除き、こういった職業に従事するのはトーゴ国籍の者に限定されている。

行政手続きに関しては、企業手続きセンター (CFE) が企業設立のワンストップ窓口となっており、会社の登録に必要なすべての書類 (商業・動産信用登録簿 (RCCM : Registre du Commerce et du Crédit Mobilier)、経済事業者カード、納税者番号 (NIF : Numéro d'Identification Fiscale)、CNSS (Caisse Nationale de Sécurité Sociale) 加入証など) を 1 か所で入手することができる。

登録手続きの電子化や民間投資の促進に向けて、登録、納税、土地管理、業界別認可証の発行などのプラットフォームをオンライン化するなど、大きな取り組みが行われている。

この制度的・経済的枠組みと、近代化に向けた明確な政治的意思が相まって、トーゴは西アフリカ地域において、特に貿易、物流、サービス (役務) 提供分野において、ますます競争力のある存在となっている。

2. 対外金融関係、外国為替管理

トーゴの対外金融関係は、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA : Union Economique et Monétaire Ouest Africaine）加盟国の対外金融関係に関する 2024 年 12 月 20 日付 UEMOA 閣僚理事会規則第 06 号によって規律されている。現時点では、この新しい規則に基づく指示はまだ出されていない。

2010 年 10 月 1 日付けの旧 UEMOA 閣僚理事会規則第 09 号を廃止・置き換える本規則は、

- トーゴと他の UEMOA 加盟国（ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、ベナン）間の対外金融関係の自由の原則を掲げ、
- 外国（その時点で実際に行われている取引に応じて UEMOA 加盟国以外の国、およびある加盟国の国際収支作成に関連する統計上の必要性から、当該国以外のすべての国）との金融取引の実施条件を定義している。

2.1. 外国との取引の自由

2.1.1. UEMOA 域内取引

トーゴに所在する者と UEMOA 加盟国に所在する者との間の取引は、原則として自由である。

ただし、この自由には、資金の流れの透明性を確保し、マネーロンダリングやテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散のリスクを防止し、通貨当局が国際収支に関する信頼性の高い情報を得られるようにするための、一定の申告義務や行政手続きが伴う。

2.1.2. 外国との日常的な取引

規則第 06 号は、証明書類の提出を条件として、外国（UEMOA 非加盟国）との日常取引の自由の原則も定めている。立法者は、これらの取引に関連する支払いは、認可された仲介業者、行政機関、郵便局、または西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO : Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest）を通じて実行されなければならないと規定している。

日常的な取引とは、居住者と非居住者間の物品、サービス（役務）、一次所得、二次所得の流れを指し、以下の要素を含む。

- モノ・サービスの取引
- 労働や利息・配当金などといった金融資源の対価として支払う金額、および受け取る金額、あるいは賃貸料、ライセンス料、特許権使用料など、非生産的な非金融資産に対するロイヤルティ（redevances）
- 対価を伴わない経常取引に充てられた資源の再分配、特に移民からの送金や寄付

配当、給与、利益に関する制度

したがって、利子、配当、資本会社（sociétés de capitaux）または人的会社（sociétés de personnes）の持分および利益、ならびに労働契約に基づく給与および報酬、物品・役務の提供に関連する謝礼、ロイヤルティ（redevances）などは、自由に海外に送金することができる。ただし、これらの金額の保有を証明する書類は、関連する認可仲介業者に提出する義務がある。

2.2. 制限事項

2.2.1. 統計目的のための申告

UEMOA 加盟国以外の国に居住する者による、貸付、保証、担保、非居住者に対する債権の取得以外の投資取引の清算は、情報提供および統計目的のため、財務省（Ministère chargé des Finances）および BCEAO に申告しなければならない。

国内における外国直接投資、非居住者間の当該投資の譲渡、および非居住者と居住者間の譲渡という形態の直接投資またはポートフォリオの清算は、統計目的のため必ず申告しなければならない。本投資に関連する資金の全部または一部の提供日から 30 日以内に、統一規則付属書 VII-1 (Annexe VII-1 du Règlement communautaire) の様式に従った文書形式にて、経済財務省（Ministère de l'Économie et des Finances）および BCEAO の国内本部に提出されなければならない。

同様に、海外での借入、ローンの返済、および保証の行使または保証金から生じた債権の回収についても、取引の性質に応じて BCEAO が定めた期限内に、情報提供および統計目的のため、当該局に申告しなければならない。

申告は、特定の書式を用いて行うものとするが、主な書式を以下に例示する。

- 様式第 49 号：「トーゴにおける外国投資に関する報告書」
- 様式第 57 号：「外国に居住する者がトーゴ国居住者に対して行った、直接投資に該当しない貸付に関する報告書」
- 様式第 59 号：「外国に居住する者がトーゴ国居住者に対して行った、直接投資に該当しない貸付の返済に関する報告書」
- 様式第 53 号：「トーゴにおける外国投資の全部または一部の清算に関する申告書」

2.2.2. 事前認可

取引の性質に応じて、西アフリカ通貨同盟金融市場庁（AMF-UMOA : Autorité des Marchés Financiers de l'UMOA）、BCEAO、財務省、または対外金融担当機関（Structure chargée des finances extérieures）によって付与される。

2.2.2.1. BCEAO の事前認可

AMF-UMOA の通知以前に BCEAO の認可が必要となるのは、以下の場合である。

- 外国政府、自治体、外国企業、国際機関による有価証券の発行、開示、販売
- 外国に居住する個人および外国に所在する機関に対する預金募集を目的とした居住者への勧誘
- UEMOA 加盟国で発行される出版物における、外国への預金または外国での不動産建設事業への出資を目的とした、掲示、プレスリリース、広告による宣伝。

また、認可を受けた仲介業者が、非居住者のために CFA フランまたは外貨建ての外国口座を開設する場合も、BCEAO の事前認可が必要である。

2.2.2.2. 対外金融担当機関による事前認可

郵便その他の手段による、支払手段（特にトラベラーズチェック、現金化可能な銀行小切手、外国紙幣または硬貨）および国内外の有価証券の輸出は、対外金融担当機関の事前認可対象となっている。

2.2.2.3. 財務大臣による事前認可

以下事象は財務省の認可が必要である：

- 居住者名義で外貨建て口座を国内で開設する場合

- UEMOA 加盟国以外の国における、居住者による貸付、保証、担保、非居住者に対する債権取得以外の海外投資（なお、これらは少なくとも 75%が海外からの借入によって賄われる必要がある）
- 居住者の海外投資の清算による収益の再投資
- 居住者が非居住者に対して行う貸付、非居住者に対する保証または担保の提供、および居住者による非居住者に対する債権の取得（規則第 13 条参照）
- 認可仲介業者による非居住者に対する貸付、保証、担保の提供
- 資本取引に伴う外国への支払
- 国外からの金の輸入および国外への金の輸出

上記の各種許認可は、上述した機関に申請して取得する必要がある。

2.2.3. 認可仲介業者を通じたドミシリエーション (Domiciliation :口座指定・取引拠点設定)

2.2.3.1. 輸入

➤ 原則

物品の輸入は、認可仲介業者を通じて行わなければならない。

認可仲介業者とは、UEMOA 加盟国の領域内に所在し、BCEAO の同意を得た上で財務大臣の認可を受け、外国との金融取引における仲介業者としての地位を付与された銀行などである。

下記に掲げる取引は、ドミシリエーション（口座指定・取引拠点設定）の対象外となる。

- BCEAO が設定した上限額以下の輸入。現時点の上限額は 100 万 CFA フランである。新たな上限額を定める BCEAO の規定はまだない。
- 対外金融担当機関による事前検証が必要な無償輸入。
- BCEAO 規則の付属書 IV に記載された物品の輸入、すなわち：

1. 放棄品：税関で放棄され、国家の所有物となった物品。
2. 飼い主の移動に同行する犬や猫などの動物。
3. 外国製の自動車およびオートバイの一時輸入時、または UEMOA 加盟国で登録された自動車、オートバイ、船舶の再輸入時に提示される燃料。

この免除は、車両に標準搭載されているタンク内の燃料、および補助容器内の燃料に適用される。補助容器内の燃料については、1 台あたり 100 リットルを上限とする。

4. 委託販売品。
5. 赤十字およびその他同等の機関に直接、仲介者なしで送られる物品は、関税、輸入税が免除される。
6. 輸入証明書が発行された機械または装置に関する工業用図面および設計図で、当該機械または装置と同時に、または別送で輸入されるもの。
7. 税関規則上、見本（サンプル）に分類されるもの。
8. 旅行者が輸入する衣類、食料品、および私物（免税対象であるか否かを問わない）。
9. 商業的性質を持たない、関税、輸入税が免除された郵便物および航空便。
10. 税関当局によって売却される持ち主不明の品物および難破貨物。
11. 現像済みフィルム、特に複製フィルム、サウンドテープ、ポジフィルム、およびこれらのフィルムに関する宣伝用資料（予告編、写真、ポスターなど）。
12. 保管中、または法定期間内に倉庫から引き取られなかった物品で、税関当局による公売で売却されるもの。
13. 返品物品。

14. 税関が押収した物品。
15. 引越しに伴い輸入された、または相続により取得された中古の家具および農業用資材。
これには、動物、自動車、および家具または農業用資材と同時に輸入されたものの、関税・輸入税免除の対象とならないその他の物品も含まれる。
引越しに伴い輸入される自動車は、少なくとも1年以上当該者の所有物である場合にのみ、免税の対象となる。
16. 作者自らが輸入するオリジナルの美術品。
17. 飼育、放牧：
 - a) UEMOA 加盟国で飼育されるために来た外国産の動物
 - b) 海外から再輸入される国内産の動物
18. 輸送機の乗務員が、税関当局が許可する数量の範囲内で持ち込む雑貨。
19. 欠陥部品の交換用に外国の製造業者が無料で提供する交換部品。
20. 外交特権：外交団員に付与される免除および特権に基づき免税が認められる物品。
21. 加盟国に居住する者が外国に所有する土地で収穫した農作物（原木を含む）を、関税、輸入税が免除された状態で持ち込む場合。
22. 国境住民が持ち込み、関税、輸入税の免除が認められる日用品。
23. 結婚用品、結婚祝儀、外国人学生の学用品。
24. 関税規則で定められた条件に基づき、UEMOA 加盟国に一時的に輸入されるあらゆる種類の車両。

さらに、トゴと他の UEMOA 加盟国または外国間、居住者と非居住者間の外国為替取引、資本移動、およびあらゆる種類の決済は、BCEAO、郵政公社、認可仲介業者、または認可を受けた外貨両替業者を通じてのみ行うことができる。

▶ 輸入品のドミシリエーション手続き

輸入品をドミシリエーションするためには、輸入業者は、外国の供給業者によって作成された請求書、または当該供給業者と締結した商業契約書の認証済み写し2部を、認可仲介業者に提出しなければならない。仲介業者は、2部の写しに番号を記入し、そのうちの1部を輸入業者に返却する。

実際の物品の輸入は、付属書 VIII-4 規則に規定された様式に準拠した輸入証明書により確認され、税関事務所により記入および押印される。物理的な媒体で発行される場合、少なくとも6部作成する。

税関は、輸入証明書と請求書に記載された情報、特に輸入品の性質、数量、価値、原産国について、その一致を確認する。

税関は、輸入業者に輸入証明書2部を交付し、輸入処理完了後8日以内に、BCEAO および対外金融担当機関それぞれに1部ずつ送付する。輸入業者も輸入証明書1部を保管し、もう1部を取引口座を開設している銀行に提出する。

2.2.3.2. 輸出

▶ 原則

外国への物品およびサービス（役務）の輸出は、その金額が BCEAO が定めた基準額を超える場合、認可仲介業者による口座開設の対象となる。新しい基準額はまだ設定されていないため、旧規定の基準額である 1,000 万 CFA フランが適用される。

下記に掲げる取引は、ドミシリエーション（口座指定・取引拠点設定）の対象外となる。

- 行政機関または郵便局を通じて行われる着払い輸出
- BCEAO が定めた基準額を超える重量の金の一時的輸出を除く、無償輸出

- 関税評価額が BCEAO がドミシリエーションのために定めた基準額（基準額はまだ BCEAO によって設定されていない）を下回る物品
- 規則第 06 号付属書 V に列挙されている特別な性質の輸出、すなわち：
 1. 飼い主の移動に同行する犬や猫などの動物。
 2. 航空機および船舶の給油、ならびに船内備品：
 - a) 国内外の航空機および船舶への液体燃料または潤滑油の供給
 - b) 液体燃料または潤滑油以外の物品で、国内または外国の航空機および船舶の給油または船内備品として積み込まれたもの。
 ただし、外国の航空機または船舶の場合、禁止物品の輸送については、この例外規定は適用されない。
 3. UEMOA 加盟国に居住する者が所有する自動車およびオートバイの一時的輸出、または外国に居住する者が所有する自動車およびオートバイの再輸出の際に提示される燃料。この例外は、車両に恒久的に取り付けられている通常タンクに収容する燃料、および補助容器に収容する燃料（後者については、自動車の場合、40 リットルを限度とする）に適用される。
 4. 税関規則上、見本（サンプル）に分類されるもの（禁止品を除く）。
 5. 輸出貨物の容器、包装、支持体、その他の包装材として使用される、内容物が入った包装材または容器。ただし、それらが商取引における公正かつ一般的な慣行に適合している場合に限る。
この例外は、貴金属製の包装を除き、外装および内装の包装に適用される。
輸出品物について輸出証明書の提出が求められる場合で、かつ包装が（預託金・保証金が一定の条件下で返還される）デポジット方式（*consignés*）ではない場合、当該包装の価値を証明書類に記載しなければならない。
 6. 委託販売品。
 7. 見本市および展示会：UEMOA 加盟国で開催された見本市または展示会に出展された後、再輸出される外国の物品。
 8. 居住地の変更に伴い外国に移送された動産。これには、乗用自動車、オートバイ、自転車も含まれる。
 9. 旅行者が個人使用のために輸出する物品。
 10. UEMOA 加盟国に一時滞在した外国人観光客が輸出する物品。
この例外は、旅行者が購入した物品について、通常の旅行費用および個人的な費用に関連して評価された必要限度内で適用される。
 11. 飼育・放牧：外国で飼育され、税関規則で定められた条件に基づき再輸入が保証されている動物。
 12. 外交特権：この特例は、以下に適用される。
 - a) 大使、外交団員、または外交特権を有する外国人が発送する物品
 - b) UEMOA 加盟国の外交団宛てに国外へ発送される物品
 - c) 大使またはその他の外交団のメンバーが所有し、当該国で通常のナンバープレートで登録されている、または税関規則で定められた条件の下で走行している自動車。
 13. 外国の荷送人への貨物の返送：国内に滞在中、税関の監視下を離れることなく外国の荷送人に返送される貨物。
 14. 自動車：税関規則で定められた条件に基づき、一時輸出制度の対象となる自動車。

▶ **輸出品のドミシリエーション手続き**

輸出品のドミシリエーションをするためには、輸出業者は、取引口座を開設している銀行（以下、取引銀行）に以下の書類を提出しなければならない。

- 規則第 06 号付属書 IX-1 の様式に準拠した「外国為替契約」を 4 部作成
 - 商業契約書の認証謄本、またはこれに代わるその他の書類
- サービス（役務）輸出業者は、入金予定口座を管理する銀行に以下を提出する：

- 規則第 06 号付属書 IX-3 の様式に準拠した外国為替契約
- 商業契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類

物品輸出者は、付属書 IX-2 の様式に準拠した物品輸出証明書を作成し、各出荷ごとに取引銀行に提出する。この証明書および輸出物品は、その後税関に提出される。

輸出証明書と申告書に記載された、物品の性質、仕向地、数量、関税評価額、請求額に関する情報の整合性が確認された後、税関は輸出業者に輸出証明書の写しを 1 部交付し、残りの写しを取引銀行、BCEAO、および対外金融担当機関に送付する。BCEAO および対外金融担当機関へは、申告書番号、ドミシリエーション書類番号、および有価証券に記載された取引銀行名を記載した明細書を添付し、輸出処理完了後 8 日以内に規定書類を送付する。

2.3. 違反および制裁

認可機関以外の自然人または法人による輸出収入の申告または本国送金義務の不履行、および 2024 年の UEMOA 閣僚理事会規則第 06 号で規定されている、または求められている諸手続きの不遵守（事前承認の取得不履行、または承認条件の不遵守）は、UEMOA 加盟各国で施行されている、対外金融関係に関する法規違反の紛争に関する法令および規則に基づき、確認、訴追、処罰される。

対外金融関係に関する法規違反を認定する権限を有する者は、以下の職員である。

- 1- 税関職員
- 2- 対外金融担当の宣誓職員
- 3- 財務大臣が特別に指名した、その他の宣誓職員
- 4- 司法警察官
- 5- 西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）の宣誓職員

3. 国内および域内の競争

トーゴで事業を行う企業は、競争法に関する規制の対象となり、その行為がトーゴ市場のみに影響を与えるのか、UEMOA の共通市場に影響を与えるのかによって、それぞれ別の管轄権を有する二つの機関が、反競争的行為に関する規定の遵守を統括している。

トーゴにおける競争は、国内レベルでは、1999年12月28日付け競争に関する法律第99-011号によって規律されている。

この法律は、UEMOA の統一規則によって補完され、すべての加盟国で適用されているが、代表的なものとして、特に、以下の規則を例示する。

- 2002年の反競争的取引慣行に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 02 号
- 2002年のカルテルおよび支配的地位の濫用に関する手続きに関する UEMOA 閣僚理事会規則第 03 号
- 2002年の国家援助に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 04 号
- 2002年の加盟国と公営企業間、および加盟国と国際機関または外国機関間の財務関係の透明性に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 01 号
- 2002年の UEMOA 条約第 88 条、第 89 条及び第 90 条の適用に関する、UEMOA 委員会と各加盟国の競争機関間の協力に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 02 号

3.1 貿易と価格の自由

トーゴでは、現行の法令で規定されている制限（特に、治安、公衆衛生、経済上の理由による制限）を除き、物品の輸出入は自由である。

同様に、物品やサービス（役務）の価格設定は、原則として競争の原理に委ねられている。ただし、1999年12月28日付け競争に関する法律第99-011号に基づき、国家は、閣議決定および競争委員会の諮問を経て、特に市場が明らかな機能不全に陥っている場合などでは、必須とみなされる物品やサービス（役務）の価格を規制するために介入することができる。

3.2 制限事項

3.2.1. 政府による価格統制

1999年12月28日付け競争に関する法律第99-011号に基づき、トーゴにおける物品およびサービス（役務）の価格は、競争の原則により自由に決定することができる。ただし、この自由は、特定の状況において制限される場合がある。

すなわち、当該物品またはサービス（役務）が経済的、社会的に重要な影響を及ぼすものと判断される場合、あるいは競争が制限されている場合（特に独占状態や市場の機能不全など）、政府は価格を統制することができる。このような調整は、国家競争委員会の意見を踏まえた閣議決定を経て実施される。

この仕組みにより、特に危機、不足、または明らかな市場の機能不全の時期に、過度な価格上昇を防止または抑制することができる。本規定は有効期間を最長6ヵ月と定めている。

3.2.2. 価格に関する情報

物品の販売者またはサービス（役務）の提供者は、消費者に対して、価格、契約上の責任の制限、および販売の特別条件について情報を提供しなければならない。

価格の公表は義務付けられており、マーキング、ラベリング、看板、掲示など、適切な手段によって行わなければならない。

3.2.3. 請求

業務上の活動のための物品購入またはサービス（役務）提供は、すべて安全な請求の対象となる。

請求書は2部以上作成し、販売者は請求書の原本を購入者に渡し、その写しを保管する。請求書は、販売または役務の提供が完了した時点で発行され、トーゴの税法で要求されるすべての記載事項（当事者の身元、製品または役務の性質と価格、付加価値税（VAT）率、支払予定日、割引など）を含める必要がある。

請求書の原本および写しは、取引成立の日から起算して5年間、買い手と売り手双方が保管しなければならない。輸入の場合は、FOB（Free On Board）価格と CIF（Cost, Insurance and Freight）価格を請求書に明記する。

3.2.4. 輸入認可手続き/輸入制限

閣議決定により指定された特定の物品については、輸入認可手続きまたは輸入制限の対象となる場合がある。

3.2.5. 禁止行為

UEMOA 統一規則により禁止される商行為がある一方で、トーゴの国内法、すなわち 1999 年 12 月 28 日付け競争に関する法律第 99-011 号によってのみ禁止される商行為もある。

一方、以下は UEMOA 統一規則により禁止される行為である。

- 反競争的協定、すなわち、トーゴまたは UEMOA 域内における競争の制限または歪曲を目的とした、特に以下を含む、企業間のあらゆる協定、結社、協調的行為：
 - 他の企業による市場へのアクセスや自由な競争の行使を制限する協定
 - 直接または間接的に価格を固定し、販売価格を管理し、一般的に、市場原理による価格設定を妨害し、人為的に価格の上昇または下落を促進することを目的とした協定
 - 市場や供給源の分割
 - 生産、販路、技術開発、投資の制限または抑制
 - 同等の役務に対して不平等な条件を適用することにより、取引相手を差別する行為
 - 契約締結を条件に、その性質上または商慣習上、当該契約の目的と関連性のない追加的役務の受諾を取引相手に要求すること。
- 支配的地位の濫用、すなわち、トーゴ市場または UEMOA 共通市場、あるいはそれに類する市場において支配的地位の濫用にあたる 1 社または複数の企業による以下を含む行為。
 - 購入価格または販売価格、およびその他の不公正な取引条件の押し付け
 - 消費者にとって不利益となる生産、販路、技術開発の制限
 - 同等の役務に対して不平等な条件を適用することで、取引相手を競争上不利な立場に置くこと
 - 契約締結を条件に、その性質上または商慣習上、当該契約の目的と関連性のない追加的役務の受諾を取引相手に要求すること。
 - 富の集中（吸収合併、支配権取得、合併事業設立）
- 特定の企業または生産を優遇することにより競争を歪める、国家による、または国家資源を用いた援助

また、トーゴの国内法では、以下の行為も禁止されている。

- 市場の透明性に関する規則の違反、および競争を制限する行為：

- 価格の強制およびダンピング転売
- 請求規則の遵守義務違反
- 価格表および販売条件の非開示
- 消費者に対する販売拒否および販売条件の付帯
- 事業者間の差別的行為
- 無許可販売および準商業的行為（非営利団体による不当な商業活動）
- 消費者情報に関する規則の遵守義務違反
- 虚偽または誤解を招く広告
- 消費者への直接販売に関する規制の遵守義務違反
- 具体的に以下のような反競争的行為、：
 - ✓ カルテル、支配的地位の濫用、すなわち、市場における競争の妨害、制限、歪曲をもたらす、またはその恐れのある、あらゆる形態の協調行動、明示的または黙示的な協定、または連合。特に、以下の目的または効果を持つ場合：
 - 他の企業の市場へのアクセスや自由な競争の行使を制限すること
 - 自由市場による価格設定を妨げ、人為的に価格の上昇または下落を促進すること
 - 生産、販路、投資、技術の進歩を制限または統制すること
 - 市場や供給源を分散すること
 - ✓ 搾取：
 - 特定の企業または企業グループによる価格上昇傾向
 - 国内市場またはその大部分における支配的な地位
 - 同等の解決策を持たない顧客企業または供給企業が経済的に依存している状態

物品の安売販売は、商務大臣（*Ministre chargé du Commerce*）の許可を得なければならない。違反は、調書（*procès-verbaux*）または司法情報（*information judiciaire*）によって確認される。本調書を作成する権限を有するのは、この目的のために特別に任命された国家公務員および職員である。彼らは宣誓を行い、常に職業証明書（*carte professionnelle*）を携帯しなければならない。

3.2.6. 情報の要求

UEMOA 委員会は、特定の状況（加盟国間の貿易の推移、価格の変動または硬直性）に基づき、共同市場内で競争が制限または歪められていると推定される場合、企業に情報を要求し、特定の経済分野について一般的な調査を行うことができる。

地方レベルでは、行政機関および第三者の申し立てに基づき、国家競争・消費委員会（*Commission Nationale de la Concurrence et de la Consommation*）が以下の問題について審議を行う。

- 競争および消費
- 管轄裁判所が受理した事件における反競争的かつ競争制限的な行為があったかどうか
- 違反の可能性があると思われる事実

3.2.7. 非該当証明書（*Attestation négative*）

企業間または企業グループ間の合意、協調的行為は、関係企業により UEMOA 委員会に通知することができ、これによって当該合意・協調的行為が適用される共同体規定に準拠していることを確認し、その結果として非該当証明を取得することができる。この証明書により、当該合意・協調的行為、あるいは連合は、管轄当局によって共同体競争法違反とみなされず、制裁の対象にもならないことが保証される。

3.3. 違反および制裁

違反行為は、1999年12月28日付け法律第99-011号の第47条から第71条によって規定されている。これらの規定は、違反行為の性質に応じて適用される訴追手続きおよび制裁を定めるものである。

- 反競争的行為を行った者は、200万から1,000万CFAフランの罰金および/または2ヵ月から2年の懲役に処せられる。
- 価格の強制やダンピング転売、価格表や販売条件の非開示、消費者に対する販売拒否や販売条件の付帯、事業者間の差別的行為、無許可販売および準商業的行為、消費者情報に関する規則の遵守義務違反は、5万～500万CFAフランの罰金および/または6日間から6ヵ月の懲役に処せられる。
- 事業者による請求書の不発行、または事業者による請求書を伴わない事業用資産・製品の所持は、5万～500万CFAフランの罰金、6日～6ヵ月の懲役、またはこの二つの刑罰のいずれか1つに処せられる。
- 虚偽の広告は、5万～1,000万CFAフランの罰金および/または1年以下の懲役に処せられる。
- 輸出入または偽造文書の使用に関する違反は、5万～1,000万CFAフランの罰金および/または1ヵ月以上1年以下の懲役に処せられる。
- 最低保証義務またはアフター役務の義務を遵守しなかった場合、5万～500万CFAフランの罰金および/または1ヵ月以上6ヵ月以下の懲役に処せられる。
- 裁判所は、問題のある製品・役務の販売停止を命じることができる。
- 検査官の職務執行を妨害した場合は、2万5,000～500万CFAフランの罰金および2ヵ月以上6ヵ月以下の懲役に処せられる。
- 詐欺、カルテル、支配的地位の濫用、消費者安全の侵害があった場合、商務大臣は（最長3ヵ月の）店舗の一時閉鎖を命じることができる。再犯の場合、裁判官は商業活動の永久停止を命じることができる。

共犯者にも主犯者と同じ刑罰が科せられる。

これらの制裁には、保全措置、有罪判決の公表、製品の没収および廃棄が追加される場合がある。

共同体法規では、2002年のUEMOA閣僚理事会規則第03号に基づき、企業の年間世界売上高の最大10%に相当する罰金が科せられる場合がある。

トーゴまたはUEMOA域内で事業を行うことを希望する企業は、競争に関する規則を厳格に遵守しなければならない。価格設定、企業間協定、合併・買収など、競争を制限する可能性のあるあらゆる取引行為については、その適法性を事前に評価することが強く推奨される。

4. 知的財産

4.1. 管轄機関と任務

4.1.1. 管轄機関

トーゴは、1967年7月14日に世界知的財産機関を設立する条約に署名して以来、世界知的財産権機関（WIPO：World Intellectual Property Organization/Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle）の加盟国となっている。また、1977年3月2日に締結されたアフリカ知的財産権機関（OAPI：Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle）の創設に係るバンギ協定（Accord de Bangui）を改正する協定にも加盟している。OAPIは、本部をカメルーンの首都ヤウンデ（Yaoundé）に置き、1999年2月24日に設立された。

トーゴにおける OAPI の代理機関は国立産業財産・技術研究所（INPIT：Institut National de la Propriété Industrielle et de la Technologie）である。

最後に、著作権の管理に関しては、トーゴは、著作権局（BUTODRA：Bureau Togolais des Droits d'Auteur）を設置し、国内における著作権の保護と管理を一元的に行っている。BUTODRAは、文化省（Ministère en charge de la Culture）の下部組織である。

4.1.2. INPIT および BUTODRA の任務

トーゴの INPIT は、産業財産に関する国家政策の実施において戦略的な役割を果たしている。その定款によれば、INPIT は、地域機関や国際機関と緊密に連携しながら、技術的、教育的、外交的な任務を担っている。

その主な機能の一つは、産業財産（特許、商標、意匠など）の申請をすべて一元管理し、アフリカ知的財産権機関（OAPI）に伝達することである。トーゴのユーザーと OAPI をつなぐ窓口として、INPIT は出願手続きが円滑に進むよう事務面、実務面の支援を行っている。

INPIT はさらに、開発とイノベーションの手段としての産業財産権に対する理解を深め、戦略的に活用することを促進するべく、中小企業（SME：Small and Medium-sized Enterprises/PME：petites et moyennes entreprises）、研究者、職人、クリエイターなど、国内の関係者を対象とした啓発活動や研修に積極的に取り組んでいる。

INPIT は、トーゴ、OAPI、世界知的財産権機関（WIPO）間をつなぐ調整役として機能しており、知的財産分野における国際協力に貢献し、調和のとれた法的枠組みの構築に参加し、地域圏および国際的な場においてはトーゴを代表して対応している。

OAPI のトーゴにおける窓口機関である INPIT は、様々な役割を果たしながら、産業財産に関わるトーゴの政策を効果的に実施している。

一方、BUTODRA は、文学、芸術、音楽、視聴覚、デジタル作品など、知的創作物の作者や創作者の権利を擁護し、その職業的および財産的利益を管理している。BUTODRA は、作者が自身の作品の利用に関連する報酬を公平に受け取れるよう注意を払っている。

また、国際的なパートナー機関や他国の著作権管理団体と協力し、国内および海外における著作権の保護にも取り組んでいる。これにより、トーゴの著作者に広範な法的・経済的保護を保証している。

同組織の任務は以下の通りである。

- 国内外において、上演、公衆実演、ラジオ放送、テレビ放送、有線または無線による公衆伝達、グラフィックまたは機械的複製、翻訳、翻案、その他の複製方法、および再販時の著作者報酬権を独占的に管理すること
- 著作権者とユーザー間の契約締結を独占的に仲介すること

- 作品およびその作者または著作権者を特定するための申告を受け付け、登録すること
- ユーザーから使用料を徴収し、関係する権利者や相続人・権利継承者に分配すること
- 強制実施権の付与に関する特定の条件の遵守を監督し、その付与に先立って介入すること
- トーゴの民俗遺産の利用に関する権利を保護、価値を行使し、管理すること
- ユーザーまたはその代理機関との標準契約書の作成
- 著作者またはその相続人・権利継承者（*ayants droit*）に対して、著作権に関するあらゆる事項について情報および助言を提供すること。著作者またはその相続人のために、社会基金またはその他の福祉、連帯、相互扶助のための機関を設立し、運営すること

4.2. 保護すべき権利

4.2.1. 著作権

トーゴは、著作権に関する複数の条約に署名している。世界知的財産権機関（WIPO）以外にも、以下の条約がある。

- ベルヌ条約（文学的及び芸術的著作物の保護に関する条約）
- 著作権に関する世界条約
- 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）

国内では、知的作品の保護は、1991年6月10日付けの著作権、民俗芸術、および隣接権の保護に関する法律第91-12号によって定められている。この法律は、2016年6月20日付けの芸術家の地位に関する法律第2016-12号によって補われ、トーゴにおける文学的および芸術的財産に関する法的枠組みを構築している。

あらゆる独創的な知的創作物（文学、芸術、科学）の作者は、その創作行為のみによって、当該作品に対する無形の独占的かつ何人にも侵害を許さない所有権を享受する。この保護は、いかなる形式要件にも従属しない。著作権には、**知的・道徳的属性**（作品の擁護、作品の公開の決定、氏名、作品の品質および完全性の尊重、作品の帰属の主張、氏名表示の要求）と**財産的属性**（いかなる形態であれ作品を独占的に利用し、金銭的利益を得る権利）が含まれる。

知的・道徳的権利は、譲渡不可能かつ時効消滅しない。

隣接権は、実演家（音楽家、俳優）、録音物および録画物の製作者、放送機関の権利を保護する。

4.2.2. 商業的および産業的財産権

特許、商標、工業意匠、商号などの産業財産および商業所有権は、国立産業財産・技術研究所（INPIT）を通じてOAPIにその保護を申し出るものとする。

4.2.2.1. 発明特許の保護

トーゴは、特許協力条約（PCT : Patent Cooperation Treaty (PCT) / *Traité de coopération en matière de brevets*）の締約国である。

国内においては、INPIT（国立産業財産・技術研究所）が発明特許保護において中心的な役割を果たしているが、これは、同機関がトーゴも加盟しているアフリカ知的財産権機関（OAPI）の広域システムの一部として機能しているからである。

具体的には、INPITは、発明者、研究者、またはトーゴの企業から特許出願を受け付け、その発明が特許として認められるための条件を満たしているかどうか（新規性、進歩性、産

業上の利用可能性)、提出すべき書類について、さらに手続きのさまざまな段階について、出願者に情報を提供する。

特許は OAPI によって地域レベルで付与されるため、INPIT は完成した出願書類を OAPI に送付する。このように、INPIT はトーゴの出願者とカメルーンのヤウンデに本部を置く OAPI との間の行政上の仲介役として機能している。

さらに、INPIT の役割は出願手続きだけにとどまらず、出願のフォローアップも行っている。出願者に書類の進捗状況を通知し、不備があればその修正を支援し、年次維持料を含む手数料の支払いもサポートしている。

実際、OAPI の申請者ガイドによると、年次維持料は OAPI に直接支払うか、加盟国の国内連絡機関 (SNL : Structure Nationale de Liaison) を通じて支払うことができるとされている。トーゴの場合、この SNL というのは INPIT にあたる。しかし、2015 年 12 月 14 日に改正された (アフリカ知的財産機構の設立) バンギ協定の付属書 II.I 第 36 条および第 45 条によれば、権利者の意思によらない事情により年次維持料の支払いがなされず、特許が更新されない場合、その権利者またはその権利承継者は、回復手数料、必要な年次手数料、および追加料金を支払うことにより、上記の事情が消滅した日から 6 ヶ月以内、かつ更新期限から 2 年以内であれば、その回復を請求することができる。

偽造の場合、発明特許の権利者またはその権利承継者は、偽造品の差押えを行い、その後、管轄裁判所において偽造訴訟 (action en contrefaçon) を提起することができる。

4.2.2.2. 商標 (Marque) の保護

商標は、企業の製品やサービスを識別し、区別するための、目に見える特徴的な記号であり、文字、図形、または図案の形で表される。

すべての商標は、予め OAPI に登録する必要があるし、商標権は最初の出願者に帰属し、その保護は当初 10 年間認められ、その後は 10 年ごとの更新が可能である。

ただし、第 3 条の適用により、以下に例示するような一部の商標は有効に登録することはできない。

- 識別性を欠く商標
- 他の権利者に帰属、すでに登録されている、または出願日または優先日が先行する、同一または類似の物品または役務に関する他の商標と同一である商標、あるいは、そのような商標と類似し、誤認または混同の恐れがある商標
- 公序良俗または法律に反する商標
- 公衆または商業界を、特に当該製品またはサービスの地理的起源、性質または特徴について誤解させるおそれのある商標
- 紋章、国旗、その他のエンブレム、略称、頭字語、または国際条約によって設立された国家または政府間組織の公式の検査・保証の標章または刻印を複製、模倣、またはその構成要素に含む商標。ただし、当該国家または組織の所管官庁の許可を得た場合はこの限りではない。

トーゴにおける商標の保護は、同国が加盟するアフリカ知的財産権機関 (OAPI) の広域システムの一環である。このシステムは、2015 年に改正されたバンギ協定、特にその付属書 III に基づいており、17 の加盟国における商標に適用される法的枠組みを規定している。

OAPI が一括して広域諸地域の出願を取り纏める仕組みとなっており、これにより、トーゴを含む各加盟国では、自動的に、かつ同時に保護が与えられる。この仕組みにより、出願者は各国の手続きを何度も行う必要がなく、調和のとれた保護制度の恩恵を受けることができる。

当初の保護期間は出願日から 10 年間であり、10 年ごとに無期限に更新が可能である。ただし、実際に商標を使用することが条件であり、使用がない場合、特に 5 年連続で未使用となった商標は失効する可能性がある。

登録商標の所有者は、その商標を独占的に使用する権利を有しており、第三者による商標の無断使用を禁止することができる。侵害があった場合、所有者は管轄裁判所において侵害訴訟 (actions en contrefaçon) を提起し、必要に応じて、侵害品の差押え (saisie-contrefaçon) などの保全措置や損害賠償を請求することができる。

このように、OAPI のシステムは、トーゴの商標権者に、地域レベルで強力かつ一貫性のある広範な保護を提供すると同時に、権利侵害や不正競争のリスクから権利を保護することを保証している。

4.2.2.3. 工業意匠

トーゴにおける工業意匠 (dessins et modèles industriels) は、トーゴが加盟するアフリカ知的財産権機関 (OAPI) の広域システムの中で統一的に保護されている。(特に、トーゴの INPIT を通じて) OAPI に工業意匠を登録すれば、17 加盟国すべてにおいて同時に有効な権利が付与される。

模様、線、色などの二次元的な側面、あるいは工業製品の形状や質感などの三次元的な側面に関するものも意匠の対象となり、新規性があり、独自性があるもののみが意匠として登録できる。

当初の保護期間は、出願日から 5 年間で、2 回まで、それぞれ 5 年間ずつ更新することができる。最長で 15 年間の保護が受けられる。更新は、満了日の 12 カ月前までに手続きを行う必要があるとされているが、期限を過ぎても、追加料金 (surtaxe) を支払うことで 6 カ月の猶予期間が認められる。しかしこの期限を過ぎると権利は失効したとみなされる。

OAPI による審査手続きは、主に提出書類の形式上の適合性を対象とする。不備がある場合、出願者は 3 カ月以内に申請を修正するよう求められる。承認後、出願日、登録番号、ロカルノ分類 (classification Locarno)、権利者名などを記載した公式証明書 (certificat officiel) が発行される。

権利者の責めに帰すべき事由によらない更新の遅延があった場合、その事由が終了してから 6 カ月以内、かつ期限から 2 年以内に、未払い料金 (taxes dues) と追加料金 (surtaxe) を支払うことで、権利回復の申し立てを行うことができる。

4.2.2.4. 商号

トーゴには、国内で商号の登録を義務付ける特定の法律は存在しない。ただし、商号の保護および登録は、トーゴが加盟している OAPI システムの対象となる。

改正バンギ協定付属書 V 第 1 条によれば、商号とは、商業、工業、工芸、農業、その他の経済活動を行う事業者が一般にそれと知られ、それを使って営業している名称のことである。商号は、最初に使用した者、または登録を取得した者に帰属する。登録された商号のみが刑事罰の対象となる。登録申請は、トーゴを含む加盟国における保護を一元的に管理する OAPI に提出しなければならない。

商号の保護は 10 年間有効であり、10 年ごとに無期限に更新することができる。登録すると OAPI が証明書を発行し、OAPI に加盟するすべての国において保護される。

4.2.2.5. 保護期間総括表

保護対象	保護期間
発明	20 年
商標	10 年
工業意匠	5 年（2 回更新可能）
商号	10 年（無期限で更新可能）

4.3. 保護の地理的適用範囲

発明特許および工業意匠の保護は、OAPI 加盟国すべて、すなわちベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、チャド共和国、ギニア民主共和国、セネガル、トーゴにおいて有効である。

トーゴは、工業意匠の国際出願に関するハーグ協定（Arrangement de La Haye/Hague Agreement）の単独締約国ではないが、2008 年 9 月 16 日に同協定に締約した OAPI の加盟国として、その効果を楽しんでいる。したがって、OAPI に出願すると、自動的にハーグ協定の加盟国としても保護される。

さらに、この保護は OAPI 非加盟国にも拡大することができる。というのも、トーゴは特許協力条約（PCT）の締約国でもあるので、トーゴ国民は国内で複数の出願を行わなくとも多くの国で有効な国際的な保護を一つだけ申請すればよいということなのである。

特許保護が有効となる国は、以下の通りである。

締約国	締約日	文書の種類	発効日
南アフリカ		加盟：1998 年 12 月 16 日	1999 年 3 月 16 日
アルバニア		加盟：1995 年 7 月 4 日	1995 年 10 月 4 日
アルジェリア	1970 年 6 月 19 日	批准：1999 年 12 月 8 日	2000 年 3 月 8 日
ドイツ	1970 年 6 月 19 日	批准：1976 年 7 月 19 日	1978 年 1 月 24 日
アンゴラ		加盟：2007 年 9 月 27 日	2007 年 12 月 27 日
アンティグア・バーブーダ		加盟：1999 年 12 月 17 日	2000 年 3 月 17 日
サウジアラビア		加盟：2013 年 5 月 3 日	2013 年 8 月 3 日
アルゼンチン	1970 年 12 月 21 日		
アルメニア		継続適用の宣言：1994 年 5 月 17 日	1991 年 12 月 25 日
オーストラリア		加盟：1979 年 12 月 31 日	1980 年 3 月 31 日
オーストリア	1970 年 12 月 22 日	批准：1979 年 1 月 23 日	1979 年 4 月 23 日
アゼルバイジャン		加盟：1995 年 9 月 25 日	1995 年 12 月 25 日
バーレーン		加盟：2006 年 12 月 18 日	2007 年 3 月 18 日
バルバドス		加盟：1984 年 12 月 12 日	1985 年 3 月 12 日
ベラルーシ		継続適用の宣言：1993 年 4 月 14 日	1991 年 12 月 25 日
ベルギー	1970 年 12 月 30 日	批准：1981 年 9 月 14 日	1981 年 12 月 14 日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ベリーズ		加盟：2000年3月17日	2000年6月17日
ベナン		加盟：1986年11月26日	1987年2月26日
ボスニア・ヘルツェゴビナ		加盟：1996年6月7日	1996年9月7日
ボツワナ		加盟：2003年7月29日	2003年10月30日
ブラジル	1970年6月19日	批准：1978年1月9日	1978年4月9日
ブルネイ・ダルサラーム		加盟：2012年4月24日	2012年7月24日
ブルガリア		加盟：1984年2月21日	1984年5月21日
ブルキナファソ		加盟：1988年12月21日	1989年3月21日
カーボベルデ		加盟：2022年4月6日	2022年7月6日
カンボジア		加盟：2016年9月8日	2016年12月8日
カメルーン		加盟：1973年3月15日	1978年1月24日
カナダ	1970年6月19日	批准：1989年10月2日	1990年1月2日
チリ		加盟：2009年3月2日	2009年6月2日
中国		加盟：1993年10月1日	1994年1月1日
キプロス		加盟：1998年1月1日	1998年4月1日
コロンビア		加盟：2000年11月29日	2001年2月28日
コモロ		加盟：2005年1月3日	2005年4月3日
コンゴ		加盟：1977年8月8日	1978年1月24日
コスタリカ		加盟：1999年5月3日	1999年8月3日
コートジボワール	1970年12月3日	批准：1991年1月31日	1991年4月30日
クロアチア		批准：1998年4月1日	1998年7月1日
キューバ		加盟：1996年4月16日	1996年7月16日
デンマーク	1970年6月19日	批准：1978年9月1日	1978年12月1日
ジブチ		加盟：2016年6月23日	2016年9月23日
ドミニカ		加盟 ：1999年5月7日	1999年8月7日
エジプト	1970年6月19日	批准：2003年6月6日	2003年9月6日
エルサルバドル		加盟：2006年5月17日	2006年8月17日
アラブ首長国連邦		加盟：1998年12月10日	1999年3月10日
エクアドル		加盟：2001年2月7日	2001年5月7日
スペイン		加盟：1989年8月16日	1989年11月16日
エストニア		加盟：1994年5月24日	1994年8月24日
エスワティニ		加盟：1994年6月20日	1994年9月20日
アメリカ合衆国	1970年6月19日	批准：1975年11月26日	1978年1月24日
ロシア連邦	1970年12月23日	批准：1977年12月29日	1978年3月29日
フィンランド	1970年6月19日	批准：1980年7月1日	1980年10月1日
フランス	1970年12月31日	批准：1977年11月25日	1978年2月25日
ガボン		加盟：1975年3月6日	1978年1月24日
ガンビア		加盟：1997年9月9日	1997年12月9日
ジョージア		継続適用の宣言：1994年1月18日	1991年12月25日
ガーナ		加盟：1996年11月26日	1997年2月26日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ギリシャ		加盟：1990年7月9日	1990年10月9日
グレナダ		加盟：1998年6月22日	1998年9月22日
グアテマラ		加盟：2006年7月14日	2006年10月14日
ギニア		加盟：1991年2月27日	1991年5月27日
赤道ギニア		加盟：2001年4月17日	2001年7月17日
ギニアビサウ		加盟：1997年9月12日	1997年12月12日
ホンジュラス		加盟：2006年3月20日	2006年6月20日
ハンガリー	1970年6月19日	批准：1980年3月27日	1980年6月27日
インド		加盟：1998年9月7日	1998年12月7日
インドネシア		加盟：1997年6月5日	1997年9月5日
イラン（イスラム共和国）	1970年7月7日	批准：2013年7月4日	2013年10月4日
イラク		加盟：2022年1月31日	2022年4月30日
アイルランド	1970年6月19日	批准：1992年5月1日	1992年8月1日
アイスランド		加盟：1994年12月23日	1995年3月23日
イスラエル	1970年6月19日	批准：1996年3月1日	1996年6月1日
イタリア	1970年6月19日	批准：1984年12月28日	1985年3月28日
ジャマイカ		加盟：2021年11月10日	2022年2月10日
日本	1970年6月19日	批准：1978年7月1日	1978年10月1日
ヨルダン		加盟：2017年3月9日	2017年6月9日
カザフスタン		継続適用の宣言：1993年2月16日	1991年12月25日
ケニア		加盟：1994年3月8日	1994年6月8日
キルギスタン		継続適用の宣言：1994年2月14日	1991年12月25日
クウェート		加盟：2016年6月9日	2016年9月9日
レソト		加盟：1995年7月21日	1995年10月21日
ラトビア		加盟：1993年6月7日	1993年9月7日
リベリア		加盟：1994年5月27日	1994年8月27日
リビア		加盟：2005年6月15日	2005年9月15日
リヒテンシュタイン		加盟：1979年12月19日	1980年3月19日
リトアニア		加盟：1994年4月5日	1994年7月5日
ルクセンブルク	1970年12月30日	批准：1978年1月31日	1978年4月30日
北マケドニア		加盟：1995年5月10日	1995年8月10日
マダガスカル	1970年12月10日	批准：1972年3月27日	1978年1月24日
マレーシア		加盟：2006年5月16日	2006年8月16日
マラウイ		加盟：1972年5月16日	1978年1月24日
マリ		加盟：1984年7月19日	1984年10月19日
マルタ		加盟：2006年12月1日	2007年3月1日
モロッコ		加盟：1999年7月8日	1999年10月8日
モーリシャス		加盟：2022年12月15日	2023年3月15日
モーリタニア		加盟：1983年1月13日	1983年4月13日
メキシコ		加盟：1994年10月1日	1995年1月1日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
モナコ	1970年12月31日	批准：1979年3月22日	1979年6月22日
モンゴル		加盟：1991年2月27日	1991年5月27日
モンテネグロ		継続適用の宣言：2006年 12月4日	2006年6月3日
モザンビーク		加盟：2000年2月18日	2000年5月18日
ナミビア		加盟：2003年10月1日	2004年1月1日
ニカラグア		加盟：2002年12月6日	2003年3月6日
ニジェール		加盟：1992年12月21日	1993年3月21日
ナイジェリア		加盟：2005年2月8日	2005年5月8日
ノルウェー	1970年6月19日	批准：1979年10月1日	1980年1月1日
ニューージーランド		加盟：1992年9月1日	1992年12月1日
オマーン		加盟：2001年7月26日	2001年10月26日
ウガンダ		加盟：1994年11月9日	1995年2月9日
ウズベキスタン		継続適用の宣言：1993年8 月18日	1991年12月25日
パナマ		加盟：2012年6月7日	2012年9月7日
パプアニューギニア		加盟：2003年3月14日	2003年6月14日
オランダ王国	1970年12月31日	批准：1979年4月10日	1979年7月10日
ペルー		加盟：2009年3月6日	2009年6月6日
フィリピン	1970年6月19日	批准：2001年5月17日	2001年8月17日
ポーランド		加盟：1990年9月25日	1990年12月25日
ポルトガル		加盟：1992年8月24日	1992年11月24日
カタール		加盟：2011年5月3日	2011年8月3日
シリア・アラブ共和国	1970年12月29日	批准：2003年3月26日	2003年6月26日
中央アフリカ共和国		加盟：1971年9月15日	1978年1月24日
大韓民国		加盟：1984年5月10日	1984年8月10日
モルドバ共和国		継続適用の宣言：1994年2 月14日	1991年12月25日
ラオス人民民主共和国		加盟：2006年3月14日	2006年6月14日
ドミニカ共和国		加盟：2007年2月28日	2007年5月28日
朝鮮民主主義人民共和国		加盟：1980年4月8日	1980年7月8日
チェコ共和国		継続適用の宣言：1992年 12月18日	1993年1月1日
タンザニア連合共和国		加盟：1999年6月14日	1999年9月14日
ルーマニア	1970年12月28日	批准：1979年4月23日	1979年7月23日
英国	1970年6月19日	批准：1977年10月24日	1978年1月24日
ルワンダ		加盟：2011年5月31日	2011年8月31日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
セントクリストファー・ネイビス		加盟：2005年7月27日	2005年10月27日
サンマリノ		加盟：2004年9月14日	2004年12月14日
ローマ教皇庁	1970年6月19日		
セントビンセントおよびグレナディーン諸島		加盟：2002年5月6日	2002年8月6日
セントルシア		加盟：1996年5月30日	1996年8月30日
サモア		加盟：2019年10月2日	2020年1月2日
サントメ・プリンシペ		加盟：2008年4月3日	2008年7月3日
セネガル	1970年12月29日	批准：1972年3月8日	1978年1月24日
セルビア	1970年6月19日	批准：1996年11月1日	1997年2月1日
セイシェル		加盟：2002年8月7日	2002年11月7日
シエラレオネ		加盟：1997年3月17日	1997年6月17日
シンガポール		加盟：1994年11月23日	1995年2月23日
スロバキア		継続適用の宣言：1992年12月30日	1993年1月1日
スロベニア		加盟：1993年12月1日	1994年3月1日
スーダン		加盟：1984年1月16日	1984年4月16日
スリランカ		加盟：1981年11月26日	1982年2月26日
スウェーデン	1970年6月19日	批准：1978年2月17日	1978年5月17日
スイス	1970年6月19日	批准：1977年9月14日	1978年1月24日
タジキスタン		継続適用の宣言：1994年2月14日	1991年12月25日
チャド		加盟：1974年2月12日	1978年1月24日
タイ		加盟：2009年9月24日	2009年12月24日
トーゴ	1970年12月23日	批准：1975年1月28日	1978年1月24日
トリニダード・トバゴ		加盟：1993年12月10日	1994年3月10日
チュニジア		加盟：2001年9月10日	2001年12月10日
トルコ		加盟：1995年10月1日	1996年1月1日
トルクメニスタン		継続適用の宣言：1995年3月1日	1991年12月25日
ウクライナ		継続適用の宣言：1992年9月21日	1991年12月25日
ウルグアイ		加盟：2024年10月7日	2025年1月7日
ベトナム		加盟：1992年12月10日	1993年3月10日
ザンビア		加盟：2001年8月15日	2001年11月15日
ジンバブエ		加盟：1997年3月11日	1997年6月11日

工業意匠の保護については、トーゴがハーグ協定に間接的に加盟しているため、OAPI域外の外国にも拡大することができる。

ハーグ協定により、意匠の出願者は、一度の出願で複数の国や地域における保護を得ることができる。

現在、ハーグ協定には 1999 年法と 1960 年法の二つの法が施行されている。

1999 年協定に基づき、その事業所、住所、国籍、または常居所によって、これら二つの協定のいずれかの締約国である締約国との関連性を持つ自然人または法人だけが、国際登録を取得することができる。

1999 年条約に基づき意匠の保護が有効となる国は、以下の通りである

締約国	締約日	文書の種類	発効日
アルバニア		加盟：2007年2月19日	2007年5月19日
アルジェリア	1999年7月6日		
ドイツ	2000年6月29日	批准：2009年11月13日	2010年2月13日
サウジアラビア		加盟：2025年1月7日	2025年4月7日
アルメニア		加盟：2007年4月13日	2007年7月13日
アゼルバイジャン		加盟：2010年9月8日	2010年12月8日
ベルギー	1999年7月6日	批准：2013年6月7日	2018年12月18日
ベリーズ		加盟：2018年11月9日	2019年2月9日
ボスニア・ヘルツェゴビナ		加盟：2008年9月24日	2008年12月24日
ボツワナ		加盟：2006年9月5日	2006年12月5日
ブルネイ・ダルサラーム		加盟：2013年9月24日	2013年12月24日
ブラジル		加盟：2023年2月13日	2023年8月1日
ブルガリア	1999年7月6日	批准：2008年7月7日	2008年10月7日
ベラルーシ		加盟：2021年4月19日	2021年7月19日
カンボジア		加盟：2016年11月25日	2017年2月25日
カナダ		加盟：2018年7月16日	2018年11月5日
中国		加盟：2022年2月5日	2022年5月5日
クロアチア	1999年7月6日	批准：2004年1月12日	2004年4月12日
キューバ	1999年7月6日		
コートジボワール	1999年12月17日		
デンマーク	1999年7月6日	批准：2008年9月9日	2008年12月9日
スペイン	1999年7月6日	批准：2003年9月23日	2003年12月23日
エストニア	1999年7月6日	批准：2002年3月21日	2003年12月23日
フィンランド		加盟：2011年2月1日	2011年5月1日
フランス	1999年7月6日	批准：2006年12月18日	2007年3月18日
ロシア連邦	1999年7月6日	批准：2017年11月30日	2018年2月28日
ガーナ		加盟：2008年6月16日	2008年9月16日
ギリシャ	1999年7月6日	批准：2023年11月13日	2024年2月13日
ジョージア		加盟：2003年5月6日	2003年12月23日
ハンガリー	1999年7月6日	批准：2004年2月1日	2004年5月1日
アイルランド	2000年6月30日		
アイスランド		加盟：2001年7月6日	2003年12月23日
イスラエル		加盟：2019年10月3日	2020年1月3日
イタリア	1999年7月6日	批准：2023年12月14日	2024年3月14日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ジャマイカ		加盟：2021年11月10日	2022年2月10日
日本		加盟：2015年2月13日	2015年5月13日
キルギス		加盟：2003年2月17日	2003年12月23日
ラトビア	1999年7月6日	批准：2005年4月26日	2005年7月26日
リヒテンシュタイン		加盟：2003年8月11日	2003年12月23日
リトアニア		加盟：2008年6月26日	2008年9月26日
ルクセンブルク		加盟：2013年9月3日	2018年12月18日
北マケドニア		加盟：2005年12月22日	2006年3月22日
モロッコ		加盟：2022年4月22日	2022年7月22日
モーリシャス		加盟：2023年2月6日	2023年5月6日
メキシコ		加盟：2020年3月6日	2020年6月6日
モナコ	2000年6月28日	批准：2011年3月9日	2011年6月9日
モンゴル		加盟：2007年10月19日	2008年1月19日
モンテネグロ		加盟：2011年12月5日	2012年3月5日
ナミビア		加盟：2004年3月31日	2004年6月30日
ノルウェー		加盟：2010年3月17日	2010年6月17日
オマーン		加盟：2008年12月4日	2009年3月4日
アフリカ知的財産権機関 (OAPI)		加盟：2008年6月16日	2008年9月16日
ウズベキスタン		加盟：2024年10月10日	2025年1月10日
オランダ王国	1999年7月6日	批准：2018年9月18日	2018年12月18日
ポーランド		加盟：2009年4月2日	2009年7月2日
ポルトガル	1999年7月6日		
ルーマニア	1999年7月6日	批准：2001年5月11日	2003年12月23日
英国	1999年7月6日	批准：2018年3月13日	2018年6月13日
ルワンダ		加盟：2011年5月31日	2011年8月31日
シリア・アラブ共和国		加盟：2008年2月7日	2008年5月7日
大韓民国		加盟：2014年3月31日	2014年7月1日
モルドバ共和国	1999年7月6日	批准：2001年12月19日	2003年12月23日
朝鮮民主主義人民共和国		加盟：2016年6月13日	2016年9月13日
セントクリストファー・ネイビス		加盟：2024年7月8日	2024年10月8日
サンマリノ		加盟：2018年10月26日	2019年1月26日
サモア		加盟：2019年10月2日	2020年1月2日
サントメ・プリンシペ		加盟：2008年9月8日	2008年12月8日
セルビア		加盟：2009年9月9日	2009年12月9日
シンガポール		加盟：2005年1月17日	2005年4月17日
スロベニア	1999年7月6日	批准：2002年5月8日	2003年12月23日
スーダン	1999年7月6日		
スイス	1999年7月6日	批准：2002年9月11日	2003年12月23日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
スリナム		加盟：2020年6月10日	2020年9月10日
タジキスタン		加盟：2011年12月21日	2012年3月21日
チャド	1999年7月6日		
チュニジア		加盟：2012年3月13日	2012年6月13日
トルクメニスタン		加盟：2015年12月16日	2016年3月16日
トルコ	2000年2月4日	批准：2004年10月1日	2005年1月1日
ウクライナ		加盟：2002年5月28日	2003年12月23日
欧州連合		加盟：2007年9月24日	2008年1月1日
ベトナム		加盟：2019年9月30日	2019年12月30日
エジプト		加盟：2004年5月27日	2004年8月27日
アメリカ合衆国	1999年7月6日	批准：2015年2月13日	2015年5月13日

1960年条約に基づく保護が有効となる国は、以下の通りである。

締約国	締約日	文書の種類	発効日
アルバニア		加盟：2007年2月19日	2007年3月19日
ドイツ	1960年11月28日	批准：1983年3月14日	1984年8月1日
ベルギー	1960年11月28日	加盟：1979年2月15日	1984年8月1日
ベリーズ		加盟：2003年6月12日	2003年7月12日
ブルガリア		加盟：1996年11月11日	1996年12月11日
ベナン		加盟：1986年10月2日	1986年11月2日
クロアチア		加盟：2004年1月12日	2004年2月12日
コートジボワール		加盟：1993年4月26日	1993年5月30日
フランス	1960年11月28日	批准：1962年6月13日	1984年8月1日
ガボン		加盟：2003年7月18日	2003年8月18日
ギリシャ		加盟：1997年3月18日	1997年4月18日
ジョージア		加盟：2003年7月1日	2003年8月1日
ハンガリー		加盟：1984年3月7日	1984年8月1日
イタリア	1960年11月28日	批准：1987年5月11日	1987年6月13日
キルギスタン		加盟：2003年2月17日	2003年3月17日
リヒテンシュタイン	1960年11月28日	批准：1966年3月1日	1984年8月1日
ルクセンブルク	1960年11月28日	批准：1978年10月23日	1984年8月1日
北マケドニア		加盟：1997年2月18日	1997年3月18日
マリ		加盟：2006年8月7日	2006年9月7日
モロッコ		加盟：1999年9月13日	1999年10月13日
モナコ	1960年11月28日	批准：1981年10月13日	1984年8月1日
モンゴル		加盟：1997年3月12日	1997年4月12日
モンテネグロ		継続適用の宣言：2006年12月4日	2006年6月3日
ニジェール		加盟：2004年8月20日	2004年9月20日
オランダ王国	1960年11月28日	批准：1979年2月15日	1984年8月1日
ルーマニア		加盟：1992年6月17日	1992年7月18日
モルドバ共和国		加盟：1994年2月14日	1994年3月14日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
朝鮮民主主義人民共和国		加盟：1992年4月15日	1992年5月27日
ローマ教皇庁	1960年11月28日		
セルビア	1960年11月28日	批准：1993年11月25日	1993年12月30日
スロベニア		加盟：1994年12月12日	1995年1月13日
スイス	1960年11月28日	批准：1962年10月31日	1984年8月1日
スリナム		加盟：1976年11月16日	1984年8月1日
セネガル		加盟：1984年5月30日	1984年8月1日
ウクライナ		加盟：2002年5月28日	2002年8月28日

上述した2種類の法的枠組みにより、自社の創作物を国際的に保護したいと願う企業はその手続きを簡素化することができる。

5. 不動産

トーゴの不動産に関する法律は、さまざまな法令によって規律されている。そのなかでも、2018年6月14日付けの土地・国有財産法（法律第2018-005号）は、基本となる法令である。この法律は、不動産および土地権利に適用される一般規則を定め、トーゴにおける土地・国有財産制度（*régime foncier et domanial*）がどのように組織され運営されるべきかを規定し、国の公有地および私有地、地方自治体、ならびに個人の不動産に適用される。この法律は、財産保護、土地収用方法、不動産の物権など、土地法（*droit foncier*）の基本原則を定めている。

もう一つの重要な法令は、2022年1月5日付けの政令第2022-001/PR号であり、これは特に敷金、家賃保証、住宅賃貸借契約（*bail à usage d'habitation*）について規定している。この政令は、住宅用賃貸借契約の条件を明確にし、賃貸人（*baillleurs*）と賃借人（*locataires*）の権利と義務を明確に定義している。

この法的枠組みを補完するその他の法令としては、特に以下のものが挙げられる。

- 2010年12月15日付けのOHADA統一法（一般商事法に関するもの）
- 1960年8月5日付けのトーゴ国民による土地所有権の保護に関する法律第60/26号
- 1945年9月1日付けの法令第45-2016号「公益のための収用」は、国が公共の利益のために個人から不動産を強制取得できる条件を定めている。
- 1966年10月29日付政令第67-228号：国有財産および土地の管理に関する一部の規定を改正。

これらの法令は、不動産の所有権、土地の権利、賃貸借契約、賃貸保証、ならびにトーゴにおける収用（*expropriation*）および所有権移転（*transfert de propriété*）の手続きを規定する法的基盤を構成している。

投資家には物件を借りる、不動産を購入する、あるいは土地を取得して自社施設を建設する、といったいくつかの選択肢が設けられている。

5.1. 賃貸借契約の締結

物件が決まったら、業務用であれ住宅用であれ、所有者と賃貸借契約（*contrat de bail*）を結ぶ必要がある。

5.1.1. 業務用賃貸借契約

業務用賃貸借契約は、一般商事法に関する統一法第101条以降で規定されている。

5.1.1.1. 形式、期間

業務用賃貸借契約に特定の形式はなく、必ずしも書面による契約書を必要としない。

賃貸借契約の期間も当事者により自由に定めることができ、有期または無期で締結することができる。

書面による契約ではなく、あるいは契約期間が定められていない場合、当該賃貸借契約は無期限で締結されたものとみなされる。賃貸借契約が書面による契約の場合、私署証書（*sous-seing privé*）として作成することができる。ただし、賃貸借契約が3年を超える期間で締結される場合、公正証書（*acte authentique*）、すなわち公証人による認証付きの証書を作成することが義務付けられている。

5.1.1.2. 賃貸借契約の更新

賃貸借契約の更新権は、契約の約定に従って少なくとも2年間、当該物件を使用したことを証明できる賃借人に付与される。

賃貸借契約の更新は、明示的または黙示的である場合がある。

賃貸借契約に別段の定めがある場合、または賃貸人の同意がある場合を除き、賃貸物件の全部または一部の転貸は禁止されている。転貸の行為は、書面により賃貸人に通知しなければならない。通知がない場合は、賃貸人に対して効力を生じない。

5.1.1.3. 賃貸借契約の譲渡

賃貸借契約の譲渡は、営業財産の譲渡、操業停止、事業の譲渡などの場合に発生することがある。事業を譲渡する場合、賃貸人は譲渡を受け入れる義務がある。

賃貸借契約の譲渡は、司法執行官 (huissier de justice) による通知、または受取人による受領を確実に証明できるその他の手段により、賃貸人に通知されなければならない。

5.1.1.4. 賃貸物件の売却

建物の売却は賃貸借契約を終了させるものではない。建物の購入者は、賃貸人のすべての権利および義務を当然に承継する。

5.1.1.5. 賃料の見直し

賃料は、賃貸借契約において当事者が定めた条件に基づき、あるいはそれが無い場合には賃貸借契約の更新のたびに改定される。

当事者間で新たな金額について合意に至らない場合、いずれかの当事者は商事裁判所に申し立てを行い、新たな賃料額を決定しなければならない。この新たな賃料は、判決により決定された時点から適用される。

5.1.2. 住宅用賃貸借契約

これは、居住のみを目的とした物件に関する賃貸借契約である。賃借人 (preneur) は、業務上または商業上の目的で当該物件を使用する権利を有していない。

トーゴの法律は、2022年1月5日付けの保証金、家賃保証、住宅賃貸借契約に関する規則を定めた政令第 2022-001/PR 号により、住宅用賃貸借契約について具体的に規定している。この法令は、特に公法上の法人または工業・商業活動を行う企業によって締結された賃貸借契約など、特定の種類の賃貸借契約を適用除外とするなど、契約の適用範囲を明確にしている。

5.1.2.1. 形式、期間

法規では、住宅用賃貸借契約は書面で作成することが義務付けられている。契約書は、私署証書または公証人による公正証書で作成することができる。また、賃貸借関係を法的に確実なものとするため、税務当局への契約の登録も義務付けられている。契約書の作成には、条項を統一し、不適合のリスクを軽減するため、住宅担当省 (ministère chargé de l'habitat) が定めた標準様式が用意されている。

賃貸契約は、有期または無期で締結することができるが、契約期間については、契約書に明記しなければならない。法令では、賃貸契約の黙示的な更新の可能性についても言及している。

5.1.2.2. 家賃の見直し

賃料は3年ごとに、現行賃料の10%を超えない範囲で増額または減額することができる。賃料の見直しを求める当事者は、その意思を相手方に通知しなければならない、その通知は、賃料の増額発効日の少なくとも3ヵ月前までに、かつ賃貸借契約の締結または前回の増額から3年経過後に行わなければならない。この条件を満たさない場合、当該条項は無効となる。

5.1.2.3. 敷金および家賃保証

トーゴの住宅賃貸借契約に関する法令では、敷金および家賃保証は最大3ヵ月分の家賃を上限とする厳格な制限が設けられている。この措置は、不当な慣行を根絶することを目的としている。契約締結時に支払われる敷金は、賃貸人への現金預託、賃借人による保険証券の締結、あるいは銀行保証のいずれかの形態をとることができる。後者の二つの場合、これらの手段は現金預託に代わるものである。なお、賃貸期間中、敷金に、利息は発生しない。

契約期間満了時または解約時には、賃貸人は、鍵の返却および退去時の物件状態確認後、1ヵ月以内に、賃借人が負担すべき賃貸料や修繕費を差し引いた上で敷金を返還する義務がある。この期限を遵守しなかった場合、敷金または所定の費用を差し引いたその残高には法定利率による利息が発生する。

また、敷金または家賃保証の上限額に違反した場合、賃貸人は、超過分相当額の2倍に相当する罰金を支払うほか、超過分を賃借人に返還する義務を負う。

本制度は、まずロメ首都圏地域 (périmètre du Grand Lomé) に適用され、その後、国内の他の地域にも徐々に拡大していく見通しである。

5.2. 不動産の取得

トーゴでは、不動産取得時の所有権移転は、賃貸購入、不動産リース、または直接購入によって行うことができる。

5.2.1. 購入選択付き賃貸

購入選択付き賃貸 (location-vente) は、最後の家賃の支払いが完了した時点で初めて物件が所有者から購入者に移転される、割賦販売の一形態である。賃借人が契約上の義務を完全に履行できなかった場合、すでに支払われた金額は家賃として賃貸人に帰属し、返還されることはない。

トーゴでは、リースなどの他の契約形態とは異なり、購入選択付き賃貸契約は特定の法律によって細かく規定されていない。つまり、トーゴにおける購入選択付き賃貸契約は、おそらく特別な規則のない伝統的な契約枠組みの中で行われており、当事者に法的リスクが生じる可能性がある。

したがって、トーゴで購入選択付き賃貸を行う場合は、当事者の利益を守るために、契約書の作成を法律の専門家に依頼することを推奨する。

5.2.2. 不動産リース

トーゴにおけるリースは、2019年6月17日付けのトーゴでのリースに関する統一法第2019-004号によって、法的に規定されている。

5.2.2.1. 対象となる取引と法的枠組み

不動産のリース (crédit-bail immobilier) は、すでに建設済みの建物の購入および賃貸、建設用地取得、あるいは融資を受けるリース契約者あるいはリース借主 (crédit-preneur) が所有する土地に建設する建物の資金調達など、さまざまな取引を対象とすることができる。いずれの場合も、当該不動産は、土地・国有財産制度が定める法的、税務上、規制上の要件を遵守しなければならない。この適法性は、契約の法的安定性と、管轄当局による有効性の保証のために不可欠な要素である。

建設段階における賃料の支払い

工事期間中は、契約に別段の定めがない限り、リース契約者あるいはリース借主 (crédit-preneur) は、金融機関などのリース提供者あるいはリース貸主 (crédit-bailleur) が実際に支払った金額に比例して計算された仮賃料のみを支払う。この仮支払いは、工事の進捗に応じて発生する資金調達を賄うためのものである。リース契約者が建設が完了した構造物を引き受けるまで契約上の賃料の支払いは発生しない。

5.2.2.2. 借主の土地におけるリースに関する特定の規定

プロジェクトが、建設リース契約に基づき、借主 (crédit-preneur) 所有の土地を対象とする場合、以下の契約条項が義務付けられる。

- リース借主がリース提供者に、予定されている建設の実施について正式に許可を与えること
- リース提供者の権利を保証するため、リース提供者に有利になるようその土地に抵当権を設定
- リース提供者に付与される土地の買取りオプション。これは、リース借主が重大かつ正当な契約違反を行い、契約が解除された場合にのみ行使できる
- 買取りオプションの価格は、契約上規定されている年次インデックス調整 (indexation annuelle) に鑑み、当事者間の合意または指定専門家 (expert désigné) により事前に決定されたものであること
- 借り手の責任によって契約が解除されたにもかかわらず、借り手が本来行うべき土地の引き渡しを拒む場合には、貸し手は、あらかじめ合意された土地の買取り価格を、預託・供託を扱う専門機関、または必要に応じて銀行や公証人に預け入れたうえで、土地の買取りを認めるよう管轄裁判所に申し立てることができる。

5.2.2.3. 契約の形式と内容

リース契約は、必ず書面によるものとしなければならない。資産の性質に応じて、私署証書または公正証書によるものとする。

契約は無効となる場合があるため、いくつかの必須事項が記載されていなければならない。具体的には以下の事項である。

- 契約の対象となる物件の説明、およびその識別を可能にするすべての特徴
- 物件および供給業者を選定した当事者の記載
- 物件の購入価格
- リース期間
- 賃料の金額および回数
- 賃料の支払いスケジュール

- リース期間よりも短い解約不能期間の明記。ただし、この期間は 1 年以上でなければならない
- 契約終了時または契約満了前にリース借主に提供される購入オプション
- リース物件の買取りオプションの行使価格（場合により、契約期間満了前）

5.2.2.4. 登録および対抗力

第三者に対する対抗力を確保するため、リース契約は、動産（車両を除く）に関する場合は商業・動産信用登録簿（RCCM : Registre du Commerce et du Crédit Mobilier）に、不動産に関する場合は土地台帳（livre foncier）に登録されなければならない。この手続きは、取引の公表と法的安定性を確保するために不可欠である。

5.2.2.5. 当事者の権利と義務

リース提供者は、契約期間中、資産の所有権を保持するが、一定の条件が整えば、その権利を譲渡することができる。リース提供者は、借主が無事に物件を享受することを保証し、供給者にその物件の代金を支払う義務がある。

一方、リース借主は、物件の使用権を有し、合意されたリース料を支払い、物件を保守する義務を負い、物件を売却したり担保に供したりすることはできない。リース借主は、満期時または満期前に購入オプションを行使することができ、物件が引き渡された時点から物件に関連するリスクを負担する。

供給者は、期限内に条件に適合する物件を納入する責任があり、これを怠った場合、その責任を問われる可能性がある。

5.2.2.6. 民事責任および刑事責任

リース借主は、物件によって生じた損害について民事上の責任を負う。物件が引き渡された時点から、関連するリスクを負担する。所有権の不正取得、物件の違法な売却または担保提供、あるいはリース借主の権利を隠蔽するための詐欺行為があった場合、刑事罰が科される。

5.2.2.7. 契約の解消および解除

リース契約は、契約期間満了時、または当事者間の合意により終了する。特に借主の支払不履行による早期解約の場合、借主は補償金を支払わなければならない。リース提供者は、契約に執行力のある文言が記載されている場合に限り、司法手続き（voie judiciaire）または執行官（huissier）を通じて物件を回収することができる。

5.2.3. 購入

5.2.3.1. 手続きを条件とする所有権の移転

当事者間の合意のみの原則とは異なり、トーゴにおける不動産の所有権移転は、当事者の合意だけでは有効とはならない。不動産の事前登録が条件であり、それがなされない場合、売買は完全に無効となる。さらに、売買は公証人による公正証書で証明されなければならない。

5.2.3.2. 先買権

トーゴ政府は、国家土地・不動産庁（ANDF : Agence Nationale du Domaine et du Foncier）などの機関を通じて、農村部の不動産に関する売買を含むすべての取引について先買権を有している。この権利により、これらの機関は、公共または戦略的に重要な地域で販売されるすべての不動産を優先的に購入することができる。

5.2.3.3. 非トーゴ人による土地の購入

トーゴでは、外国人の土地取得は認められているが、現行の法律によって厳しく規制されている。土地の所有権を移転したり、外国人に物権を設定したりする取引は、必ず管轄行政当局による事前の許可を得なければならない。許可がない場合、その行為は法的に無効となる。

外国人が必要な許可を得て土地の権利を有効に取得した場合、その権利を他の外国人に譲渡するには、その外国人が同じ条件に基づいて事前に許可を取得している必要がある。

これらの規定に違反して行われた行為は、事後的に正規化することはできない。そのような行為は不法占拠とみなされ、その行為者は刑事罰の対象となる。

5.2.3.4. 第三者に対する対抗力

不動産の所有権の移転は、土地台帳に登録された後にのみ、第三者に対して対抗力を有する。

5.2.3.5. 建築予定不動産の売却

土地・国有財産法（Code foncier et domanial）は、建設予定不動産の売却を2種類に区分している。

- 完成物件の売却：所有権移転前に建設が完了している物件。
- 完成前販売（VEFA : Vente en l'état futur d'achèvement）は、工事の進捗状況に応じて段階的に支払いが行われる。

5.2.3.6. 販売に必要な書類

売り手と買い手が一般的に提出する書類は、主に以下の通りである。

当事者の身分証明書

- 売り手または買い手が個人の場合：
 - 国民身分証明書；
 - 外国人の方は、滞在許可証
 - 居住証明：電気料金請求書など
 - 家族手帳の写し（該当する場合）
 - 結婚証明書（既婚者の場合）。
- 売り手または買い手が法人である場合：
 - 会社の定款
 - 商業登記簿
 - 経営者、取締役、ジェネラルマネージャー、またはその他の者による売却または購入を承認する株主の決議。

売り手固有の書類

- 所有権証明書（土地所有権証明書）
- 公認測量士が作成した位置証明書
- 地籍の印が押された地形図の抜粋
- 建築許可証
- 都市計画証明書
- 賃貸物件の場合は賃貸借契約書の写し
- 納税者番号

購入者固有の書類：

- 融資および支払い方法（ローンを利用する場合）
- 金融機関からの指示書（期間、金利、保証内容が記載されたもの）

5.3. 土地所有権の取得手続き

トゴにおける土地所有権証書の取得手続きは、土地の所有権を法的に確保するための、デジタル化された行政手続きである。この手続きは、都市部と農村部の土地でほぼ同じである。唯一の違いは、申請書類の情報シートである。都市部の土地用と農村部の土地用で、それぞれ別の情報シートが用意されている。

土地所有権証書取得に必要な書類

公証人による手続きを開始する場合、必要な書類は以下の通りである：

- 必要事項を記入した情報シート（土地が農村地域にある場合は農村情報シート、都市地域にある場合は都市情報シート）
- 取引または登録権を確認する公証人による公正証書
- 公認測量士が作成し署名したトレース紙上の区画図
- 技術ファイル（特に以下を含む）：
 - 下書き測量図
 - 多角形測量、放射状測量、その他の地形測量手法による計算
 - 測量チェーンによる測量の場合の全角度の計算
 - 土地の容積の計算
- 申請者の身分証明書：国民身分証明書、パスポート、選挙人登録証、国籍証明書、出生証明書
- 法人：会社の定款および設立証明書
- 外国籍者の場合は事前承認が必要
- 委任状（申請が自治体、共有財産、その他の権利代表者の名義で行われる場合）

行政手続きにより手続きが開始される場合、必要な書類は以下の通りである。

- 郡長（chef de canton）によって正式に署名され、管轄の県知事または市長によって認証された売買契約書
- 公認測量士が作成し署名したトレース紙による区画図
- 技術ファイル（特に以下を含む）：
 - 下書き測量図
 - 多角形測量、放射状測量、その他の地形測量手法による計算
 - 測量チェーンによる測量の場合の全角度の計算
 - 土地の容積の計算

- 測量に使用したトータルステーションまたは GPS の特性
- 申請者の身分証明書：国民身分証明書、パスポート、選挙人登録証、国籍証明書、出生証明書
- 法人：会社の定款および設立証明書
- 外国籍者の場合は事前承認が必要
- 委任状（申請が自治体、共有財産、その他の権利代表者の名義で行われる場合）

土地所有権取得手続きの段階

ステップ 1：土地登記窓口への書類提出および土地の市場価値の算定
(所要時間：2日間)

ステップ 2：申請書類に関連する権利（申請費用、登録料、土地保全料、境界確定費用、官報掲載費用など）の審査および整理 (所要時間：2日間)

ステップ 3：管轄の窓口での納付金の支払い

ステップ 4：トーゴ共和国官報に 30 日間、書類を掲載し、異議申し立ての機会を設ける。

ステップ 5：境界確定作業（土地の境界設定、計算、図面作成、調書の作成、ファイルの確認および更新）(期間：75日間)

ステップ 6：土地所有権証書の作成：全書類のチェック、境界の記録と読み取り、証書の写しおよび土地台帳への登記、証書番号の作成と付与 (所要期間：52日間)

ステップ 7：抵当権登記官による土地所有権証書の署名 (所要時間：21日間)

ステップ 8：署名済みの土地所有権証書を、土地登記窓口に再提出し申請者がこれを引き取る
(所要時間：2日間)

各段階の所要期間を考慮すると、全ての手続きを完了させるまで約6ヵ月を要するが、これらの手続きを行うことにより、検証、異議申立のための公告、当事者が立ち会った上での境界確定、土地所有権証書の正式作成を経て、土地所有権の法的保証が確保される。

5.4. 建築許可取得手続き

建築許可とは、人口密集地域で建物の建設を計画する場合、市役所や県庁などの管轄自治体によって発行される義務的な行政行為である。その目的は、都市計画を規制し、無秩序な建設を防止し、都市空間の美観と住民の安全を確保することである。

トーゴでは、建築許可の取得は、あらゆる建設工事に先立って義務付けられている手続きであり、1967年10月24日付けの都市計画および都市部における建築許可に関する政令第67-228号によって規定されている。この書類は、当該土地の所在地に応じて、管轄の県庁または市役所によって発行される。

都市計画の対象となる都市圏で建築物を建設しようとする者は、事前に建築許可を取得しなければならない。この義務は、付属建物、塀、増築、拡張、および既存建築物の外部または内部の改造にも適用される。

建築許可の申請には、以下の技術書類を添付する必要がある。

- 予定される費用の概算見積書
- 使用材料、外観、建築物の色を明記した説明書
- 小規模な位置図
- 1/500 縮尺の敷地計画図
- 1/100 縮尺の建築図面および 1/50 縮尺の断面図。

申請書は、当該自治体の市長、または市長が不在の場合は行政区の長に提出する。行政区の長は、申請書類を公共事業大臣 (Ministre des travaux publics) の地方代表者に送付し、地方代表者はプロジェクトを審査する。地方代表者は、プロジェクトが現行の法令に準拠し

ているかどうかを確認し、関連技術部門（地籍、衛生など）と協議したうえで、最終的な見解を示し、申請書を受け取った当局に書類を返送する。

建築許可を付与するか、拒否するのか、あるいは条件付きで付与するかの決定は、市長または行政区長が行う。この決定は、公共事業大臣の代表者の意見に従わなければならない。両当局間で意見が一致しない場合、書類は大臣に送られ、仲裁が行われる。

決定の期限は、申請書の提出日から 2 ヶ月以内である。この期限内に決定がなされない場合、計画されているプロジェクトが法的要件を満たしており、申請者が書面で催促している場合に限り、許可は承認されたものとみなされる。

工事は建築許可証発行後 6 ヶ月以内に開始しなければならない。万一これを怠った場合、許可は無効となる。さらに、工事が 1 年以上中断された場合には、新たな許可が必要となる。

許可なく、または規定を無視して建設を行った場合、建築違反として違反調書作成の対象となり、以下の罰則が適用される。

- 工事の即時中止
- 刑事罰の可能性
- 資材および工具の差し押さえ

工事完了後、公共事業省の技術部門が、建築物の適合性を確認する検査を行う。適切な工事であると判断された場合、作成された調書は、その場所の居住、占有、使用の許可証となる。

5.4.1. 許可の条件と基準

許可証の発行は、都市計画規則、地域計画、現行の規則、および衛生・保健・安全・街路線形（アラインメント）および地盤の高さ（レベリング）に関する地役権（servitudes）の遵守を条件とする。計画中の建設がこれらの規則に準拠していない場合、またはその配置、規模、建築的特徴、立地が規定の基準に適合していない場合、許可は拒否されることがある。

5.4.2. 管轄当局

建築許可を付与するか、拒否するのか、あるいは条件付きで付与するかの決定は、市長または行政区長が行う。拒否または決定の保留をするときには、その理由を明示しなければならない。

5.4.3. 申請を行う権限のある者の特定

建築許可の申請は、トーゴ国家建築家協会（ONAT : *Ordre National des Architectes du Togo*）に登録され、その規則を順守している認定建築士によって行われる。現行の規則に従い、正式な認定資格を有する専門家のみが、建築許可申請手続きを開始する権限を有する。

5.4.4. 申請者の資格条件

建築許可申請を行うにあたり、建築家は以下の必須条件を満たしている必要がある。

- ONAT の規則を順守していること
- 申請に関連する費用を支払う能力があること
- 公共サービスプラットフォーム（*plateforme Services Publics*）で建築士の認定を受けていること。

5.4.5. 許可の種類に応じて提出すべき書類

提出書類は、建築許可申請カテゴリー A、B、C であるが、これらの申請には建築士の関与が必須である。これらの申請は、2016 年 4 月 1 日付けのトーゴ共和国における都市計画関連書類の発行に関する規則を定めた政令第 2016-043/PR 号によって規定されており、トーゴ国政府の建築関連公式ポータルサイトを通じてオンラインで提出する必要がある。

カテゴリー A

レベル A1 : 申請書類には以下の書類を含むこと

- 所有権証明書の公証済み写し（土地所有権証書、公正証書、登録証明書など）
- 申請者の身分証明書の公証済み写し
- 予定工事（衛生設備、屋外設備など）の詳細見積書
- 1/5000 または 1/10000 縮尺の立地図
- 1/200 縮尺の敷地現状図（既存の建物やネットワークがある場合はそれらを示すもの）
- UTM 座標
- 1/200 縮尺の敷地配置図
- 1/100 縮尺の現状図および解体計画図（改修、増築、改装の場合）
- 1/100 または 1/200 縮尺の寸法付き平面図
- 構造概要図（予備設計概要）

レベル A2 : レベル A1 の書類に加え、以下の書類も提出すること。

- トーゴ国家技術者協会（ONIT : *Ordre National des Ingénieurs du Togo*）に登録された技術者による構造図
- 2017 年 12 月 21 日付けの政令第 1726/MUHCV/MSPC 号に基づき、建築事務所または建築会社が作成した安全に関する説明書
- ONIT に登録されている技術者による宣言書

カテゴリー B

レベル B1 : レベル A2 の書類すべてに加え、移動に制約がある人のアクセシビリティ（*personnes à mobilité réduite (PMR)*）に関する措置に関する報告書が含まれる。

レベル B2 : レベル B1 の書類に加え、地質工学調査（*études géotechniques*）の追加が必要である。

カテゴリー C

レベル C1 : B2 の全書類に加え、工事現場の組織に関する報告書が含まれる。

レベル C2 : レベル C1 の書類に加え、計算書を追加する必要がある。

レベル C3 : 環境省（*ministère de l'Environnement*）が発行する環境適合証明書（*certificat de conformité environnementale*）の写しが必要である。

レベル C4 : レベル C4 の書類には、レベル C3 の書類に危険性調査（*études de danger*）が追加される。

5.4.6. 申請手続きのステップ

- 公式プラットフォームによるオンライン申請
- 申請書類の建築許可統合管理システム（*SIGPC : Système Intégré de Gestion du Permis de Construire*）への自動転送
- SIGPC による費用の計算と支払通知の送信

- 申請者による請求書の支払い
- SIGPCによる書類の評価、その結果として：
 - 追加修正の要求、あるいは
 - 建築許可証の交付

5.4.7. 申請に必要な書類

- 所有権を証明する書類：
 - 土地所有権証書
 - 行政証明書
 - 売買確認書
 - 異議申立・上訴がないことの証明書
 - 土地証明書
 - および承認済み区画図
- 工事の仕様書および見積書
- 敷地内に計画されている建築物の配置図
- 建築計画の詳細図面（平面図、立面図、断面図を含む）
- 衛生設備（特に浄化槽および排水枡）の図面

6. 商業会社

トーゴの商業会社は、商業会社および経済利益共同体法に関する統一法（AUSCGIE: Acte Uniforme relatif au droit des Sociétés Commerciales et du Groupement d'Intérêt Economique）によって規律されている。

同統一法で想定されている会社の形態は、主に二つのグループ、すなわち人的会社と資本会社である。

出資者（associé）の責任が出資額に限定される資本会社には、株式会社（SA: Société Anonyme）、有限責任会社（SARL: Société A Responsabilité Limitée）、簡易株式会社（SAS: Société par Actions Simplifiées）がある。

一方、資本の結びつきよりも人的信用や相互信頼を礎とし、社員（associé）が連帯して債務を無制限に負担する人的会社には、合名会社（SNC: Société en Nom Collectif）、合資会社（SCS: Société en Commandite Simple）、参加会社（SEP: Société en participation）、事実上の会社（Société de fait）などがある。

商業会社とは別に、統一法は、支店や駐在事務所など、商業会社ではないが商業会社に属する他の形態の事業体の設立も可能としている。

6.1 商業会社に適用する共通規則

6.1.1. 社員（出資者）

国籍を問わず、あらゆる自然人または法人は、トーゴの商業会社の社員（出資者）となることができる。

未成年者および無能力者は、会社の債務について無限の責任を負う会社（合名会社、合資会社の無限責任社員、参加会社、事実上の会社）の社員（出資者）になることはできない。

会社は、一人以上の自然人または法人によって設立することができる。一人会社（単独株主会社）という形態は、株式会社（SA）、有限責任会社（SARL）、簡易株式会社（SAS）でのみ可能である。

その他の形態の会社設立には、二人以上の社員が必要である。

6.1.2. 定款の形式

商業会社の定款は、国内法で別段の定めがない限り、公証人による認証を受けるか、または公証人の面前で署名・捺印された私署証書にて作成する。

この規定に基づき、2014年5月19日付けの有限責任会社（SARL）の定款の形式および資本金に関する政令第2014-119/PR号では、トーゴでは、企業創設者が会社を設立するために公証人の立会いを受ける必要がなくなったことを規定している。起業者は、会社の形態に応じて、公証人を通すか、私署証書によって会社を設立するかを選択できる。

6.1.3. 出資 - 資本金

商業会社の資本は、将来の社員による出資によって構成される。統一法で認められているのは、3種類の出資のみである。

- 金銭による出資
- 動産または不動産、有形または無形の現物出資
- 労働力による産業活動への出資

これらの出資は、会社設立時に払い込まれる。

資本金は、臨時株主総会での決議により、同じ種類の出資によって増額することができる。また、準備金や未分配利益の組み入れによっても資本金を増額させることができる。

統一法は、最低資本金基準額を定めているが、特定の形態の商業会社については、各国の法律で別の最低基準額を定めることを認めている。

6.1.4. 社員（出資者）の権利と義務

社員または出資者であるということは、以下の権利を付与される：利益に対する権利、資産に対する権利、集团的決定への参加および投票の権利。

社員または出資者であるということは、損失への分担義務を伴うが、具体的な損失分担額は、会社の形態によって異なる。

人的会社では、損失への負担は連帯的かつ無制限であるが、資本金会社では、出資額に制限される。

6.1.5. 会社の統制

会社は、会計監査人および出資者たる株主によって、アラートや経営調査などの手続きを通じて統制される。

アラート手続きは、会計監査人および株主が、事業の継続性を脅かす事実を確認した場合に実施することができる。この場合、株主は、1 事業年度に 2 回、経営者（代表者／管理者（Gérant）、取締役会長（PCA）、執行役（DG）、代表取締役社長（PDG）、ゼネラルマネージャー（AG）、社長（Président）など）に質問する権利を有する。

また、資本金の 10 分の 1 以上を占める株主は、管轄裁判所の長に対し、特定の経営行為について決定を下すため、一人または複数の専門家の任命を求めることができる。

6.1.6. 事業年度 - 決算報告書 - 配当金の分配

事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する。会社が暦年の下半期に設立された場合、例外的に、最初の事業年度の期間は 12 カ月を超えることがある。

決算報告書は、事業年度終了後 6 カ月以内に開催される定時株主総会において承認される。

利益が生じた場合、年次総会は、利益から損失を控除した後、法定準備金の形成に充てるため、資本金の少なくとも 10 分の 1 に相当する額を充当した上で、配当の分配を決定することができる。法定準備金の充当は、資本金の 5 分の 1 に達した時点で義務ではなくなる。

配当金の支払方法は、株主総会で決定され、この権限は取締役会に委任することができる。配当金の支払いは、当該事業年度の終了後 9 カ月以内に行わなければならない。ただし、管轄の商事裁判所長の決定により、この期限の延長が認められた場合はこの限りではない。

決算報告書の確定および承認前の配当金の分配（中間配当）は、厳しく禁じられている。

毎年、事業年度終了後 6 カ月以内に年次総会が開催され、そこで、経営陣が作成した経営報告書、資産目録、および簡略財務諸表が、株主総会に提出され、承認を得るものとする。

この目的のために、前項で対象とした書類、提案された決議文、および該当する場合は監査人の報告書は、総会開催の少なくとも 15 日前までに株主に通知される。これに違反して行われた審議は、無効となる場合がある。

6.1.7. 経営陣の責任

会社の経営陣は、その経営における過失、商法上の規定の違反、および定款の規定の違反について、それにより損害が生じた場合、会社、株主または出資者（社員）、または第三者に対して民事責任を負う。

複数の経営者が同一の事実に関与した場合は連帯責任となる。

経営陣の民事責任は、個人訴訟または会社訴訟のいずれかの制度を通じて行われる。

個人訴訟とは、会社の幹部が職務の遂行において個別または集団的に犯した過失により、会社とは別の損害を第三者または出資者（社員）が被った場合に、その損害の賠償を求める訴訟である。

会社訴訟とは、会社の幹部が職務の遂行において犯した過失により、会社が被った損害の賠償を求める訴訟である。

6.2. さまざまな形態の商業施設に固有の規則

6.2.1. 株式会社（SA）

6.2.1.1. 株式会社の資本金

株式会社（SA）は、自然人または法人の単独株主によって設立することができる。

株式会社の最低資本金は、公募による資金調達を行わない場合は 1,000 万 CFA フラン、公募による資金調達を行う場合は 1 億 CFA フランである。

『公募による資金調達』を定義するには、次の三つの基準を考慮すべきである。

- 証券取引所に株式を上場していること
- 金融仲介業者の協力を得て、不特定多数の投資家に株式を発行または譲渡していること
- 100 人を超える株主が存在すること

資本金は、定款の署名日までに全額払い込まなければならない。

資本金は株式に分割されるが、その最低額面金額は定款で自由に決められる。

株式は、現物出資および現金出資によってのみ払込可能である。株式会社では、労務出資は認められない。

現金出資は、資本引受時に額面金額の少なくとも 4 分の 1 を払い込み、残額は 3 年以内に払い込まなければならない。

現物出資は、会社設立時または増資時に全額払い込まなければならない。これらの資産は、出資監査人（*commissaire aux apports*）によって評価される。

現金による払込および資本金の預託は、公証人が作成する引受および払込の公正証書（DNSV : *déclaration notariée de souscription et de versement*）によって確認されなければならない。

資本が現金以外の現物によって払込まれる場合、その確認は、適法性および適合性に関する宣言によって行われる。

6.2.1.2. 株式会社の経営

株式会社には、取締役会を置く場合と、ゼネラルマネージャー（AG）を置く場合の 2 種類の管理方式がある。

6.2.1.2.1. 取締役会を置く株式会社

3 人以上の株主が存在する株式会社の場合、取締役会によって管理され、代表取締役社長（PDG）または取締役会長（PCA）と執行役（DG）によって経営される。

a) 取締役会

取締役会（CA）は、3名以上12名以下の自然人および法人で構成される。取締役の任期は、定款で自由に定めることができるが、会社設立後に任命された場合は6年、定款または設立総会で任命された場合は2年を超えることはできない。

取締役会は、会社の目標と方向性を決定し、経営陣に委託された経営を監督する。決算を確定し、株主総会を招集する。

取締役会のメンバーは、その職務に対する報酬として、株主総会で決定される固定の年間報酬を受け取る。定款に別段の定めがない限り、彼らはその職務報酬を自由に分配することができる。

また、特別任務や特別委任を受けた場合、会社のために発生した旅費や経費の払い戻しなど、特別報酬を受け取ることもできる。

a.1. 取締役会長および執行役による経営方式

取締役会長

取締役会長（PCA）は、取締役会のメンバーの中から選出される。PCAは、株主であるかどうかに関わらず、必ず自然人でなければならない。

PCAは、トーゴにおいて三つ以上の同等職務を同時に遂行したり、二つ以上のゼネラルマネージャーまたは執行役の職務を兼務したりすることはできない。

PCAは、会社の経営に直接干渉することはせず、執行役に委ねた経営を取締役会が上手く管理できているかどうか監督する。

PCAの報酬は取締役会によって決定され、株主総会が予め定めた報酬枠の中から支払われる。PCAは、現物給付、特別任務に対する特別報酬、経費の払い戻しなども受け取ることができる。これらの報酬は、取締役会の許可と株主総会の承認を得なければならない。

執行役

執行役は、取締役会のメンバーの中から、または外部から選出される。執行役は、必ず自然人でなければならないが、株主である必要はない。

執行役は会社の日常的な経営を担当する。会社を代表し、第三者に対して会社を引き受ける最も広範な権限を有する。

執行役の報酬は取締役会によって決定される。

a.2. 代表取締役社長および副社長による経営方式

代表取締役社長（PDG）

代表取締役社長（PDG）は取締役会のメンバーの中から選出される。必ず自然人である必要がある。株主である必要はない。PDGの任期は、取締役としての任期と同一である。

トーゴでは三つ以上のPDGを同時に務めることはできず、また、ゼネラルマネージャーまたは執行役としての任務を二つ以上兼務することはできない。

PDGは会社を管理・運営し、事実上、会長（PCA）と執行役（DG）の職務も兼務する。

PDGの報酬は取締役会によって決定され、株主総会が予め定めた報酬枠の中から支払われる。取締役会はPDGに現物給付を付与することができる。PDGは特別報酬や経費の払い戻しも受け取ることができる。これらの報酬は取締役会の許可と株主総会の承認を得なければならない。

副社長（DGA）

副社長（DGA）は、PDG の提案に基づいて取締役会によって任命される。取締役の中から、または取締役以外から選出される。その任期は取締役会によって自由に決定され、再任が可能である。取締役である場合、その任期は取締役としての任期を超えてはならない。

第三者との関係において、副社長は PDG と同等の権限を有する。

副社長の報酬の条件および金額は、取締役会によって決定される。

6.2.1.2.2. ゼネラルマネージャー（AG）を置く株式会社

株式会社は、株主数が 1 名から 3 名の場合、ゼネラルマネージャー（AG）によって運営および管理されることがある。AG は、株主総会または単独株主によって任命される。その任期は、会社存続中に任命された場合、6 年を超えてはならず、定款で任命された場合、2 年を超えてはならない。

AG は、会社の管理および運営を担当する。対外的に会社を代表し、会社名において行動するすべての権限を有する。

AG は、会社の目的外行為であっても、対外的な取引において会社を代表して行動する権限を有する。

トゴにおいて AG は、同時に三つ以上のゼネラルマネージャーの職務を兼務することはできない。また、ゼネラルマネージャーの職務に加えて、二つ以上の代表取締役社長（PDG）または執行役（DG）の職務を兼務することはできない。

AG は、その職務において、1 人または複数の副ゼネラルマネージャーの補佐を受けることができる。

AG は、その職務に対する報酬として、株主総会で決定された固定の年額を受け取る。株主総会は、現物手当、特別報酬、会社の利益のために行動し発生した旅費、移動費、経費の償還も AG に付与することができる。

6.2.1.3. 規制対象の協約および禁止されている協約

6.2.1.3.1. 規制対象の協約

会社は、以下の協約を締結することができる。

- 会社の経営陣の一人（取締役、執行役、副社長、代表取締役社長）または当該経営陣メンバーが所有する会社もしくは企業との間の協約
- 会社の資本金の 10%以上を保有する株主または社員（出資者）との協約
- 上記のいずれかの者が間接的に利害関係を有する、または仲介者を通じて会社と取引を行う協約
- 上記のいずれかの者が、所有している事業体、または当該協約の対象となる法人の無限責任社員、経営者、取締役、常務取締役、ゼネラルマネージャー、副ゼネラルマネージャー、その他の役員である事業体との間で締結される協約

上記のいずれの場合においても、（通常の条件で締結されるルーチンワークに関する協約である場合を除き）協約を締結する前には取締役会の承認を得なければならない、監査人による監査を受け、株主総会での承認を得なければならない。

6.2.1.3.2. 禁止されている協約

自然人である経営幹部（取締役、執行役、副社長、代表取締役社長）、その配偶者、親族、子孫、または仲介者は、会社から融資や前払いを受けることは禁止されている。

また、これらの者が契約した融資について、会社に保証または引受をさせることも禁止されている。

6.2.1.4. 会計監査人

株式会社は会計監査人を任命する義務がある。会計監査人の役割は、会計書類の検証、および会社の会計業務がトーゴで施行されている規則に準拠しているかどうかの監査などである。会計監査人は、簡略財務諸表が適正かつ誠実に作成されたものであり、前事業年度の業績、ならびに当該事業年度末における会社の財政状態および資産状況を忠実に反映しているとの意見書を発行する。

公募による資金調達を行う株式会社では、2名の常勤監査人と2名の補欠監査人を選任しなければならない。

会社が公募による資金調達を行わない場合は、1名の常勤監査人と1名の補欠監査人を選任するものとする。

会計監査人は、会社設立時には2事業年度、会社設立後、存続中に任命された場合は6事業年度、任命される。

6.2.2. 有限責任会社 (SARL)

6.2.2.1. SARL の資本金

商業会社および経済利益共同体法に関する統一法第 311 条は、SARL の最低資本金は 100 万 CFA フランであり、額面 5,000 CFA フラン以上の均等な株式に分割されると規定している。

しかし、OHADA 法を定めた立法府は、最低資本金の額について異なる金額を定めることを各国の法律に委ねている。

したがって、2014年5月19日付けの有限責任会社の定款の形式および資本金に関する政令第 2014-119/PR 号は、株式の額面価格は 5,000 フラン以上、資本金の最低額は 10 万 CFA フランと規定している。

持分が、現物出資である場合、それらの持分は全額払込済みとみなされる。ただし、現金出資に相当する持分は、資本引受時に額面価格の少なくとも半分が払込済みである必要がある。残額は、商業・動産信用登録簿 (RCCM : Registre du Commerce et du Crédit Mobilier) への登録から 2 年以内に、1 回または複数回に分けて払込まれる。有限責任会社では、労務 (産業) 出資も認められている。

現物出資は、出資額または出資総額が 500 万 CFA フランを超える場合、出資評価人による評価を受ける必要がある。

資本金の払込および預入は、会社の設立者による単純な引受および払込の申告、ならびに適正性および適合性宣言、あるいは公証人による引受および払込を申告する公正証書によって確認されなければならない。

6.2.2.2. 会社経営

有限責任会社 (SARL) は、一人または複数の自然人 (出資者であるか否かを問わない) によって運営される。業務執行者 (gérants) は、定款または総会において出資者 (社員) によって任命される。

定款その他の文書により、業務執行者 (gérants) の任期が定められる。特段の定めがない場合の任期は 4 年である。

業務執行者 (gérants) は会社を運営し、対外的な取引においては、あらゆる状況において会社を代表して行動する全権限を付与される。ただし、会社内部で業務執行者 (gérants) の

権限に制限を設けていても、それを知らない善意の第三者に対しては、その制限を理由に取引の無効や責任回避を主張できない。

6.2.2.3. 会計監査人

有限責任会社における会計監査人（*commissaire aux comptes*）の任命は、会社が以下の条件のいずれかを満たす場合にのみ義務付けられる。

- バランスシートの総額が 1 億 2500 万 CFA フラン以上であること
- 年間売上高が 2 億 5000 万 CFA フラン以上であること
- 会社の常勤従業員数が 50 人以上であること

有限責任会社における会計監査人は、3 事業年度にわたり任命される。

有限責任会社における会計監査人は、株式会社と同様に、会計監査および監査証明の役割を担う。

6.2.2.4. 会社との協約

6.2.2.4.1. 規制対象の協約

会社と、その業務執行者（*gérants*）または出資者（社員）のいずれかとの間で直接締結された協約、あるいは会社と、その業務執行者（*gérants*）または出資者（社員）が同時に経営者または出資者（社員）となっている他の会社との間で直接締結された協約は、定時株主総会による承認を得なければならない。

有限責任会社（SARL）では、契約締結前の事前承認は不要であるが、総会による事後承認が必要である。

6.2.2.4.2. 禁止されている協約

業務執行者（*gérants*）および自然人である出資者（社員）、その配偶者、親族、子孫、または仲介者は、会社から融資や前払いを受けることは禁止されており、違反した場合は無効となる。

また、これらの者が契約した貸付について、会社が保証または引受を行うことも禁止されている。

6.2.3. 簡易株式会社（SAS）

簡易株式会社（SAS）は資本会社の一形態である。有限責任会社の出資者（社員）と同様に、簡易株式会社の出資者（社員）は、出資額を上限として会社の債務について責任を負う。彼らの権利は株式によって代表される。

簡易株式会社は、かなり特殊な会社形態である。統一法第 857-7 条の条項「会社経営に関する諸条件は定款によって定める」に基づき、その組織および運営に関して比較的自由的な裁量が認められている点が特徴的である。

さらに、OHADA 法を定めた立法府は、定款において、資本金、株式の額面価格、株式の引受けおよび割当の方法について、出資者（社員）が自由に決定することを認めている。

簡易株式会社は公募による資金調達を行うことはできない。

ただし、会社は、労務（産業）出資による譲渡不能株式（*actions inaliénables*）を発行することができる。これは、会社の円滑な運営に不可欠な技術的専門知識を有する従業員を資本に組み入れる、紛れもない機会となる可能性がある。

簡易株式会社において設置が義務付けられている唯一の機関は、対外的に会社を代表する社長である。その他の権限は、株主総会によって行使される。

また、商業会社法に関する統一法第 853-3 条では、株式会社に適用される規則が簡易株式会社にも適用される旨が定められている。

会計監査人選任の条件は、有限責任会社（SARL）で規定されている条件と同じである。唯一の違いは、簡易株式会社は、他の会社を支配していたり、あるいは他の会社に支配されている場合、会計監査人を選任する義務もあるという点である。

6.2.4. 経済利益共同体（GIE）

経済利益共同体（GIE）は、2 人以上の自然人または法人の経済活動を促進・発展させることを目的とした組織である。

GIE は、厳密な意味での商業会社、すなわち利益の実現と分配を目的とする会社ではない。資本金の有無にかかわらず設立され、会社の運営方法は定款で自由に定めることができる。

GIE のメンバーは、共同体の債務の支払について連帯して責任を負う。ただし、この連帯責任は、協約を締結すれば免除される場合がある。

6.2.5. 合名会社（SNC）

合名会社（SNC）は、2 名以上の構成員によって構成される。資本金の額は、出資者（社員）によって自由に決められる。持分は、出資者（社員）全員の同意がない限り譲渡することはできず、同意がない場合は譲渡したとしても無効となる。

すべての出資者（社員）は商人としての資質を有し、会社の債務について無限かつ連帯して責任を負う。つまり、会社が債務を支払わない場合、債権者は、いかなる出資者（社員）に対しても、その財産から債務の全額を弁済するよう請求できる。

会社の債権者は、会社に対する支払いの督促が無為に終わった後、少なくとも 60 日間は、出資者（社員）に対して債務の支払いを要求することはできない。督促は、執行官による執行書によって、または受領者が実際に受領したことを確認できる手段によって通知される。

この期限は、迅速な手続きで判断を下す管轄裁判所の決定によって延長することができるが、延長の期間は 30 日を超えてはならない。

定款は、会社をいかに運営するかについて規定する。出資者（社員）同士の関係において、定款でその権限が定められていない場合、業務執行者（*gérant*）は会社の利益のためにあらゆる経営行為を行うことができる。複数の業務執行者（*gérants*）がいる場合、各執行者は、成立前の取引に対して異議を申し立てる権利を除き、単独の業務執行者（*gérant*）と同じ権限を有する。

正当な理由なく業務執行者（*gérant*）の解任が決定された場合、損害賠償の対象となることがある。

会計監査人は、有限責任会社（SARL）と同様の条件で選任される。

6.2.6. 合資会社（SCS）

合資会社（SCS）は、2 種類の出資者（社員）、すなわち無限責任社員と有限責任社員で構成される。

無限責任社員は、会社の債務について無制限かつ連帯して責任を負い、有限責任社員は、出資額の範囲内で責任を負う。

有限責任社員の氏名は、いかなる場合も会社名に組み入れることはできず、これを怠った場合、有限責任社員は会社の債務について無限連帯責任を負う。

資本金の額は、出資者（社員）により自由に決められる。

合資会社の運営は、無限責任社員の中から一人または複数の業務執行者（*gérants*）を指名することを、または後日文書により指名することを定める定款において別段の定めがないかぎり、合名会社と同様の条件および権限ですべて無限責任社員によって行われる。

持分は、全出資者（社員）の同意がない限り譲渡できず、同意がない場合は無効となる。

会計監査人の指名は、合名会社と同様の条件で行われる。

業務執行者（*gérants*）の権限を越えるすべての決定は、出資者（社員）の総意によって行われる。

定款は、総会または書面による協議の方法、ならびに定足数および過半数の規則を定める。これらの定款条項に違反して行われた審議は無効となる。

6.3 商業会社以外の事業体に適用される特別規則

6.3.1. 支店

支店とは、自然人または会社組織が所有し、一定の経営上の自主性を有する商業、経済活動、またはサービス（役務）提供を行う事業所である。

支店は、所有者である自然人または会社とは別の独立した法人格を有さない。その活動に伴い、またはその存在に起因して生じる権利および義務は、所有者である会社または自然人の資産に含まれる。

支店は、商業登記簿および動産信用登記簿に登録される。

OHADA 加盟国に本社を置かない会社に属する場合、支店は 2 年以内に OHADA 加盟国で設立済みまたは設立予定の会社に移管されなければならない。ただし、商務大臣（*Ministre chargé du commerce*）の決定により、さらに 2 年間の猶予期間が認められる場合がある。

6.3.2. 駐在事務所または連絡事務所

駐在事務所または連絡事務所は、会社に属する施設であり、会社と、その事務所が所在する締約国の市場との連絡役を担う。経営上の自主性はなく、設立した会社の活動に関連する準備的または補助的な活動のみを行う。原則として、親会社と同じ活動を行うことはできない。

支店と同様、駐在事務所または連絡事務所は、設立した会社とは別の法人格を有さない。

駐在事務所または連絡事務所は、商業登記簿および動産信用登記簿に登録される。

行っている活動の種類により支店に転換すべき駐在事務所については、状況の変化から 30 日以内に商業登記簿および動産信用登記簿への訂正申請を行う必要がある。

6.4. 設立手続き

組織を設立するには、以下の手続きを行う必要がある。

- 定款および設立書類の登録
- 商業登記簿および動産信用登記簿への登録
- 税務署への登録（納税者番号（NIF）の取得）
- 企業手続きセンター（CFE）のウェブサイトおよび官報（JO : *Journal Officiel*）への会社設立公告の掲載
- 国家社会保障基金（CNSS : *caisse nationale de sécurité sociale*）への加入
- 雇用省（*ministère de l'Emploi*）への事業登録申告

- 輸入業者および輸出業者コードの取得（有効期間 1 年）

6.4.1. 商業登記簿への登録

参加会社および事実上の会社を除くすべての商業会社は、商業登記簿および動産信用登記簿に登録されなければならない。商業登記簿および動産信用登記簿への登録により、商業会社は法人格を取得する。

6.4.2. 税務署への登録

企業を設立するには、その本社が所在する管轄区域の税務署への登録が必要である。

登録は、事業開始と同時に実施されなければならない。

登録により納税者番号が割り当てられ、企業はこれに基づいて納税義務のある税金を支払う。

トーゴでは、原則として税務登録は、企業手続きセンター（CFE）または税務総局（Direction Générale des Impôts）を通じて行われる。

6.4.3. 国家社会保障基金への加入

報酬を支払って一人以上の労働者を雇用する自然人または法人の雇用主は、事業開始から 8 日以内、または最初の従業員を雇用してから 8 日以内に、国家社会保障基金（CNSS）への登録によりその存在を実体化しなければならない。

6.4.4. 事業登録申告

事業登録申告（正式手続きとも呼ばれる）とは、主に企業手続きセンター（CFE）を通じて、管轄当局に事業を正式に登録することである。

この手続きは、トーゴで商業、工芸、農業、工業、または自由業を合法的に営みたいと考えるすべての自然人または法人に義務付けられている。

6.4.5. 輸入・輸出コード

輸入および輸出業務は、輸入業者コードおよび輸出業者コードの取得が条件となる。輸入業者/輸出業者コードは、当局が発行する税関識別番号（numéro d'identification douanière）である。以下の目的のために必要となる。

- 税関への貨物の申告
- 国際貿易のための銀行口座を開設する
- あらゆる輸入または輸出活動（国際的な電子商取引を含む）を行う

輸入/輸出コードは、商業・工芸・地域消費省（Ministère du Commerce, de l'Artisanat et de la Consommation Locale）傘下の対外貿易総局（DGCE : Direction Générale du Commerce Extérieur）によって発行される。

以下は、トーゴで会社を設立する際に必要な手続きと、その費用の概要である。

必要な手続きの名称	提出書類	現在有効な手続き費用
定款の登録	定款原本	無料（CGI）

必要な手続きの名称	提出書類	現在有効な手続き費用
		ただし、実際には各ページに印紙を貼付することが義務付けられる（通常、1枚あたり 500 CFA フランから 1500 CFA フラン）。
商業・動産信用登録簿（RCCM）への登録	<ul style="list-style-type: none"> -署名済み定款（公証人による認証または私署証書） -業務執行者/取締役の任命証書（定款に明記されていない場合） -公証人による出資および払込の申告書 -経営陣の身分証明書 -会社経営者の証明写真 1 枚 -経営陣の犯罪経歴証明書 -滞在許可証の写し -登録済み賃貸借契約書（無料）、所在地証明書または土地所有権証明書 -記入済みの RCCM フォーム（CFE で入手可能） -手書きの会社所在地図 	25,000 CFA フランから 35,000 CFA フラン
税務署への登録	<ul style="list-style-type: none"> -必要事項を記入した登録用紙 -会社の所在地図 -身分証明書の写し（国民身分証明書、パスポート、領事館発行の身分証明書、代表者の居住者カード） -定款の写し 	無料
CNSS への加入	<ul style="list-style-type: none"> -雇用主登録申請書 -労働者登録状況報告書 -労働者登録用紙（添付書類） -経営者の身分証明書の公証済み写し -本社所在地の地図 -各労働者の出生証明書の公証済み写し、または外国人の場合はパスポートの写し 	無料
事業登録申告	<ul style="list-style-type: none"> -署名入り定款 -雇用主の宣誓供述書または犯罪経歴証明書 -労働者の出生証明書の抄本 -労働者の証明写真 -設立総会議事録 -商業登記簿および動産担保登録簿（RCCM） -統一納税者番号（IFU） -資本金の払込証明書 	無料

必要な手続きの名称	提出書類	現在有効な手続き費用
	<ul style="list-style-type: none"> - 従業員名簿 - CNSS 加入申告書の写し - 出資者の身分証明書 - 滞在許可証の写し (外国人の場合) 	
輸入/輸出コード	<ul style="list-style-type: none"> - 500 CFA フラン印紙貼付済みの申請書 - トーゴ国民の場合は国内公認の身分証明書の写し、外国人の場合はパスポートの写しのみ - 有効な滞在許可証の公証済み写し (外国人の場合) - 業務執行者および/または事業主の 3 ヶ月以内に発行された犯罪経歴証明書。トーゴに 12 ヶ月以上居住している外国人の場合は、出身国の当局が発行した 3 ヶ月以内に発行された犯罪経歴証明書およびトーゴの司法機関が発行した無犯罪証明書 - 商務省収入局が発行する領収書 (国内および ECOWAS 加盟国国民は 45,000 CFA フラン、ECOWAS 域外国国民は 75,000 CFA フランの料金を支払う) - 記入済みのトーゴ共和国商業登記簿質問票 (トーゴ農商工会議所の承認印付き) - 公証済みの納税証明書 (営業税および事業税) の写し - 税務署が発行した企業の納税者番号 	45,500 CFA フランから 75,500 CFA フラン

7. トーゴにおける労使関係

トーゴにおける労使関係は、主に 2021 年 6 月 18 日付けの労働法（法律第 2021-012 号）によって規律されている。この法律は、雇用者と労働者の権利と義務、およびすべての経済セクターにおける労働条件について規定している。

労働法に加えて、労使関係は労働協約によっても規律されており、その中でも最も広範なものは、2011 年 5 月 16 日に締結されたトーゴの産業横断的労働協約（CCI : Convention Collective Interprofessionnelle）である。この協約は、それ以前の協約を刷新するものであり、対象セクターに属する企業には、当該協約の署名企業でなくても適用される。

協約では、雇用、報酬、労働安全、衛生、休暇に関わる諸条件、およびその他の労働者の社会的権利に関する最低限の規定を定めている。

本協約は、農業やインフォーマルセクターなど、特別な協約や職業慣行によって規制される可能性のある特定のセクターを除き、ほとんどの活動セクターで適用されている。

7.1. 労使関係の始まり

労働法（Code du travail）は、労使関係の成立を規定している。この制度は、労働者と雇用者の権利と義務を体制として定義しているほか、採用、労働契約の締結、労働時間、賃金、休暇、契約解除、懲戒処分などに関する法的枠組みも規定している。

採用は、雇用主が直接行う場合と、間接的に行う場合があり、また状況によっては人材派遣会社が行うこともある。

労使関係は、労働契約を締結した時点で発生する。

7.1.1. 労働契約

労働契約（Contrat de travail）とは、労働者と呼ばれる自然人が、雇用主と呼ばれる別の自然人または法人に対して、賃金と呼ばれる報酬と引き換えに、その職業活動を指揮監督下に置くことを約束する合意である。

契約締結の場所および当事者の居住地にかかわらず、トーゴ共和国領土内で履行される労働契約は、すべて労働法の規定に従うものとする。

労働契約は、書面または口頭で締結することができる。

労働契約には、適用される業種別労働協約、またはそれが存在しない場合は、産業横断的（全産業共通）の労働協約が明記される。

契約に適用される協約の明記を拒否した雇用主には、刑法の規定に基づき罰金が科せられる。

一般的な契約には有期労働契約（CDD: Contrat de travail à durée déterminée）および無期労働契約（CDI : Contrat de travail à durée indéterminée）がある。

7.1.1.1. 有期労働契約（CDD）

CDD は、労働の期間が事前に明確に定められている、あるいは将来確実に発生する事象の発生を条件としており、その事象は正確に指定されているが、その発生日は事前に正確に把握できない契約である。

時間単位または日単位で雇用され、1 日の終わりに給与が支払われる臨時労働者を除き、書面で締結される。

当初の契約期間は 2 年を超えてはならない。

有期労働契約は、更新を含め総契約期間が 4 年を超える場合、更新することができない。

特定の、一時的な業務の遂行のために締結される。

4年間の連続した有期労働契約期間が終了した後、無期労働契約（CDI）に移行することができない場合、労働者は、直近の給与支給額1カ月分の給与に相当する額を契約終了手当として受け取る権利がある。

では、臨時労働者についてはどうか？

臨時労働者とは、業務の増加、緊急性、季節性業務に対応するために雇用され、報酬を受け取り、業務が終了するとその任務も終了する労働者のことである。

具体的には、以下のような条件で雇用される労働者がこれに該当する。

- 一時的に欠勤している従業員の代替
- 一時的な業務量の増加の補填
- 廃止予定の職位の代替
- 例外的な業務の遂行
- 採用が決定されるまでの待機
- 季節労働の遂行

時間単位または日単位で雇用され、1日の終わりに給与が支払われる臨時労働者を除き、臨時労働契約は書面で締結することが義務付けられている。

契約書は、業務開始の48時間前に従業員に交付されなければならない。

契約期間は、更新を含めて6ヶ月を超えてはならず、労働監督官に届け出なければならない。

臨時労働者の試用期間は以下の通りである。

- 契約期間が3ヶ月以下の場合：8日間
- 契約期間が3ヶ月を超える場合：1ヶ月

臨時雇用労働者が以下の業務に従事することは禁じられている。

- 鉱山、坑道、採石場、または地下工事現場での地下作業
- スプレーによる塗装またはニス塗りの作業
- 圧縮空気下での作業
- 爆発物の取り扱い作業
- X線に曝される作業
- 電気設備の監視および保守作業

いかなる場合でも、臨時労働者の報酬が、同じ職務を遂行する正規労働者の基本給を下回ってはならない。

派遣労働者の場合、報酬は、派遣会社によって保証される。

7.1.1.2. 無期労働契約（CDI）

トーゴでは、労働法に基づき、無期雇用契約（CDI）が通常の雇用契約形態である。この契約は、明確な期間が定められていないことが特徴であり、従業員にある程度の安定性を提供する。無期雇用契約は、フルタイムまたはパートタイムで締結することができる。

CDIでは、正当な理由（解雇）がある場合雇用主側から、または従業員側（辞職）の意思により解約することができる。

いずれの場合も、最低予告期間は以下の通りである。

- 労働者、従業員および同等の立場の者：1ヶ月
- 監督職、管理職および同等の職位：3ヶ月
- 時給制労働者：15日間

7.1.2. トーゴ国民以外の労働者の雇用

トーゴで外国人を雇用するには、雇用主はいくつかの手順を踏まなければならない。

- まず、トーゴの雇用主は、労働総局長（*Directeur général du Travail*）から事前の雇用許可（*autorisation préalable d'embauche*）を取得しなければならない。この許可は通常1年間有効である。
- また、外国人従業員が入国する前に、労働総局によって承認された書面による雇用契約（フランス語で作成すること）を締結しなければならない。ビザの有効期間は最長2年間で、1回のみ更新が可能である。
- ビザ取得後、従業員は入国管理局（*Bureau de l'Immigration*）から滞在許可証（*carte de séjour*）を取得する必要がある。
- 雇用主は、最終的には雇用した外国人労働者に代わって、トーゴ人労働者がその職務を引き継げるよう、研修計画（*plan de formation*）を立てる必要がある。

契約ビザ取得手続きを遵守しなかった場合、雇用主は10万から50万CFAフランの罰金および損害賠償を支払うほか、契約も無効となる場合がある。

7.1.3. トーゴへの出向

労働法によれば、労働契約をどこで締結しようと、当事者がどこに居住していようと、トーゴ共和国領土内で履行される労働契約はすべて、同法の規定に従わなければならない。したがって、トーゴ領土内で一時的に履行されることがあっても、主に外国で履行される契約は、労働法の規定の対象にはならない。

7.2 労働契約の履行

7.2.1. 当事者の義務

7.2.1.1. 従業員

従業員の主な義務は、職業上の秘密を遵守し、合意された業務を誠実に遂行することである。従業員は、雇用されている企業と競合してはならない。従業員は、雇用契約で明示的に認められている場合を除き、勤務時間外に他の活動を行うことは認められていない。

7.2.1.2. 雇用主

a) 報酬の支払い

a.1. 給与

雇用主は以下を行う義務がある。

- SMIG : *Salaire Minimum Interprofessionnel garanti* 最低賃金保証（全職業対象）/SMAG : *Salaire Minimum Agricole Garanti* 最低賃金保証（農業対象）以上の賃金を支払うこと。SMIG および SMAG はそれぞれ、302.89 CFA フラン/時間、52,500 CFA フラン/月と定められている。
- 日給または週給の労働者については15日以内、半月または月給の労働者については1ヵ月以内の定期的な間隔で給与を支払うこと。月々の支払いは、給与の支給対象となる労働月の終了日から遅くとも8日以内に行うこと。
- 各支払いに際しては、給与明細を作成すること。

a.2. 給与の付加給付

賃金に加えて、労働者は、勤続年数手当、出張手当、食事手当、交通費など、特定の賞与や手当を受ける権利がある。

- 勤続年数手当

勤続 2 年以上の従業員は、基本給に基づいて計算される手当の支給を受ける権利がある。

計算方法は以下の通りである。

- 勤続 2 年後に 2%
- 4 年目以降は勤続年数 1 年ごとに 1%、最大 30%まで

すなわち：

- 勤続 3 年後の従業員が受け取る手当も 2%（1%の増額は 4 年目以降にのみ適用される）
- 勤続 4 年後の従業員は 3%（2%+1%）
- 勤続 5 年後は、4%（3%+1%）を受け取ることになる
- 31 年以上勤務しても、勤続年数手当として受け取ることができるのは 30%までである。したがって、勤続年数が 40 年の従業員は、基本給の 30%に相当する勤続年数手当しか受け取ることができない。

-出張手当

従業員が、通常の勤務地以外で、契約で定められた地理的範囲内で、臨時に職務を遂行するよう求められた場合、出張手当が義務的に支給される。また、この移動により追加費用が発生した場合、従業員は次の条件に基づき補償を受ける権利がある。

- 移動により通常の勤務地外で主食となる食事を摂る必要がある場合、カテゴリ別基本時給の 3 倍
- 移動により通常の勤務地外で 2 回の主食を摂取する必要がある場合、カテゴリ別時給の 5 倍
- 移動により通常の勤務地外で 2 回の主食と宿泊が必要となる場合、カテゴリ別基本時給の 10 倍

- 交通費手当

雇用主が交通手段を提供しない場合、労働者は交通費の支給を受ける権利がある。

手当の額は、各業種ごとにその業種の労働協約で定められている。

b) 特別機関への届出

雇用主は、国家社会保障基金（CNSS）および労働監督局（Inspection du Travail）に対して、特定の申告を行う義務がある。

b.1. CNSS への申告

雇用主は、企業設立時に、企業所在地の国家社会保障基金（CNSS）に企業を登録し、雇用主番号の付与を受ける必要がある。

従業員を雇用したら、その従業員を CNSS に登録（申告）し、社会保険の対象とする必要がある。トーゴの国家社会保障基金（CNSS）への申告は、CNSS のプラットフォームで入手できるオンラインの保険料請求書式に記入して行う。この書式は、給与総額と従業員数に基づいて、支払うべき社会保険料を自動的に計算できるようになっている。

b.2. 労働監督局への届出

雇用主は、RCCM を取得してから 30 日以内に、企業の所在地を管轄する労働監督局（地域労働社会法局（DRTL S : Directions régionales du Travail et des Lois sociales）または県労

働社会法監督局 (IPTLS : Inspections préfectorales du Travail et des Lois Sociales) に、所定の用紙を用いて企業申告を行う必要がある。

さらに、毎年 1 月 31 日までに、雇用している労働力の状況に関する申告書を提出しなければならない。

c) 記録の保管義務

雇用主は、三つの部分で構成される「雇用主登録簿 (Registre employeur)」を最新の状態で維持する義務がある。

a) 一つ目は、企業または事業所に雇用されているすべての労働者の個人情報および契約内容に関する情報を記載したもの。

b) 二つ目の部分には、遂行された業務、賃金、休暇に関するすべての情報が記載される。従業員数および企業または事業所の規模により、労働社会法総局長による許可があれば、これら二つの部分を、すべての情報を網羅しコンピュータ化された従業員リストに置き換えることができる。

c) 労働社会法監督官またはその代理人による検印、勧告、意見が記載された第 3 の文書。

規模が小さい企業については、労働社会法監督官の報告に基づき、労働大臣 (Ministre du Travail) の決定により、台帳の保管義務が免除される場合がある。

d) 労働衛生サービス

あらゆる企業または事業所は、その性質にかかわらず、労働者に安全衛生サービス (service de sécurité et santé) を提供しなければならない。

さらに、雇用主は、労働者のために、疾病および業務外事故に関連するリスクをカバーする保険契約に加入する義務がある。

この保険料は、当事者間または業界団体間で別段の合意がない限り、労働者と雇用主が共同で負担する。

e) 安全衛生委員会

25 人以上の労働者を雇用するすべての事業所または企業は、労働安全衛生委員会 (comité de sécurité et santé au travail) を設置する。

その他の事業所または企業については、雇用主は労働者の中から労働安全担当者 (délégué à la sécurité) を 1 名指名する。

7.2.2. 試用期間

すべての労働契約には、雇用主が労働者の職業的資質を評価し、労働者が労働条件、生活条件、報酬、衛生、安全、健康、および企業の社会的風土を評価するための試用期間を設けることができる。試用期間は契約書に書面で明示的に定められている。

有期雇用契約における試用期間は、1 ヶ月を超えてはならず、更新もできない。

無期労働契約の場合、労働契約または労働協約・労働協定に、より有利な別段の定めがある場合を除き、試用期間は以下の期間を超えてはならない。

a) 時間給労働者については、8 日間 (1 回のみ更新可能)

b) 労働者、従業員および同等の者については、1 ヶ月 (1 回のみ更新可能)

c) 監督者、技術者および同等の職種の労働者については、3 ヶ月 (1 回のみ更新可能)

d) 管理職および同等の職種の労働者については、6 ヶ月 (更新不可)。

試用期間は、就業初日から起算する。

7.2.3. 勤務条件、勤務時間、勤務スケジュール

労働は、雇用契約で合意された場所において遂行されなければならない。労働は、特に情報通信技術を利用することにより、合意された場所以外で、労働者によって全部または一部遂行される場合がある。

テレワークまたは遠隔勤務の実施条件は、労働協約または労働協定により、あるいはそれがない場合は、企業または事業所の社内規定により定められる。適用される労働協約、労働協定、社内規定がない場合、テレワークまたは遠隔勤務の実施条件は、雇用主と労働者またはその代表者の合意により決定される。

トゴにおける週労働時間は、以下のように定められている。

- 農業以外の労働：週 40 時間
- 農業経営、農業関連施設、農業関連企業および同等の企業については週 48 時間、すなわち年間 2,400 時間。

労働契約では、パートタイム勤務を規定することができる。パートタイム労働契約とは、法定または慣習的な労働時間よりも労働時間が短い契約である。これは書面で締結し、労働監督官庁に届け出なければならない。

7.2.4. 労働者の休息

労働者には、週に最低 1 日（24 時間）の休日を与えることが義務付けられており、伝統的に日曜日が理想的とされている。

さらに、立法府は、以下の法定休日を休日および休業日と定めている。

- 1) 1 月 1 日：元日
- 2) 1 月 13 日：建国記念日
- 3) 1 月 24 日：経済解放記念日
- 4) 4 月 27 日：独立記念日
- 5) 5 月 1 日：メーデー
- 6) キリスト昇天祭
- 7) 愛国者殉教者記念日
- 8) 聖母被昇天祭
- 9) 11 月 1 日：万聖節
- 10) 12 月 25 日：クリスマス
- 11) ラマダン祭
- 12) タバスキ祭

7.2.5. 年次有給休暇

労働協約または個別労働契約によるより有利な規定がない限り、労働者は、雇用主負担による有給休暇を、実際の勤務月数 1 ヶ月につき 2.5 日取得する権利を有する。

労働協約または個別労働契約によりより有利な規定がない限り、トゴ国外で採用された労働者については、休暇期間に移動時間が加算される。より有利な協約がない限り、移動時間は、労働者が休暇のために勤務地から通常の居住地まで移動し、必要に応じて戻ってくるために必要な時間を超えてはならない。

7.3. 労使関係の停止

現行の契約において、労働者が労働を提供しない正当な理由がある場合、または雇用主が労働を指示しない正当な理由がある場合、労働契約は停止される。

契約は、以下の場合に停止される。

- a) 雇用主が兵役に就く、または義務的な軍事訓練期間のために事業所が閉鎖された場合
- b) 労働者の兵役期間中、および義務的な軍事訓練期間中
- c) 医師により正式に認定された非職業上の病気による労働者の欠勤期間中
雇用契約は、6 カ月連続の長期欠勤、または最初の欠勤から 12 カ月間に合計 6 カ月を超える繰り返しの欠勤があった場合に解除することができる。
- d) 労働災害または職業病による就労不能期間中、負傷が治癒または疾病が回復するまで。
労働監督官による診断で労働不能と認められた場合、当該労働者は恒久的に交代させられ、その雇用契約は、適用される法律および労働協約の規定に従って解除されることがある。
- e) 女性労働者の産休期間中
- f) 集団労働紛争に関する規制を遵守して開始されたストライキまたはロックアウトの間
- g) 労働者が解雇された期間中
- h) 労働者が予防拘禁されている期間（ただし、6 ヶ月を限度とする）
- i) 有給休暇期間中
- j) 労働者が、協約または個別協定に基づき雇用主から許可された休暇を取得している期間
- k) 労働者が、有償の職業活動と両立しない、定期的な政治活動または労働組合活動に従事している期間
- l) 技術的失業期間中

● 労働災害および職業病

原因が何かにかかわらず、労働者が業務上または業務に関連して事故にあった場合、労働者本人に過失があったかどうかにかかわらず、労働災害とみなされる。

通勤途上の事故（従業員に住居と職場間の往復途上で発生した事故、または出張中に発生した事故）は、労働災害とみなされる。

職業病は法令で指定されている。

労働災害および職業病に対する補償は、CNSS（国家社会保障基金）によって行われる。

● 産休

妊娠中の女性従業員は、14 週間の連続した休業（うち 6 週間は出産後）を取得できる。この期間中の補償は、CNSS によって行われる。

さらに、医師によって妊娠が確認された女性は、事前の通知なしに仕事を辞めることができ、契約解除の補償金を支払う必要もない。

● 特別休暇

全産業共通の労働協約第 45 条で規定されている休暇である。この休暇は、6 ヶ月以上勤務している従業員が、以下を理由に、戸籍謄本または適切な資格を持つ当局が発行した証明書を提出して証明した場合に付与される。

- 労働組合の正式な代表者が、労働組合の専門会議に出席する場合、年間 10 日以内
- 共同委員会への出席を命じられた労働者（その職務の遂行に際して）
- 全国労働組合セミナーに参加するために指名された労働者（年間 1 ヶ月以内）
- 国際労働組合セミナーに参加するために指名された労働者（当事者間の合意により決定される限度内で）

さらに、6 ヶ月以上連続して勤務していない労働者でも、以下の家庭の事情があれば、特別休暇が付与され、この休暇は年次休暇から控除されない。

- 配偶者、直系尊属または直系卑属の死亡 4 営業日
- 兄弟姉妹の死亡 2 営業日

- 義父または義母の死亡…………… 3 営業日
- 労働者本人の結婚…………… 3 営業日
- 子供、兄弟姉妹の結婚…………… 1 営業日
- 家庭での出産…………… 2 営業日
- 洗礼…………… 1 営業日
- 引越し…………… 1 営業日

この種の休暇は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に書面による許可を得なければならない。

その場合、労働者は雇用主に職場復帰の旨を通知しなければならない。当該事象を証明する書類は、できるだけ早く、遅くとも事象発生後 8 日以内に雇用主に提出しなければならない。

自宅での出産に関しては、労働者は、出生証明書を提出して証明された出来事から最大 6 ヶ月間、休暇の権利を保持するものとする。

7.4. 従業員の代表

7.4.1. 従業員代表

常勤従業員が 10 人以上の企業では、雇用主は従業員代表（正代表および補欠代表）の選挙を実施する義務がある。

これら代表は、企業または事業所において労働者の利益を守る役割を担う。

任期は 2 年で、2 回まで再任が可能である。

労働社会法監督官も選挙の組織と実施に関与する。代表者の人数は労働者数に応じて決定される。

雇用主またはその代理人が正職員代表または補欠職員代表の解雇を検討する場合、当該企業の管轄区域の労働社会法監督官の事前承認を得なければならない。ただし、重大な過失または重大な非行があった場合、雇用主は、労働社会法監督官の決定を待つ間、当該代表者を即時停職処分とすることができる。

7.4.2. 労働組合代表

労働者を代表する正規の労働組合が組織されている企業または事業所では、当該組織により労働組合代表者が指名されることがある。

労働組合の代表性は、以下の累積的基準に基づいて決定される。

- a) 現行の法律または規則の遵守
- b) 目的、目標、資金源などに関する独立性
- c) 組合の法的存在が承認された日から起算して、少なくとも 1 年間の活動実績があること
- d) 財務の透明性
- e) 法定会費を納付している会員数
- f) 労働省に届け出られた、物理的に特定可能な本部および住所を有すること。
- g) 組合の経験、その活動の範囲および性質
- h) 労働・公務員制度担当大臣（Ministre chargé du travail et de la fonction publique）の決定により定められた条件および手続きに従った、代表性に関する組合選挙における支持率。

組合代表者は、その職務の遂行において、従業員代表と同様の保護を受ける。

7.4.3. 懲戒権

企業内では、懲戒権（pouvoir disciplinaire）は企業経営者が行使し、その権限の一部を委任することができる。

口頭による注意以外の、労働者の過失とみなされる行為に対して雇用主が講じる措置は、その措置が労働者の企業または事業所への出勤、職務、キャリア、報酬に即座に影響を与えるものであるか否かを問わず、すべて懲戒処分となる。

懲戒処分の程度は、軽いものから重いものの順に以下の通りである。

- a) 書面による警告
- b) 譴責
- c) 1 日以上 8 日以下の停職処分
- d) 1 日から 15 日間の加重停職処分
- e) 強制異動
- f) 降格
- g) 解雇

雇用主は、労働者に金銭的制裁を科すことは禁止されている。また、雇用主は、同一の過失に対して二重の制裁を科すことも禁止されている。

労働者の過失行為は、雇用主がそれを認識した日から 2 ヶ月を経過した後は、懲戒処分の対象とはならない。

ただし、当該行為が刑事訴追の対象となる場合、上記の時効は適用されないことに留意すべきである。

7.5. 労使関係の終了

7.5.1. 事前通知

トーゴにおいて無期雇用契約の解除を主導する当事者（雇用主または従業員）は、重大な過失または試用期間中の解雇の場合を除き、相手方に書面でその決定を通知しなければならない。

予告期間は、以下によって異なる。

- 従業員の職種（労働者、事務員、管理職など）
- 会社での勤続年数

予告期間中、従業員は新しい仕事を探すために、週 1 日の有給休暇を取得することができる。

事前通知が行われなかった場合（例えば、即時解雇の場合など）、解雇を申し出た当事者は、その期間に従業員が受け取っていたであろう給与に相当する補償金を支払わなければならない。

7.5.2. 退職

労働者の意思による契約の解除は、雇用主に書面で通知される辞職となる。労働者の意思による不当な契約解除は、管轄裁判所が定める損害賠償の対象となる場合がある。

無期雇用契約（CDI）の退職者は、以下の権利を有する。

- 予告期間中の比例配分された出勤給与
- 企業が賞与を支給する場合、比例配分された賞与（賞与の支給は義務ではない）
- 有給休暇の補償手当

有期労働契約は、特定のケースを除き、契約期間満了前に従業員から契約解除することはできない。この場合、特定のケースとは、特に以下を想定する。

- 雇用主の重大な過失
- 不可抗力の場合
- 当事者間の書面による合意

労働者の主導による不当な労働契約の解除（例えば、無期雇用契約の場合、予告期間の履行なし）は、管轄裁判所が定める損害賠償の対象となる場合がある。

無期雇用契約を締結している従業員が退職する場合、以下の通り定められた予告期間を遵守しなければならない。

- 時給制労働者：15日間
- 労働者、従業員および同等の職位：1カ月
- 監督職、管理職および同等の職位：3カ月

7.5.3. 解雇

トゴでは、企業に勤務する労働者を解雇するには、労働法の規定に従い、現実的かつ重大な理由が存在しなければならない。雇用主は、従業員に関連する個人的な理由、または企業に関連する経済的な理由により、雇用契約を終了することができる。

解雇事由は、それが正当であると認められるためには、現実的かつ重大な事由でなければならない。そうでない場合、解雇は不当解雇とみなされる。

7.5.3.1. 個人的な理由による解雇

雇用主側の判断による解雇で、従業員自身に起因する事実に基づくものは、すべて個人的な理由による解雇となる。その根拠として、以下が挙げられる。

- 明らかな職務能力の不足
- 職務を遂行する上で、身体的または精神的に持続的な不適格性が認められる場合
- 軽微、重大、または甚大な過失（契約上の義務違反、規律違反、正当な理由のない欠勤など）

解雇を行う前に、雇用主は、特に過失の場合、懲戒手続き（事前の面談、書面による通知、重大な過失の場合を除き、事前通知期間）を遵守しなければならない。

7.5.3.2. 経済的理由による解雇

経済的理由による解雇とは、従業員個人に起因しない一つまたは複数の理由により、特に経済的困難、技術革新、競争力維持のために必要な企業または事業所の再編、あるいは企業または事業所の事業活動の永久的な停止に起因する解雇である。

経済的理由による解雇は、トゴ国労働法に規定されるすべての契約に適用され、以下の手続きに従って実行される。

- 従業員代表（代表不在の場合は直接従業員本人）に対し、少なくとも1カ月前に、人員削減計画について、状況、検討されている措置、および選考基準（資格、勤続年数、扶養家族）を明記した書面による通知を行うこと
- 従業員代表は、8営業日以内に書面による意見を提出すること
- 最終決定の少なくとも21日前までに、書類を作成し、労働監督官に送付すること（書類には、代表者への協議書、代表者の書面による回答、理由付き報告書、対象従業員のリスト、および採用した基準を記載すること）
- 労働監督官との面談
- 労働者に対する書面による解雇通知、および24カ月間の優先的再雇用権

手続き（協議、書類、期限など）の不履行、または正当な理由がない場合は、不当解雇とみなされ、解雇された従業員には最大6ヵ月分の給与に相当する損害賠償を請求する権利が発生する。

7.5.3.3. 解雇補償金

重過失以外の理由で解雇された従業員は、当該企業に1年以上勤務していることを証明すれば、解雇補償金（*indemnité de licenciement*）の受給権を有する。

この補償金は、解雇前の12ヵ月間に従業員が受け取った平均月額総給与の一定割合で計算される。補償金の計算方法は以下の通りである。

- a) 最初の5年間は、勤続年数1年あたりの平均月額給与の35%
- b) 6年目から10年目までは、平均月額給与の40%を勤続年数1年ごとに
- c) 10年目以降：平均月額給与の45%

7.5.3.4. 損害賠償

不当な労働契約の解除があった場合、雇用主は従業員に損害賠償を支払うよう命じられることがある。これは労働者にも当てはまる場合がある。

7.5.4. 退職

2011年2月21日付けの法律第2011-006号（トゴ社会保障法）の発効以来、特定の分野に適用される特別制度やより有利な規定がある場合を除き、法定退職年齢は60歳と定められている。

労働者が退職する場合、雇用主から退職手当（*indemnité de départ à la retraite*）が支給される。この手当は、解雇補償金と同じ基準で計算される。

7.5.5. 交渉による退職

雇用主と従業員は、協議の上、労働契約を合意解約することができる。

無効となることを避けるため、解約する協約には解約の条件、特に契約終了手当（*montant de l'indemnité de rupture*）の額を明記しなければならない。その額は解雇補償金（*indemnité de licenciement*）を下回ってはならない。

したがって、当事者が合意した退職金の額は、解雇の場合に従業員が受給したであろう法定の権利の合計額、すなわち、予告手当、有給休暇の補償手当、解雇手当、および比例配分された賞与（企業が賞与を支給する場合）を下回ってはならない。

7.5.6. 労働者の死亡

労働者が死亡した場合、死亡日までに取得していた出勤手当、休暇手当、およびあらゆる種類の補償金は、故人が雇用主から受け取った前払い金および仮払金を差し引いた後、相続証明書を提示して正式な相続人であることを証明できる者に支払うものとする。

7.6. 労働紛争の解決

7.6.1. 個別紛争

労働に関する個別の紛争（すなわち、労働者と雇用主間、または労働者間の紛争）は、契約当事者のいずれかの申し立てにより、労働監督官による和解の手続き（*procédure de règlement amiable*）に付されなければならない。

法律では、和解を試みる前に労働監督官に申し立てを行うことが義務付けられている。監督官は、当事者の代表者（弁護士、労働組合、同僚など）を含む関係者を招集し、合意の形成を図る。

完全または部分的な合意に達した場合、その詳細は調書（合意事項および合意金額）に記録される。

調書は、労働裁判所長（*Président du Tribunal du travail*）の執行文（*formule exécutoire*）が付されている場合に限り、執行力を有する。

有効的解決（和解）が不調に終わった場合、勤務先所在地を管轄する裁判所の書記官に口頭または書面で申し立てることにより訴訟を提起することができる。

例外として、契約解除に起因する紛争の場合、従業員は、たとえそれに反する条項があっても、自らの居住地または勤務先所在地の管轄裁判所のいずれかを選んで訴訟を起こすことができる。

訴訟提起後も、最終判決が下されるまで、当事者は和解による解決を図る権利を保持する。

7.6.2. 集団的紛争

集団労働紛争とは、労働者と雇用者との間で、職場における労働者の集団的利益に関わる一つ以上の問題について意見の相違が生じた場合に起こる紛争である。

従業員は、職業上の要求を擁護するために、合法的にストライキを行う権利を有しているが、予告なしにストライキを開始することはできない。ストライキは、10 営業日前に予告せねばならず、以下の条件を満たす場合に可能である。

- 一つ以上の代表的な労働組合組織によって提出されること
- 雇用主、労働監督官、あるいは企業経営陣宛てに行われること。

予告には、ストライキの目的、理由、対象となる場所、開始日時、および予定期間を明記する。

ストライキを予告した後も、ストライキに突入するまでの間は雇用主との交渉を継続することができる。

この期間中、当事者は、労働監督官の介入の可能性も含め、誠実に交渉を行わなければならない。

労働監督官による部分的または完全な和解が成立した場合、監督官は、合意事項と、完全または部分的な不合意事項を記載した調停調書を作成する。当事者署名の上、各当事者はその写しを保持する。この場合、合意内容は執行力を有する。

和解が不調に終わった場合、当事者は紛争を調停に付すことを決定することができる。

8. トーゴの社会保障制度

8.1. 概要

8.1.1. 組織

トーゴの一般的な社会保障制度は、国家社会保障基金（CNSS）によって運営されている。設立当初は公的機関であった CNSS は、2001 年 11 月 29 日付けの法律第 2001-016 号および 2003 年 10 月 8 日付けの施行令第 2003-262/PR 号により、2001 年に公益を目的とする私的機関となった。

8.1.2. 構造

トーゴでは、トーゴ社会保障法に関する法律第 2011-006 号第 2 条の適用により、一般社会保障制度では次の事項を担保する。

- 家族手当および出産手当
- 年金
- 労働災害補償

制度の対象者は以下の通りである。

- 労働法の適用対象となるすべての労働者
- 特定の法令により他の社会保障制度の対象とならない国、地方自治体、および公的機関の職員
- 自営業者（弁護士、建築家、公証人、執行官、競売人、医師、薬剤師、公認会計士、会社経営者）（前述の全事項を担保）
- 宗教関係者（前述の全事項を担保）
- 政府の規制・税制度・社会保障制度の外で行われる経済活動（インフォーマルな経済活動）を行う労働者（年金および家族手当のみ）
- 職業訓練学校の生徒、見習い、実習生（労働災害補償、訓練、見習い、実習中に発生したリスクに対する補償のみ）

一般制度に 6 ヶ月以上連続して加入していた者が、加入要件を満たさなくなった場合、その者が、強制加入が終了した日から 12 ヶ月以内に再度申請を行えば、年金保障への任意加入を継続することができる。

8.1.3. 加入

一人以上の従業員を雇用する雇用主は、CNSS への加入が義務付けられている。

加入する場合は、以下に指定する日から 8 日以内に登録申請を行う。

- 従業員を雇用する事業を開始またはその資格を取得した日
- または最初の従業員の雇用開始日

登録後、基金は登録雇用主に識別番号を付与し、雇用主はすべての公式文書にこの番号を記載しなければならない。

個人事業主、すなわち会社を設立したがまだ従業員を雇用していない自然人は、独立した自営業者として登録される。

雇用主は、雇用した労働者を、雇用日から 8 日以内に登録する義務がある。

労働者が以前の勤務先で既に登録されている場合、新しい雇用主は、8 日以内に当該労働者を新規に雇用したことを CNSS に通知し、労働者の経歴を更新する義務がある。

トーゴでは、CNSS が運営する国民皆保険制度 (Assurance maladie universelle) が導入されていることを明記しておくことが重要である。

2021 年 10 月 18 日付けの国民皆保険制度を制定する法律第 2021-022 号第 8 条によると、二つの保険制度、すなわち基礎的強制健康保険 (RAMO : régime d'assurance maladie obligatoire de base) と医療扶助制度 (RAM : régime de l'assistance médicale) がある。RAM は社会的困難にある人々のみを対象とするという特徴があるため、ここでは基礎的強制健康保険制度 (RAMO) のみを取り上げることとする。

本制度の対象者は以下の通りである。

- 国家公務員、地方自治体職員、公的機関職員、および公益性のある法人の職員
- 公的機構の職員 (任期中)
- 労働法に規定される労働者、特に社会保障制度の対象となる労働者
- 公的および民間セクター双方の年金受給者
- 自営業者
- インフォーマル経済および農業の労働者および事業者
- 宗教関係者
- その他、非給与所得者

この制度は、上述した労働者自身のみでなく、その扶養家族 (被保険者の配偶者、被保険者の扶養家族である 21 歳以下の子供、および現行の法律に基づき扶養されている子供) も対象となる。ただし、彼らが同様の保険に個人として加入している場合はこの限りでない。

また、年齢制限なく扶養家族とみなされるのは、障害のある被保険者の子供、および扶養され、完全かつ恒久的、かつ永続的に有償活動に従事することが不可能な子供である。

義務制度に基づく保険料は、給与、賃金、給与、年金、またはあらゆる活動による収入から直接徴収され、CNSS に、保険料の対象となる月額報酬の 10% の割合で納付される。このうち 50% は雇用主が負担し、50% は労働者が負担する。

8.1.4. 資金調達 (社会保険料)

社会保険料は、賃金に基づいて算定され、労働者と雇用主が応分負担し、雇用主が CNSS に納付する仕組みである。

社会保険料は、社会保障制度、特にそれを構成する 三つの分野の給付の財源となる。

保険料率

社会保険料率は、労働者の給与の 21.5% である。

この率は、雇用主または労働者の種別に応じて配分される。

- ▶ 給与所得者の場合
 - 雇用主は労働者の給与の 17.50% を拠出し、
 - 労働者は給与の 4% を拠出する。

雇用主が負担する 17.50% は雇用主負担分と呼ばれ、3% は家族手当、2% は労働災害補償 (労働災害および職業病)、および 12.50% は老齢年金に充てられる。

労働者が負担する 4% は「労働者負担分」と呼ばれ、老齢年金の財源として割り当てられる。すなわち、被雇用者は老齢年金部門のみに拠出することになる。

- ▶ 自営業者の場合

自営業者は、収入の 21.50% を拠出する。

自営業者が負担する 21.50% のうち、3% は家族手当、2% は労働災害補償 (労働災害および職業病)、および 16.50% は老齢年金に充てられる。

社会保険料の算定基準

保険料は、給与所得者の報酬総額 (手当、賞与、謝礼、手数料、その他現物給付を含む) に基づいて計算されるが、経費の払い戻しおよび家族手当は除外される。

個人所得税（IRPP : *impôt sur le revenu des personnes physiques*）の対象となる自営業者の場合、社会保険料は個人所得税の申告所得に基づいて算出される。

法人税（IS : *impôt sur les sociétés*）の対象となる自営業者の場合、保険料は CNSS（国家社会保障基金）に申告された月平均収入に基づいて算出される。

インフォーマル経済の労働者については、CNSS に申告された収入に基づいて保険料が算出される。

保険料算出の基礎となるこれらの報酬の合計は、最低賃金保証額（52,500 CFA フラン）を下回ってはならない。

8.2. 各種制度の特徴

8.2.1. 家族・出産手当

家族・出産手当には、出産前の手当、扶養家族への手当、出産のための手当が含まれる。

8.2.1.1. 出産前手当

出産前手当は、社会保険に加入している女性、または社会保険加入者の妻に支給される。

この給付を受けるには、以下の条件を満たす必要がある。

- 社会保険の受給者、または社会保険の受給者の妻であること。被保険者がまだ受給者でない場合は、出産前手当の受給前に、社会保障法第 28 条に規定される受給者となる条件を満たしていること
- 妊娠中であること
- 3 回の健康診断を受けること

健康診断は、以下の日程で受ける必要がある。

- 1 回目は妊娠 3 ヶ月目終了前
- 2 回目は妊娠 6 ヶ月頃
- 3 回目は妊娠 8 ヶ月頃

手当を受けるために必要な手続きは、出産前手当申請書に記入し、上記の 3 回の健康診断で発行された診断書を提出することである。

出産前手当の金額は 18,000 CFA フランで、以下の条件に従い CNSS により支給される。

- 1 回目：4,000 CFA フラン（2 ヶ月分の家族手当に相当）。第 1 回出産前検診後に支給される。
- 2 回目：8,000 CFA フラン（4 ヶ月分の家族手当に相当）。2 回目の出産前検診後に支給される。
- 3 回目：6,000 FCFA（3 ヶ月分の家族手当に相当）。3 回目の出産前検診後に支払われる。

検査を受診しない場合、受給者は事実上、手当の受給資格を失う。

なお、支払いは分割ではなく一括で行われる場合もある。

8.2.1.2. 家族手当

家族手当の受給資格を得るには、以下の条件を満たす必要がある。

- CNSS の被保険者であること
- 申請日時時点で少なくとも 3 カ月連続の就労を証明できること
- 扶養する子供がいること

家族手当を受給するために必要な手続きは、以下の書類を揃えて申請書を提出することである。

CNSS 窓口で受け取る書類

- 必要事項を記入し署名済みの家族手当の申請書
- 雇用主による署名入り在職証明書
- 配偶者に関する情報シート（被保険者が女性である場合、および配偶者の出生証明書を提出できない男性被保険者の場合）
- 従業員の配偶者による申告書
- 従業員の子供による申告書
- 銀行口座情報シート

被保険者が記入する書類

- 扶養されている子供の出生証明書の写しまたは公証済み写し
- 婚姻証明書（任意）
- 自営業者およびインフォーマル経済の労働者に関する宣誓供述書
- 以下の証明書類
- 就学前の 0 歳から 6 歳までの子供および障害のある子供のための診断書（CM : *certificat médical*）
- 就学中の子供については就学証明書（CI : *certificat d'inscription*）
- 職業訓練中の子供については職業訓練契約書（*contrat d'apprentissage*）または出勤状況証明書（*certificat d'assiduité*）

扶養児童の種別

扶養児童とは、以下の者を指す。

- 被保険者の子供（4 人まで、最大 2 人までの入替が可能）
- 被保険者の配偶者の子供
- 民法上の規定に基づき完全養子縁組された子供
- 死亡した被保険者の子供

扶養児童の年齢制限は、初等教育を受ける子供については 16 歳とする。職業訓練中の子供、中等教育を継続する子供、および障害のある子供については、年齢制限を 21 まで引き上げることができる。

家族手当は、CNSS により月ごとに計算され、支払い期限日に支払われる。2012 年 1 月 19 日付社会保障法の適用方法を定める法令第 002/2012/MTESS 号第 70 条に基づき、支払いは 3 カ月ごと（暦年の四半期に相当）に定期的に行われる。

手当は、その月の 1 日現在の扶養児童数に基づいて支給される。

家族手当の額は、子供 1 人あたり月額 2,000 CFA フランである。

8.2.1.3. 出産手当

出産手当は、出産休暇中の給与の損失を補填するための日当である。

これは、産休中の被保険者である女性従業員に支給される。

産休期間は 14 週間である。出産前（最大 14 日間）および出産後（最大 21 日間）の追加休暇が認められた場合、この期間は延長されることがある。

出産手当金を受けるには、以下の条件を満たす必要がある。

- 妊娠していること
- CNSS に加入していること（給与所得者、自営業者、インフォーマル労働者として）
- 実際に職業活動を停止していること

- 出産予定日の12ヵ月以上前にCNSSに登録していること（給与所得者の場合）、または12ヵ月以上の保険加入期間があること（自営業者またはインフォーマル労働者の場合）

給付金を受けるために必要な手続きは、被保険者が以下の情報を含む書類を作成し、提出することである。

CNSS 窓口で受け取る書類

- 記入および署名済みの出産日当給付金申請書
- 在職証明書
- 受給者の銀行口座情報シート

被保険者が記入する書類

- 妊娠6ヵ月または7ヵ月であることを証明する妊娠証明書
- 休業証明書
- 出産証明書、
- 職場復帰証明書
- 産休開始日の3ヵ月前の給与明細
- 自営業者またはインフォーマル労働者の女性については、休業および復職証明書に代わる宣誓供述書。

上記の書類は、復職日から12ヵ月以内に提出しなければならない。

注：12ヵ月の提出期限を遵守しなかった場合、出産手当の受給権は失効する。

8.2.2. 労働災害および職業病

労働災害とは、労働者の過失の有無にかかわらず、労働の遂行中またはその機会に労働者に発生した災害のことである。

また、通勤途中（自宅と勤務場所の往復）に発生した事故も、個人的な理由や仕事とは無関係な理由で経路が中断または迂回されなかった場合に限り、労働災害とみなされる。

- 主たる住居と勤務場所の間
- 勤務場所と通常食事をとる場所の間
- 勤務場所と報酬を受け取る場所の間

雇用主が正式に承認し、その費用を負担する職務のために必要な出張活動（任務、採用活動など）中に発生した事故についても同様である。

職業病とは、労働環境によって生じた病気で、トゴで職業病として指定されている病である。

8.2.2.1. 申告

a) 被害者

労働災害または職業病の被害者（victim）は、事故の発生を雇用主に報告しなければならない。

被害者が通知できない場合、その権利を継承する者または近親者は、労働災害発生後、できるだけ早く雇用主またはその代理人に通知し、社会福祉サービス（services sociaux）の適切な対応を受けることができるようにしなければならない。

b) 雇用主

労働災害または職業病の申告は、雇用主がその従業員について、また自営業者は自分自身について行う責任がある。

申告は、CNSS が定めた様式に従って 2 部作成される。

申告は、企業の従業員については 72 時間以内、自営業者については 8 日以内に、受領書を発行する窓口への提出、郵送、または通信の証明と確定日付けの付与が可能なその他の方法により行わなければならない。

雇用主が CNSS に申告を行わない場合、従業員またはその代理人、あるいはその権利を継承する者は、事故発生日または職業病の最初の医学的診断日から 2 年以内に申告を行うことができる。

通知を受けた雇用主は、CNSS で入手可能な書式による事故手帳を被害者に交付する義務がある。

事故手帳の交付は、CNSS が当該事故または疾病を自動的に受け入れることを意味するものではない。

この申告義務に加え、雇用主は、労働災害の発生日または職業病の認定後、以下の義務を負う。

- 自費で、企業内または職場において応急処置を行う、または行わせる。
- 会社の医療サービスを担当する医師、またはそれが不可能な場合は最も近い医師に通知する
- 被害者を、事故発生場所または疾病確認場所から最も近い公立の医療施設または公立・私立の病院へ搬送する

注：自営業者の場合、応急処置を含むすべての治療費は CNSS が負担する。

8.2.2.2. 労働者への補償

労働災害または職業病の場合、CNSS による補償は、傷害の治療に資する現物給付の支払い、または事故または疾病による収入の損失を補償する現金給付の支給で構成される。

a) 現物給付

これらの給付は、労働災害または職業病により必要な医療費およびリハビリ費用を賄うことを目的としている。これには以下が含まれる。

- CNSS が負担する治療に必要な費用
- 器具（義肢、装具など）の購入、修理、交換にかかる費用
- 医療受診や装具供給業者への訪問に伴う被害者の交通費、および証明書類に基づく賃金損失補償および滞在費
- 機能回復のためのリハビリテーション（特別な治療や、必要に応じて認定専門施設への入院を含む）。この期間中に発生した事故も労働災害に含まれる。
- 職業リハビリテーション（被害者が職業を遂行することが不可能な場合、または新たな環境に移行してはじめて就業が可能な場合）。これには、公的または民間の職業リハビリテーション施設への入院、または雇用主の元への配置が含まれる。

b) 給付金

これらの給付は、労働不能による収入の損失を補うことを目的としている。これには以下が含まれる。

- 日当 (Indemnité journalière) : 一時的な労働不能期間に支給される。
- 恒久的障害年金 (Rente d'incapacité permanente) : 部分的または完全な恒久的障害が発生した場合に支給される。年金額は障害の程度に応じて比例的に決定される。被害者の状態の変化（悪化または改善）により、年金額が改定される場合がある。

- 遺族給付 (Prestations de survivants) : 労働者が労働災害または職業病により死亡した場合、その相続人など権利を継承する者 (配偶者、子供、親族) に年金が支給される場合がある。
- 葬儀費用および遺体搬送費用 (Frais funéraires et de transport du corps) : 相続人など権利を継承する者の請求に基づき負担する。

8.3. 退職年金

8.3.1. 年金の受給条件

労働者は、退職給付を受けるために、いくつかの条件を満たす必要がある。これらの条件は、従業員の状況によって異なる。

- 通常の老齢年金 (Pension de vieillesse normale)

60 歳に達した被保険者は、以下の条件を満たしている場合、通常の老齢年金を受給する権利がある。

- 180 カ月以上の保険加入期間があること
- すべての給与所得活動を終了していること

- 老齢手当 (Allocation de vieillesse)

12 カ月以上の保険加入期間があり、60 歳に達し給与所得者の活動をすべて終了したが、通常の老齢年金を受けるために必要な 180 カ月の保険加入期間を満たしていない被保険者は、一時金として老齢手当を受け取ることができる。

- 早期老齢年金 (Pension de vieillesse anticipée)

55 歳に達し、身体的または精神的な能力の早期衰弱により給与所得者としての活動を行うことが不可能な被保険者は、以下の条件を満たす場合、早期退職を申請することができる。

- 180 カ月以上の保険加入期間があること
- すべての給与所得活動を終了していること

- 任意の早期老齢年金 (Pension de vieillesse anticipée volontaire)

55 歳に達した被保険者で、身体的または精神的な能力の早期衰えがない者でも、以下の条件を満たせば、早期退職を申請することができる。

- 180 カ月以上の保険加入期間があること
- すべての給与所得活動を終了していること

ただし、この場合、年金額は、早期受給年数に応じて 1 年につき 5% 減額される。

8.3.2. 年金支給額

年金支給額は、年金受給権発生日の過去 5 年間に保険料が納付された月額報酬総額の 60 分の 1 (1/60) に相当する。

8.3.3. 退職年金の申請に必要な書類

退職年金を受給するには、CNSS への書類提出が必要である。

提出する書類は、特に、給与所得者の場合、以下のものが挙げられる。

- 通常の老齢年金または老齢手当の申請
 - 障害手当または老齢手当の申請書（必要事項を記入し、署名したもの）
 - 保険手帳または社会保険証（離職証明付き）
 - 退職決定書または退職証明書
 - 必要事項の記入および署名済みの銀行口座情報シート、および銀行口座情報証明書または普通預金通帳の写し
 - 被保険者の証明写真 2 枚
 - 被保険者が国家公務員である場合は、給与明細書
 - 公務員または他国での職務経験がある場合には、それを明記した被保険者の手書きの申請書
 - 退職手当が記載された給与明細または給与計算書の写し（被保険者が受給した場合）

- 早期退職による年金申請書
 - 障害または老齢の給付に関する申請書（必要事項を記入し、署名したもの）
 - 保険手帳または社会保険証（退職者用）
 - 必要事項記入および署名済みの銀行口座情報用紙、および銀行口座情報証明書または普通預金通帳の写し。
 - 被保険者の証明写真 2 枚
 - 早期年金申請に添付する診断書
 - 公務員または他国での職業活動を明記した被保険者の手書きの申請書（該当する場合）
 - 被保険者が退職手当を受給している場合は、退職手当の明細書または給与明細書の写し。

- 任意の早期年金申請
 - 障害年金または老齢年金の申請書（必要事項を記入し署名したもの）
 - 保険手帳または社会保険証（退職の記載があるもの）
 - 退職決定書または退職証明書
 - 必要事項記入および署名済みの銀行口座情報用紙、および銀行口座情報証明書または普通預金通帳の写し
 - 被保険者の証明写真 2 枚
 - 控除に同意する被保険者の手書きの申請書
 - 公務員または他国での職業活動（該当する場合）を明記した被保険者の手書きの申請書
 - 退職金を受け取った場合、その退職金の明細書または給与明細書の写し。

8.4. 社会保障協定

社会保障に関する属地主義の原則（*Principe de la territorialité*）に基づき、すべての労働者は、勤務する場所の社会保障機関に申告されなければならない。

また、その労働者が年金受給権も享受するためには、その労働者がその場所に居住している必要がある。

この属地主義の適用は、多くの場合、移民労働者に不利益をもたらす。

移民労働者が各国で積んだ保険期間を合算し、その権利を移転できるようにするため、トーゴは他の複数の国々と多国間協定および支払協定を締結しており、現時点で最も重要なものは、2006年2月23日に17カ国を対象として締結されたアフリカ社会保障会議（CIPRES：

Conférence Interafricaine de la Prévoyance Sociale) の協定である (締約国 : ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、赤道ギニア、コモロ諸島、コンゴ民主共和国、モーリタニア、マリ、マダガスカル、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ)。

この協定は、上記締約国のひとつまたは複数に属する法律の適用を受ける、または受けたことのある労働者、および締約国の国民、ならびにその家族および遺族に適用される。

この協定は、以下の社会保障分野を対象とする。

- 老齢、障害、遺族手当
- 労働災害および職業病手当
- 家族手当および出産手当
- 疾病手当

この協定に加え、1971年12月7日付けのフランス共和国政府とトーゴ共和国政府間の社会保障に関する一般協定も言及することができる。

この二国間協定は、以下の者に関するものである。

- フランスにおいて恒久的または季節的な給与所得者である者またはそれに準ずる活動に従事するトーゴ国民、およびフランスに居住するその被扶養者、ならびに
- トーゴで恒久的または季節的な給与所得者またはそれに準ずる活動に従事するフランス国民、およびトーゴに居住するその被扶養者。

後者は、その国籍および居住地に応じて、フランス国民またはトーゴ国民と同様の条件で、以下の給付を受けることができる。

- トーゴにて
 - 家族手当および出産保障、
 - 労働災害および職業病の予防および補償
 - 老齢年金、障害年金、死亡年金

- フランスで
 - 非農業従事者および農業従事者およびそれに準ずる者に適用される社会保険
 - 労働災害および職業病の予防および補償
 - 家族手当
 - 前述の各項目で挙げた法律でカバーされるリスクや給付に関連する、特別な社会保障制度に関連する給付、特に鉱山労働者の社会保障制度
 - 船員制度 (Régime des gens de mer) に関連する給付

最後に、トーゴは、トーゴ・セネガル協定やトーゴ・コートジボワール協定など、他の外国ともいくつかの二国間協定を締結している。これらは、関係する社会保障機関が、締約国のいずれかの社会保障制度の対象となる受給者に対して給付の支払いを確実にできるようにすることを目的とした支払協定である。

9. 法人税

9.1. 課税対象企業

課税の対象となるのは、トーゴ国領土内で営利活動を行う会社およびその他の法人である。資本会社だけでなく、一般税法（Code Général des Impôts）第 92 条の規定に基づき商業を目的とする活動を行う一部の公的または民間機関も対象となる。

具体的には、株式会社（SA）、有限責任会社（SARL）、簡易株式会社（SAS）、合資会社（SCS）、商業行為を目的とする民事会社、経済利益団体、営利目的の協同組合、および公的な工業・商業施設が対象となる。

9.2. 免税

農業協同組合、共済組合、商業行為を行わない公的機関、非営利団体は、恒久的に免税措置の対象となる。

9.3. 課税対象となる利益

企業が一事業年度中に実現した純利益。会計上の利益に基づき、現行の税務規則に則って調整した上で決定される。

9.4. 純利益の算定

トーゴの一般税法第 97 条は、課税対象となる純利益を算定する二つの異なる方法を規定している。

- 課税対象利益は、企業が実施するあらゆる種類の取引の総合的な結果に基づいて決定される純利益である。これには特に以下が含まれる：
 - 付随的収益
 - 金融収益
 - 稼働中または稼働終了時の資産の譲渡によるキャピタルゲイン（plus-values）
 - 貸借対照表の自由再評価による評価益
- 純利益は、課税の基礎となる期間の開始時と終了時の純資産価値の差額から、追加出資額を差し引き、当該期間に出資者（社員）によって行われた引出し額を加算して算出する。

9.5. 税額の計算

法人税率は、課税対象利益の 27% である。

工業、商業、非商業の活動を営む自然人、および法人税の対象となる会社やその他の法人は、赤字を計上した場合、または税務上の利益に基づく税額が一律に定められた最低税額を下回った場合、当該最低税額を納付すればよい。

この最低税額は、前事業年度の売上高（付加価値税を除く）の 1% と定められている。

9.6. 税務上の義務

9.6.1. 申告

法人税の課税対象となる企業は、租税手続法典 (Livre de Procédures fiscales) 第 49 条に基づき、税務当局が定める様式に準拠した申告書を用いて、毎年 4 月 30 日までに税務申告する義務がある。

トーゴの税務総局は、税務手続きの電子化を推進している。特に大企業および中堅企業は、提供されているデジタルプラットフォームを通じて、オンラインで申告および納税を行うことが求められている。

9.6.2. 文書提出義務

企業は、社員または株主の登録簿を最新の状態に保ち、費用および収益に関する証明書類、ならびに監査の際に必要なすべての会計および税務書類を保管しなければならない。

9.7. 移転価格

9.7.1. 定義と適用範囲

移転価格 (Prix de transfert) とは、関連企業間、特に同じ多国籍グループに属する企業間の取引に適用される財務上および商業上の条件である。トーゴ国の一般税法第 104 条は、低税率の管轄区域への人為的な利益移転を防止するため、これらの慣行を規制している。

対象となるのは、直接または間接的に、海外に所在する事業体と依存関係または支配関係にある、トーゴ国内で設立された企業である。法的、経済的、または事実上の関係をもつものが含まれる。

税務当局は、これらの事業体間の取引条件が完全競争の原則に準拠しているかどうかを検証する権限を有している。

9.7.2. 完全競争の原則

完全競争の原則 (Principe de pleine concurrence) は、関連企業間の取引における価格が、同等の条件下で事業を行う独立企業間で合意された価格と同等であることを要求する。

この原則は、すべての国境を越えた取引、特に以下の取引に適用される。

- 物品の販売
- サービス (役務) の提供
- グループ内融資および資金調達
- 無形資産 (特許、商標、ノウハウなど) の移転

合意された価格が市場価格と異なる場合、税務当局は、経済実態に即した課税標準を回復するために調整を行うことができる。

9.7.3. 申告義務

9.7.3.1. 簡略化された年次申告

一般税法第 105 条は、トーゴに所在する企業で、トーゴ国内または国外の他の企業に対して依存関係がある、もしくはそれらを支配している企業、一般税法第 104 条第 3 項の意味において、本条第 2 項に定める条件のいずれかを満たす企業は、租税手続法典第 49 条に規定さ

れる期限までに、移転価格に関する簡略化された年次申告書を提出しなければならないと定めている。

申告義務は、以下の企業に適用される。

- 年間売上高（税抜き）または総資産が 5 億 CFA フランを超えるすべての企業
- 事業年度末時点で、直接または間接的に、トーゴ国内または国外に設立され、年間売上高（税抜き）または総資産が 5 億 CFA フランを超える企業の株式資本または議決権の過半数を保有する企業
- 事業年度末時点で、その株式資本または議決権の過半数が、トーゴ国内または国外に設立され、年間売上高（税抜き）または総資産が 5 億 CFA フランを超える企業によって直接または間接的に保有されている企業

9.7.3.2. 完全な書類

一般税法第 106 条は、本法第 104 条第 3 項の意味において、トーゴに所在する企業で、トーゴ国内または国外の他の企業に対して依存関係がある、もしくはそれらを支配している企業は、本条第 2 項に定める条件のいずれかを満たす場合、本法第 104 条第 3 項の意味においてトーゴ国内または国外に所在する関連企業とのあらゆる種類の取引における価格設定方針を正当化できる完全な書類を、電子形式または紙媒体で、税務当局（Administration fiscale）が会計監査を開始する日までに当該局に提出しなければならない、と定めている。

上記の文書提出義務は、以下の企業に適用される。

- 年間売上高（税抜き）または総資産が 10 億 CFA フランを超えるすべての企業
- 事業年度末時点で、直接または間接的に、トーゴ国内または国外に設立され、年間売上高（税抜き）または総資産が 10 億 CFA フランを超える企業の株式資本または議決権の過半数を保有するすべての企業
- 事業年度の終了時点で、資本または議決権の過半数が、トーゴ国内または国外に所在する企業によって直接または間接的に保有されている企業で、年間売上高（税抜き）または総資産が 10 億 CFA フランを超える企業
- 提出書類には、関連企業グループに関する一般的な情報と、監査対象企業に関する具体的な情報が含まれる。書類の内容および形式は、財務大臣（ministre chargé des Finances）の発する省令により定められる。

9.7.3.3. 国別申告

一般税法第 106 条第 2 項によると、トーゴに所在するすべての企業は、事業年度終了から 12 カ月以内に、電子的手段で、税務当局が定めた様式による国別申告書（déclaration pays par pays）を提出しなければならない。この報告書には、当該企業が属する多国籍企業グループの各国別利益配分、税務および会計データ、ならびにグループ企業の事業活動実施場所に関する情報が含まれる。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

- a) 当該事業体が、直接または間接的に、1 社または複数の企業に出資しており、現行の会計法規に基づき連結財務諸表を作成する義務がある、またはその出資企業が地域証券取引所（BRVM : Bourse Régionale des Valeurs Mobilières）に上場されている場合に連結財務諸表を作成する義務がある場合
- b) 当該企業の連結年間売上高（税抜き）が、申告対象事業年度の直前の事業年度において 4,920 億 CFA フラン以上である場合
- c) 他の企業が、直接または間接的に、上記企業において本項 a) の意味での持分を保有していないこと。

9.8. 損失の繰越

事業年度中に計上された赤字は、翌年度の利益から控除できる費用として扱われ、その額は当該利益の 50%を上限とする。

吸収されなかった赤字部分は、この繰越制度に定められた条件を満たすことを条件として、期間制限なく翌事業年度以降に繰り越すことができる。

9.9. 課税制度

トーゴ租税手続法典第 15 条および第 16 条に基づき、納税者は、税法で規定されている二つの課税制度、すなわち実益課税制度 (Régime du bénéfice réel d'imposition) または総合課税制度 (Régime synthétique d'imposition) のいずれかの適用対象となる。

9.9.1. 実益課税制度

実益課税制度は、現行の法令および規則に従い定期的な会計処理を行っている以下の納税者に適用される。

- 年間売上高が 6,000 万 CFA フランを超える自然人または法人
- 売上高が要件額を下回る場合でも、この制度を自主的に選択する者

● 申告義務

実益課税制度の対象となる納税者は、通常の申告制度の対象となる。

通常の申告制度では、実益課税制度の納税者は、財務諸表を添付した年次決算報告書を提出し、すべての費用および収益を証明することが義務付けられている。

9.9.2. 総合課税制度

この制度は、年間売上高が 6,000 万 CFA フラン以下で、定期的な会計処理を行っていない納税者に適用される。

課税対象利益は、税務当局により、以下の基準に基づいて一律に決定される。

- 事業活動の性質
- 企業の地理的所在地
- 入手可能な評価要素 (現地視察、業界データなど)

● 申告義務

総合課税制度の納税者には最小限の申告制度が適用される。これは、会計処理や経費の証明義務なしに、事業に関する基本情報を記載した簡易申告書を提出する制度である。利益は税務当局によって一律に決定される。

10. 源泉徴収および源泉徴収税

10.1. 非居住者への支払額に対する源泉徴収

租税手続法典第 98 条は、国際租税条約（Conventions fiscales internationale/International tax treaties）の適用を条件として、トーゴ国内の支払者が、所得税の対象であり、国内に恒久的施設を有しない非居住者の自然人または法人に支払う金額は、源泉徴収の対象となると定めている。

特に、以下のものが対象となる。

- トーゴ国内または国外で営まれる非営利活動による報酬
- 発明者、著作権者、および産業財産、商業所有権、ならびにこれらに類する権利から得られる収益
- トーゴ国内または国外で提供または利用されたあらゆる種類のサービス（役務）に対する報酬として支払われる金額

源泉徴収率は、支払総額の 20%と定められている。この源泉徴収の納税義務者は、トーゴ国内の支払者である。

支払を行う個人または事業体は、源泉徴収を行った上で、課税対象金額が支払われた月の翌月に税務当局に納付する義務がある。

10.2. 居住者への支払額に対する源泉徴収

租税手続法典第 99 条は、トーゴ国内の支払者のためにトーゴ国内で役務を行い一般税法第 35 条で定義される所得を有する非商業的職業の役務提供者に対する報酬に対する源泉徴収を規定している。

仲介業者、委託業者、事業代理人、保険代理人、独占代理人、およびこれらの仲介業者の代理人に対して支払われる金額も源泉徴収の対象となる。

源泉徴収率は以下の通りである。

- 受益者が有効な納税証明書を提示している場合：3%
- 受益者が納税者番号を所有している場合：5%
- その他：20%

支払を行う個人または事業体は、源泉徴収を行った上で、翌月 15 日までに税務当局に納付する義務がある。

10.3. 賃貸収入に対する源泉徴収

租税手続法典第 100 条は、不動産所有者に支払われる総賃貸料に対する源泉徴収を定めている。この源泉徴収は 8.75%と定められており、その内訳は以下の通りである。

- 3.75% は固定資産税に充当
- 5%は所得税に充当

この源泉徴収を行う義務があるのは

- 公共団体
- 国際機関
- 公法または私法上の法人
- 工芸、商業、非商業の活動を行う自然人

実際に源泉徴収を負担するのは、賃貸物件の所有者である。源泉徴収額は、家賃の支払い月の翌月 15 日までに納付しなければならない。

11. 個人所得税 (IRPP)

個人所得税は、個人が得た全所得に対して課される、年1回の個別累進課税である。トーゴに納税上の居住地がある者、またはトーゴ国内で所得を得ている者に適用される。

この税は、給与、工業・商業利益、非商業利益、不動産収入、動産収入、農業利益など、いくつかの収入カテゴリーをまとめて課税対象としている。

11.1. 免税

以下の者は所得税が免除される。

- 大使および外交官、領事および領事館職員（外国籍の場合、相互主義の条件付き）。ただし、この免除は、当該者の公的な報酬および外国源泉の私的所得のみを対象とする。
- 総合課税の対象となる自然人

11.2. 自然人の所得税の課税標準の決定

各所得区分における純利益または純収入は、各区分に固有の規則に従って個別に決定される。

各所得区分における総合的な結果は、当該区分に属する各企業、事業、または職業に関連する利益または所得を、当該区分に規定された条件に従って算定し、必要に応じて合計することにより得られる。

本条第1項を適用する場合、納税者または本法第5条に定義される者が、本法第9条に規定される会社の社員または会員として所有する権利に対応する利益の額が、必要に応じて記載される。

11.3. 雇用所得、年金および終身年金に対する所得税

11.3.1. 課税対象所得

従業員またはそれに準ずる者が受け取る給与、報酬、賃金、手当、年金、終身年金およびその他の給付金は、個人所得税の対象となる。当該事業年度の業績が赤字であっても、本法111条の適用により法人税の対象となる利益から控除が認められる場合は、現物給付、特定の会社（合資、合名、有限、単独株主の株式会社）の業務執行者（*gérants*）および出資者（社員）（*associés*）の報酬も課税対象となる。

11.3.2. 免税

以下のものは課税対象から免除される。

- 職務または雇用に固有の費用を賄うための特別手当で、その目的に従って実際に使用されたもの（ただし、本法典第19-3条に規定される企業の経営者または実費の償還に関するものはこの限りではない）
- 社会保障法の規定に基づく法定の家族手当
- 終身年金、退職年金、および扶養家族に対する退職年金または年金の増額分（年間総額が240万CFAフランを超えないもの）
- 労働社会法（*Code du travail et des lois sociales*）に定められた条件を満たす職業訓練契約（*Contrat d'apprentissage*）に基づく訓練生への給与または手当
- 国家による表彰に伴う報酬および謝礼、ならびにその他の外国による表彰に伴う報酬

- 軍人障害年金および戦争犠牲者年金、ならびに退役軍人および戦争犠牲者の年金および共済年金
- 身体的損害に対する賠償として裁判所の判決に基づき支払われる終身年金

11.3.3. 徴収方法

税金は、雇用主または支払機関によって源泉徴収される。源泉徴収額は給与明細に記載される。納税は、翌月 15 日までに、納税申告書とともに国庫に納付しなければならない。

領収書は 10 年間保管しなければならない。源泉徴収がない場合、納税者は翌年の 1 月 15 日までに税金を納付しなければならない。

11.3.4. 年次給与申告書

雇用主は、1 月 31 日までに年次給与申告書（DAS : Déclaration annuelle des salaires）を提出しなければならない。この申告書には、各従業員または管理職の納税者番号、雇用費用補償、およびその他の給付額を記載する必要がある。家事使用人については、1 月 31 日までに一括で税金を納付するものとする。

11.3.5. 課税標準

正味手取り所得は、個人所得税の総合課税対象となり、以下の累進税率が適用される。

年間所得区分（CFA フラン）	税率
0～90 万以下	0%
90 万超～3 百万以下	3%
3 百万超～6 百万以下	10%
6 百万超～9 百万以下	15%
9 百万超～1 千 2 百万以下	20%
1 千 2 百万超～1 千 5 百万以下	25%
1 千 5 百万超～2 千万以下	30%
2 千万超	35%

11.4. 事業所得税

11.4.1. 適用範囲

現金または現物で支払われるかに関わらず、個人によって、商業、非商業、工業、工芸、農業、または金融の職業を独立して遂行することにより得られた収入は、事業所得とみなされる。

事業所得には、資産の売却および賃貸による収益、ならびに出所が不明確な収益が含まれる。

11.4.2. 免税

投資法（Code des investissements）の規定に基づき認可された職業の遂行により個人が得た利益は、同法で定められた条件のもと、所得税が免除される。

25 ヘクタール未満の面積での食糧作物の栽培による農業所得は、免税となる。

また、ギャンブルによる収益で、正当にそれと証明できるものは非課税となる。

11.4.3. 課税対象所得の算定

トーゴの一般税法第 36 条では、課税対象となる純利益を算定するさまざまな方法が規定されている。

- 課税対象利益は、企業が実施したあらゆる種類の取引の総合的な結果に基づいて決定される純利益であり、特に、付随的収益、金融収益、稼働中または稼働終了時の資産の譲渡によるキャピタルゲイン、および貸借対照表の自由再評価による評価益が含まれる。
- 純利益は、課税の基礎となる期間の開始時と終了時の純資産価値の差額から、追加出資額を差し引き、当該期間に事業者または出資者（社員）によって引き出された金額を加算して算出される。純資産とは、資産価値から、第三者に対する債権、減価償却費、および正当な引当金によって構成される負債総額を差し引いた額である。
- 本条第 1 項および第 2 項の適用については、顧客に対する債権または代金の前受金に相当する収益は、販売またはそれに類する取引については物品の引渡し、役務提供については役務の提供が完了した事業年度に帰属するものとする。
- 営業権、事業者の死亡時に確認された有形および無形の要素は、事業が、1 人または複数の相続人、直系相続人、生存配偶者、または、当該相続人または直系相続人、あるいは彼らと生存配偶者との間で構成される合名会社または有限責任組合によって継続される場合、課税対象利益に含まれない。この規定の適用は、新たな経営者が、故人が作成した最終貸借対照表に記載された資産の評価額を一切引き上げないことを条件とする。

11.4.4 課税標準

本法第 29 条に規定される事業所得を得る納税者については、30%の税率を適用して税額を算定する。

11.5. 不動産所得に対する課税

11.5.1. 適用範囲および課税所得

工業、商業、工芸、農業、非商業的職業の利益以外の不動産所得には以下が含まれる。

1. 住宅、工場、店舗、事務所などの建築物の収益、ならびに以下の収益：
 - a) 民法上の性質または用途により不動産とみなされる、あるいは不動産と一体となった特別な基礎の上に設置された工業施設の設備
 - b) 建築物と同等の商業／工業設備
 - c) 固定された地点で使用され、居住、商業、または工業用に整備された船舶（係留されているだけのものも含む）。
2. あらゆる種類の未開発不動産からの収益。これには、採石場、鉱山、池、塩田、塩沼が占める土地からの収益も含まれる。
3. 狩猟、漁業、採集、揭示の権利の賃貸からの収益、採石場の採掘権の譲渡、地代その他の所有権または用益権に由来する類似の使用料らの収益。

11.5.2. 課税所得の算定

純不動産所得は、総所得額から不動産の費用総額を差し引いた額となる。

総収入は、所有者が毎年受け取る総収入額（付随収入を含む）に、通常所有者が負担し、契約により賃借人に負担させる経費額を加え、所有者が賃借人に代わって負担した経費額を差し引いた額である。

課税対象純収入は、以下の控除後に算出される。

- 管理費、保険料、減価償却費、その他諸経費に相当する総収入の 50%に相当する、一切の証明を必要としない定額控除
- 通常、所有者が負担すべき固定資産税の控除

上記の規則に基づいて納税者が所有する各物件についてその純収入を算定する。

ただし、実際の費用に基づく課税を希望する納税者は、税務当局に、提出した証明書類に基づいて課税するよう申請することができる。この選択は 11 月 30 日までに申請する必要があり、翌年の 1 月 1 日から 3 年間は取り消すことができない。

11.5.3. 免税

個人所得税の課税対象所得には、以下のものは含まれていない。

- 農業用途に恒久的かつ排他的に使用される不動産の純収益
- 所有者が使用権を留保している住宅の架空所得

11.5.4. 税額の計算

第 74 条に規定される税率表は、不動産所得にも適用される。

11.6. 動産所得に対する所得税

11.6.1. 適用範囲

動産所得とは、金融投資から得られる所得である。

これには以下が含まれる。

- 変動利付投資の収益
- 固定収益投資の収益

変動利付投資商品は、法人税の対象となる法人が分配する株式および持分、ならびにこれに類する収益である。

固定収益投資収益とは、債権、預金、保証、当座預金、国債収益、公法または私法の法人によって発行された債券およびその他の譲渡可能証券の収益、ならびに現金手形収益のことである。

11.6.2. 免税

特定の所得は非課税となる。具体的には以下の通りである。

- 普通預金通帳に記載された金額の利息（預金額 1,000 万 CFA フランまで）
- 工業、商業、農業、または特定の条件下での鉱業の営みによる収入に含まれる当座預金口座の利息、延滞金、その他すべての収益
- 協同組合およびあらゆる種類の協会（その目的や名称にかかわらず）によって独占的に構成される、あらゆる種類の社債または債券
- 地方自治体または公的機関が発行した、10 年以上の満期を持つ債券の利息

- 銀行業または関連職業に従事する者、およびトーゴのすべての会社が、有価証券または動産に対する所得税の対象となる借入によって調達した資金を用いて、いかなる形態でも提供した貸付金の利息、延滞金、その他の収益。
- その会員または関連団体に資金を提供するために設立された協会が、借入または預金によって調達した資金を用いて、いかなる形態でも提供した貸付金、および預金から生じる利息、延滞金、その他の収益。
- 第 53 条の最終項で言及されている個人および機関が、自らの名義で受領した以下の収益：譲渡可能な証券によって表されていない貸付金からの収益、ならびに本法第 47 条で言及されている債権、預金、保証、および当座預金口座からの収益。
- ワラントの裏書き (Endossement de warrants/warrant endorsement) を手段として会社に行われた前貸し (融資)。

11.6.3. 課税所得の算定

変動利付投資の収益は、支払配当金の総額で構成される。

総収益とは、受益者が実際に受け取った分配収益の総額をいう。

固定利付投資の収益は、以下の方法で決定される。

- 債券、公債、および借入金については、その年に分配された利息または収益額
- 宝くじについては、当選金額そのもの
- 償還プレミアムについては、償還額と貸付の発行利率との差額
- 債権、預金、保証金および当座預金からの収益については、本法第 47 条に指定される有価証券からの利息、延滞金、その他すべての収益の総額によって決定される。

債権者がトーゴに納税上の住所を有するか、債権、預金または保証に関連する工業または商業施設をトーゴに所有している場合、利息の支払い方法にかかわらず、利息の支払い、または口座への借方または貸方への記入があった時点で、税金が課される。

営業権の売却価格の利息が資本化された場合、課税事由は利息の実際の実行日まで繰り延べられる。

有償で設定された終身年金については、年金受給権者が年金受給開始時に到達している年齢に応じて、年金額の一部が以下の通り課税対象となる。

- 当該者が 50 歳以下の場合：70%
- 51 歳から 59 歳の場合：50%
- 60 歳から 69 歳の場合：40%
- 69 歳以上の場合：30%

11.6.4. 税額の計算

変動利付投資の商品については、源泉徴収税率は以下のように定められている。

- 法人：
 - 分配収益額の 13%
 - UEMOA 内の貯蓄・金融市場地域評議会 (CREPMF : Conseil Régional de l'Épargne Publique et des Marchés Financiers) が認可した証券取引所に上場している企業による配当金の 7%

トーゴに所在し、本法第 107 条に定める条件を満たす親会社および子会社については、分配された配当金に対してこれらの源泉徴収は行わない。

- 自然人：

- 分配収益額の 13%
- UEMOA 内の貯蓄・金融市場地域評議会（CREPMF : Conseil Régional de l'Épargne Publique et des Marchés Financiers）が認可した証券取引所に上場している企業による配当金の 3%

自然人に関しては、これらの源泉徴収は、当該収益に対する所得税の納税義務を免除する。ただし、この納税義務免除は、工業、商業、工芸、農業、または非商業的職業の企業の課税所得の算定に考慮される収益には適用されない。

固定利付の投資商品については、源泉徴収税率は以下のように定められている。

- 法人：
 - 債権者に支払われる配当金に対して 6%
 - 債券の発行者にかかわらず、債券の収益に対して 6%
 - 5 年以上 10 年以下の期間の公的機関およびその下部組織が発行する債券の収益に対して 3%
 - 10 年を超える公的機関およびその下部組織が発行する債券の収益に対して 0%
 - 債券の譲渡益に対して 3%
 - その他の収益に対して 6%
- 自然人：
 - 源泉徴収が適用される所得については、所得税の 13%が最終納税額となる。

11.6.5. 申告義務および納付

変動利付のある投資収益に適用される源泉徴収税は、支払日から 15 日以内に税務当局に納付しなければならない。

12. 非居住者の所得に対する所得税

国際条約の適用を条件として、トーゴで法人税の課税対象となる企業によって分配される収益は、本法第 95 条に規定されている通り、それが株式、持分、またはそれに類する収益、固定利付投資の収益の性質を有するものであり、税務上の居住地がトーゴ国外にある者に支払われる場合、租税手続法典第 32 条から第 34 条に規定されている源泉徴収の規定に従い、源泉徴収の対象となる。

13. 外国有価証券所得に対する所得税

外国有価証券からの収益が、工業、商業、工芸、または非商業の企業の収益に含まれる場合、それらは、対応する所得区分における課税所得の算定に組み込まれる。ただし、本法第9条に規定される条件に基づき課税される利益を有する個人事業主および会社または団体の出資者（社員）は、特定の動産所得に付与される税額控除の恩恵を受けることができるため、当該所得は事業所得から控除され、当該事業主または出資者（社員）によって動産所得のカテゴリーで申告されることが認められている。

トーゴ国外で発行された有価証券の収益およびこれに類する収益は、原則として、国際条約の適用を条件として、トーゴに納税上の住所を有する自然人が私的に受け取る場合、トーゴでの所得税の対象となる。

- **課税所得の算定**

所得は、支払日現在の為替レートによりトーゴ通貨で換算した総額によって算定され、原産国で課される受益者負担の税金以外の控除は認められない。

宝くじなど当選金の金額は、トーゴ通貨でのくじの金額そのものにより算定される。

償還プレミアムについては、償還額と債権購入時の価格との差額によって算定される。

国際条約および協定の適用を条件として、外国に起源を有する利息、延滞金、その他の債権、預金、保証金および当座預金からの収益は、トーゴに源泉を有する同種の収益と同様の条件で、所得税の対象となる。

14. 固定資産税

14.1. 適用範囲

この規定は、建物のある不動産にも建物のない不動産にも適用される。

- 建物のある不動産 (Propriétés bâties)

以下のものは固定資産税の対象となる：トーチに所在する建物のある不動産、人または物品を収容するための施設、およびあらゆる種類の作業場、倉庫、工業用建物など建屋に準ずる施設、貯蔵施設（貯水槽、タンク、サイロ、ホッパー、ガスメーター、給水塔（ただし、その大きさや組み立て状態から、特別な吊り上げ装置を使用せずに移動できる貯蔵設備は除く）、土木構造物、私有交通路。

- 建物のない不動産 (Propriétés non bâties)

建物のない不動産として課税対象となるのは、既存または形成中の都市圏内に位置し、正式に承認された区画計画の範囲内に含まれる土地で構成される都市部の不動産、また、上記の都市圏の境界外にある土地で、農業に関連しない建物の建設が予定されているものも、建物のない不動産として課税対象となる。

14.2. 納税義務者

固定資産税の対象となるのは、所有者、用益権者、永借権者、建物の建設または改修を条件とする長期賃貸契約の借り手である。

14.3. 税率

適用税率は、資産の種類によって異なる。

- 建物のある不動産の場合、税率は固定資産税評価額の 7.5% に設定されている。
- 建物のない不動産の場合、税率は時価の 0.5% に設定されている。

14.4. 免税

14.4.1. 恒久的な免除

特定の種類の物件または状況は、恒久的な免除の対象となる。

- 国、県、市町村、および公共サービスまたは公益に割り当てられ、収益を生み出さない公的機関および組織が所有する不動産
- 海港、河川港、空港、および内陸水路において、国から公共設備の使用権を付与され、仕様書で定められた条件に基づいて運営されている施設
- 飲料水または電力の供給のために設置され、国、県、または市町村が所有する施設
- 公共の礼拝に使用される建物
- 土地収益を生み出さない学校および大学用の建物
- 医療または社会福祉事業に供される建物
- 農作業に用いられ、家畜の飼育や収穫物の保管に供される建物および施設
- 専ら居住用として使用され、かつ、その所有者、配偶者、直系尊属または直系卑属が実際に居住している建物（この免税は、唯一の主たる住居にのみ適用される）
- 国営鉄道の建物および施設
- 特別制度の対象となる機関または団体が所有する建物および附属施設

14.4.2. 一時的な免税

新規建設、再建、および正式に申告された増築は、工事完了の翌年から、以下のいずれかの一時的な免税措置の対象となる。

- 2年間の免税：商業、工業、または職業用途に使用される建物または建物の一部
- 5年間の免税：住宅用不動産またはその一部

14.4.3. 課税標準

- 建物のある不動産

建物のある不動産は、課税年度の1月1日現在の課税賃貸価値（Valeur locative cadastrale）から、管理費、保険料、減価償却費、維持費、修繕費、その他諸経費を考慮して50%を控除した額に課税される。

あらゆる種類の建物の土地および建物に不可欠かつ直接的に付属する土地の賃貸価値は、必要に応じて当該建物に関連する建築物の固定資産税の基礎となる課税賃貸価値（Valeur locative cadastrale）の算定に組み込まれる。

- 建物のない不動産

建物のない不動産は、課税年度の1月1日現在の市場価値に基づいて課税される。

市場価値は、課税対象土地または隣接土地に関する直近の所有権移転証書、または所有権移転証書がない場合、あるいはこれらの証書が古すぎて有用な参考資料とならない場合は、直接評価によって決定される。

市場価値は、地籍担当部門（Services chargés du cadastre）によって決定される。

14.4.4. 申告義務および納税期限

固定資産税は、1月1日から1年間分が課税対象となる。租税手続法典第83条によると、固定資産税は、税務当局に対して、2回の均等分割払いで自発的に納付しなければならない。

- 第1回分は5月31日まで、
- 第2回分は、課税年度の10月31日まで

15. 営業許可税

15.1. 適用範囲

営業税は、国および地方自治体の予算のために制定された年次課税である。これは、トールにおいて、自然人または法人によって営まれる、給与以外の収益活動に対して課される。

したがって、主たる活動であるか副次的な活動であるかを問わず、工業、商業、工芸、専門職などの活動が対象となる。

15.2. 納税義務者

営業税は、職業活動を営むすべての人々に課される。これには、個人事業主、商業会社、自由業、職人なども含まれる。

15.3. 免税

特定の活動や組織は、営業税が明示的に免除されている。具体的には、以下の組織が該当する。

- 国家および地方自治体、ならびに公共機関および団体が、主に文化、教育、保健、社会、スポーツ、観光などの公益活動を行う場合
- 面積が 25 ヘクタールを超えない農業経営
- 農業協同組合、農業共同利益会社
- 海産物または河川産物の漁業協同組合（当該協同組合が、これを規律する法令の規定に従って設立され、運営されている場合）
- 職人協同組合およびその連合、ならびに組合員からの注文に応じた供給のみを行い、その注文対象である食品、製品、商品を組合員の自宅または倉庫に配送する消費協同組合
- 監督当局により認可された共済組合。ただし、これらの機関が行う付随的な業務または活動は、当該分野を規定する法律で定められた範囲内で行われることを条件とする。
- 無料で運営される貯蓄基金または共済基金、低家賃住宅機関、およびその他の各種機関（その活動全体が、無償とみなされる条件下で実施されている場合）。
- 非営利のサークルおよび協会（その定款の範囲内で会員のみに販売することを条件とする）。
- 統一職業税（TPU : Taxe Professionnelle Unique）の対象となる者。

15.4. 税金の清算

営業税の計算基準は、課税対象となる暦年の税抜き売上高で構成される。

税額の計算には、以下の表に基づき、課税対象売上高に比例した税率を適用する。

No.	業種別課税区分 (CFA フラン)	商業／ホ テル／食 品	サービス業／保険／ 調査・設計／建設	通信／情報 技術	工業	自動車／中 古車販売業
1	0 以上 5 億以下	0.55%	0.75%	0.80%	0.70%	0.85%
2	5 億超～100 億以下	0.60%	0.80%	0.95%	0.80%	0.90%
3	100 億超～500 億以下	0.65%	1.00%	1.00%	0.90%	0.95%
4	500 億超	0.70%	1.20%	1.20%	1.00%	1.00%

15.5. 申告義務および納税期限

営業税納税者は、税務当局が定める様式に従って、年次税務申告書を提出する義務がある。この申告書は、以下の期日までに提出しなければならない。

- 自然人については、課税年度の 3 月 31 日まで
- 法人については、4 月 30 日まで

租税手続法典に規定された方法に従って税金を支払う。申告義務または納税義務を怠った場合、税務当局は強制徴収手続き (Procédures de recouvrement forcé) を開始することができる。

16.付加価値税

16.1. 適用範囲

一般税法第 172 条の規定により、付加価値税は、課税対象者がその職業活動の一環として有償で行う経済取引に適用される。

16.2. 当然課税対象となる取引

- 課税対象者として行動している事業者が有償で行う動産の供給およびサービス（役務）の提供
- 有体動産の所有権の移転（当該移転が公的機関の要求に基づいて行われた場合も含む）
- 電気、水道、ガス、熱、冷気、電気通信およびこれに準ずる物品は、有体動産（*biens meubles corporels*）とみなされる
- 分割払いの販売契約または遅くとも最終支払期日で所有権が移転するという条項が付帯している賃貸借契約に基づく有体動産の引渡し
- リース契約（*Contrat de crédit-bail ou de « leasing »*）に基づく物の供給
- 交換（二重販売）および物品の返還を伴う消費貸借（各取引ごとに課税対象）
- 無体動産（*biens meubles incorporels*）の供給
- 不動産工事
- 委託、仲介、加工業務取引
- 食品または飲料の現地消費販売
- 調査、研究、鑑定業務
- 人や物の輸送
- 物品またはサービス（役務）の賃貸、労務の賃貸、または、報酬または他のサービス（役務）と引き換えに、労務を提供する労働提供契約に関わるすべての取引
- 港湾および空港における役務提供（特別な法的免除がある場合を除く）。
- トーゴにおける、あらゆる自然人または法人による輸入業務（税関の越境）
- 自由貿易地域において、現地の原材料または ECOWAS（西アフリカ経済共同体）原産の原材料から製造された製品を関税地域へ輸入するとき
- 課税対象者が自己または自らが行っている事業のために使用する物品およびサービス（役務）を自分に供給すること
- 協同組合およびその連合による物品の供給
- 法的形態を問わず商人や個人が設立した共同購入団体による供給
- 協同組合およびその連合によるあらゆる供給

16.3. 選択により課税される取引

立法者は、特定のカテゴリーの納税者に、自発的に付加価値税を課すことを認めている。この選択権は、以下の場合に適用される。

- 年間売上高が 1 億 CFA フランに満たない者による販売および役務の提供
- 農産物生産者、畜産農家、漁業者、および手工業者による、加工しない生産物の供給

選択権はその適用開始年の前年の 11 月 30 日までに行使しなければ発効しない。選択は、翌年度の 1 月 1 日から発効し、5 年間有効である。最終年の 11 月 30 日までに明示的に解約されない限り、自動更新される。この選択は、税務署長（*Commissaire des Impôts*）の事前承認を条件とする。

16.4. 納税義務者

独立して、継続的または臨時に、ひとつまたは複数の課税対象取引を行う自然人または法人が、その法的地位、他の税に関する状況、その活動形態や性質にかかわらず、1億 CFA フランを超える売上高を達成した場合、付加価値税の課税対象となる。

ただし、自由業に従事する法人または自然人、ならびに公職・官職に就くものは、売上高の額にかかわらず、当然に付加価値税の課税対象となる。

航空および海上輸送の委託業者、航空および海上貨物代理店、認定港湾委託業者、船舶代理業者、海事鑑定の特門家も同様である。

売上高が規定額を下回った場合も、企業は3事業年度は連続して申告および納税義務を継続して履行しなければならない。

年度中に規定額に達した場合、付加価値税（VAT）課税事業者としての適用は、課税条件を満たした月の初日から効力を発する。

一方、以下の者は課税対象とはならない。

- 雇用契約または従属関係にある従業員および個人
- 給与に準ずる収入を得る在宅労働者

行政、社会、教育、文化、スポーツに関する活動については、公共法人は付加価値税（VAT）の課税対象とならない。ただし、これらの活動を民間セクターと競合して行う場合は、その限りではない。

16.5. 地理的適用範囲

地理的適用範囲の規則は、取引がトーゴで課税対象であるかどうかを判断する際に活用する。これは、物の供給であれサービス（役務）の提供であれ、取引が行われた場所に基いて決定する。

● 物の供給

物の供給は、引渡時にその物品がトーゴにある場合、または物品が輸送される場合、購入者宛てに発送または輸送を開始する際にトーゴに存在するものとみなされる。

物品が引渡前に設置または組み立ての対象となる場合、その引渡は常にトーゴで課税対象となる。

商品の発送または輸送の出発地が、商品の輸入国であるトーゴ以外の国にある場合、輸入業者による納品場所はトーゴにあるものとみなされる。

● サービス（役務）の提供

役務提供については、役務が提供された場所が課税対象の場所となる。ただし、役務が実際に提供された場所とは異なる場所で使用される場合、課税はその使用される場所で行われる

トーゴで提供されたが、他の国で使用された役務は、トーゴでは課税対象とはならない。

本法第 183 条の規定を適用し、外国の自然人または法人、あるいはオンライン取引プラットフォームの事業者が提供する電子役務の課税地がトーゴにある場合、取引を仲介した事業者が、供給者に代わって付加価値税（VAT）を徴収し、納付する。

16.6. 課税標準

付加価値税（VAT）の課税標準は、取引の税抜き金額に付随費用を加えた金額である。具体的には以下を含む。

● 物品の供給およびサービス（役務）の提供

課税標準は、取引の対価として受領した、または受領予定のすべての金額、価値、物品、または役務で構成される。

交換の場合、課税標準は、受領した財の価値に、支払われた差額を加えた金額となる。

- **自己への供給**

物品：物品に関する場合、類似の物品の購入価格、または購入価格がない場合は、税金が課される場所および時点で決定される原価

役務：役務実施に要した費用

- **不動産工事**

課税標準は、契約、見積書、請求書、または前払金の総額となる。

- **現地消費販売**

課税標準は、顧客が支払った合計金額であり、割引は一切適用されない。

- **物品の供給を伴う役務提供**

設置または修理作業中に消費された付属品、あるいは対象物そのもの、機材、スペアパーツや交換部品に恒久的に組み込まれた付属品を除き、供給品の購入原価を差し引いた後の請求額全額。

- **中古品の販売**

課税標準は、販売価格と正当な購入価格の差額となる。正当な購入価格の証明ができない場合、課税標準は取引総額となる。

- **物品の輸入（新品または中古）**

基準額は、関税評価額に、付加価値税（VAT）を除く、税関が徴収するすべての関税および税金を加算した金額となる。

基準額は、報酬または取引の総額となる。

16.7. 課税事由および納付義務

課税事由とは、税金の納付義務が発生する事象をいう。課税事由は、取引の性質によって異なる。

- 物品の供給：課税事由は引渡し時に発生
- 輸入：消費時
- 役務の提供：役務の提供が完了した時点
- 自己への供給：最初の使用時

税金の納付義務が発生するのは、

- 物品の供給：課税事由の発生時
- 役務提供：入金時（ただし、発生主義方式を選択した場合はこの限りでない）。

前払金および前渡金は、受領時点で付加価値税（VAT）の対象となる。発生主義方式を選択する場合は、その旨を請求書に記載する必要がある。

16.8. 税率

付加価値税（VAT）の標準税率は 18% と定められている。

16.9. 控除の規則

課税取引の価格要素に課される付加価値税（VAT）は、当該取引に適用される付加価値税（VAT）から控除することができる。

16.10. 免税

一般税法第 180 条に基づき、特定の取引は付加価値税（VAT）が免除される。たとえば、以下の取引が対象となる。

- **他の税金が課される取引**

- 不動産、営業権、顧客の所有権または用益権の譲渡
- 金融活動税（TAF：Taxe sur les activités financière）の対象となる銀行および金融取引
- 保険契約税（Taxe sur les conventions d'assurance）の対象となる保険会社の活動、および保険ブローカーや保険仲介業者による役務提供
- 単一事業税（TPU：Taxe professionnelle unique）の対象となる旅客輸送収入
- 興行税または賭博税の対象となる活動
- 単一事業税（TPU）の対象となる自然人の活動

- **農業、漁業、畜産業**

- 生産者による農産物、漁業産物、畜産物の現物納入
- 農業用資材

- **自由業**

- 医療、入院治療、獣医療、救急医療
- 学校、大学、専門学校、職業訓練校における教育
- 新聞および定期刊行物（広告を除く）の配送
- 作者によるオリジナル芸術作品の販売

- **公益団体**

- 非営利団体による原価または無償でのサービス（役務）提供

ただし、宿泊、レストラン、バー、軽食などの営業は課税対象となる。

- **その他の免税**

- 本章の付属書（VAT 付属書）に記載された製品
- 国、地方自治体、および工業的または商業的性格を有しない公的機関による販売、譲渡、または役務提供（本法 179 条に規定される取引を除く）
- 職人による芸術作品に関する取引
- 現行の規制により、付加価値税が免除されている企業との間で実施されるリース取引
- 自動車更新の国家プログラムの一環として行われるリース取引（リース料およびリース対象資産の取得に関する付加価値税について）
- 工業自由区域の認定を受けた企業による、その設立および運営に不可欠な物品および役務
- 郵便切手、印紙、その他類似の有価証券の額面価格での供給

16.11. 申告義務および納税期限

租税手続法典第 60 条の規定に従い、付加価値税（VAT）の納税義務者は、一連の申告および会計上の義務を遵守しなければならない。具体的には、以下の義務がある。

- 取引が行われた月の翌月 15 日までに、月次申告書を提出すること

- 課税対象取引額および非課税取引額、確定税額の総額、控除額の詳細、ならびに納付すべき税額または税額控除額を申告すること
- 納税義務のある税金を自主的に納付すること
- 標準化された請求書およびレジスターを使用すること
- 会計書類を 10 年間保存すること

16.12. 付加価値税の還付

16.12.1. 還付対象となる納税義務者

付加価値税（VAT）クレジットの還付は、特定の納税者に認められている。年間売上高の半分が輸出またはそれに準ずる取引によるもの、多額の投資（2 ヶ月間で税込 4,000 万 CFA フラン以上）を行っているもの、投資法に基づく認可企業、事業停止中の企業、および外交代表部、領事館、国際機関（条件付き）が対象となる。

16.12.2. 申請書の提出と 証明書類

還付金申請は、対象期間の翌月末日までに行わなければならない。提出する申請書は、請求書、輸出申告書、購入証明書などの証明書類を添えて、税務署長宛てに提出しなければならない。輸出業者は、資金の本国送金に関する参照情報も提供しなければならない。現金で支払われた請求書は受理されないことに留意すること。

16.12.3. 処理期間および還付条件

当局は、申請を審査するために 2 ヶ月の期間を保有する。審査が通ってから、30 日以内に還付が行われる。ただし、企業が未払いの税金を抱えている場合、還付は認められない。

16.12.4. 還付資金

還付専用の特別口座が設定され、輸入時に徴収された付加価値税（VAT）の一部が振り込まれ、省令で定められた条件に基づき、西アフリカ中央銀行を通じて国庫によって管理される。

17. 金融活動税

17.1. 適用範囲

金融活動税（TAF）は、銀行業務、金融業務、商業業務、および証券管理業務に適用される特定の税金である。

17.2. 地理的適用範囲

本税法第 183 条以降に規定されるトーゴにおける事業活動の定義は、金融活動税にも適用される。

17.3. 課税標準

金融活動税は、課税対象取引によって得られた利益の総額に基づいて算定・納付され、税額自体は課税標準から除外される。

17.4. 課税事由及び納付義務

金融活動税の課税事由は、税金の納付義務を生じさせる価格または報酬の受領である。

17.5. 税率

金融活動税に適用される税率は、一般税法第 220 条の規定に基づき、10%と定められている。この税率は単一であり、TAF の対象となる課税取引のすべてに適用される。

17.6. 免税

特定の金融取引は、TAF の適用が明示的に免除されている。

具体的には、以下の取引が該当する。

- 国庫および地方自治体への融資
- 公的機関によって価格が規制されている、認可を受けた低所得者向け住宅建設企業への融資
- 個人に対して、最初の主たる住居の建設または取得のために、5,000 万 CFA フランを限度として付与される貸付
- 債券発行に関連する融資で、元の借入と同じ条件で提供されるもの
- 上記融資に関連する保証、担保、保証の交渉、引き受け、管理業務
- 商品または不動産の権利を表す証券を除く、証券取引
- 投資信託の運用
- 保険契約税の対象となる保険業務、および保険ブローカーおよび保険仲介業者による役務の提供
- 公的または私的な手形に対するアジオ（Agios：両替差額）、特に再割引またはレポ取引による流動化、または融資の流動化を目的とした手形の初回取引の場合
- 非手動為替取引によるマージン
- 相互扶助事業、特に相互扶助機関または協同組合による貯蓄の募集および会員または顧客への融資。

17.7. 申告義務および納税期限

TAF の納税義務者は、付加価値税に関して課されているものと同じ申告および納税義務を負う。このため、取引が行われた月の翌月 15 日までに、月次申告書を提出しなければならない。

18. 登録税

18.1. 定義と適用範囲

登録とは、行政官（Agent de l'administration）が行う税務上の手続きであり、法的文書または申告書の審査、それに続く登録税（Droit d'enregistrement）と呼ばれる税金の徴収で構成される。この手続きは、当該文書または取引の性質に応じて、義務的または任意のものがある。

登録税は、所有権の移転、会社への出資、分割、賃貸借契約、契約、領収書、判決、贈与、相続など、さまざまな民事、司法、または司法外の手続きに適用される。

18.2. 登録税の種類

行為または取引の性質に応じて、登録税は以下のように分類される。

- 固定：所有権の移転、金銭の支払命令、会社への出資、分割、契約を確認しない行為に適用される。また、自発的に手続きに提出された行為にも適用される。
- 比例：取引額（価格、資本金、払込金額など）に基づいて計算され、特に所有権の移転、出資、分割、契約、領収書などに適用される。
- 累進：特定のケース、特に相続や贈与に適用され、当事者間の親族関係を考慮した税率表に基づいて計算される。

登録税の徴収は、その法的有効性や、その後の解除や無効となる原因があるかどうかに関係なく、行為の外形的な形式や文書の条項の実質的な内容によって決定される。

18.3. 課税標準

課税標準は、行為の性質によって異なる。

- 売却、出資、交換または譲渡：規定価格または資産の市場価格
- 分割：共有財産から共有費用を差し引いた純資産額
- 領収書：支払額
- 契約：役務または工事の税抜き価格
- 年金：年金の資本換算価値

同一の文書に複数の規定がある場合、それぞれ独立した規定については個別に課税される。ただし、それらが密接に関連している場合には、最も高い税率が適用される。

18.4. 決済

登録税の支払いは、原則として、手続きの実施前に現金で行うことが要求される。ただし、賃貸借契約や連続的な履行を伴う契約など、特定のケースでは分割払いまたは後払いが認められる場合がある。

登録税の受領者は、異議申立てや罰則の免除請求があった場合でも、手続きを延期することなく、現行の税率に基づいて登録税を徴収する義務がある。

比例税または累進税で 5,000 CFA フランに満たない税額となる行為および移転の登録に対して、徴収額を 5,000 CFA フラン未満とすることはできない。

比例税または累進税の税額は 100 CFA フラン未満は切り捨てること。

18.5. 特別な場合および免除

以下の特定の行為については、課税免除または無料登録の対象となる。

- 公益事業のために国または地方自治体が行う行為
- 国家社会保障基金による取得
- 農業信用組合による住宅ローン契約
- 検察庁の請求に基づいて下された民事上の判決
- 公共の利益を理由とする収用によって行われる権利の移転

なお、後に取消、解除または無効となった行為については、確定判決による取消が宣告された場合にのみ登録税が返還される。

19. インセンティブ措置

19.1. 一般税法の優遇措置

インセンティブ措置	適格基準	税制上の優遇措置
親会社および子会社	<ul style="list-style-type: none"> - 親会社は、トーゴ国内に本社を置く株式会社 (SA) または有限責任会社 (SARL) でなければならない。 - 子会社は、トーゴ国内または ECOWAS 加盟国に所在する株式会社 (SA) または有限責任会社 (SARL) であること - 株式資本の少なくとも 10% を記名株式として保有していること - 2 年間の保有義務 (発行時に未消化の株式がある場合) - 株式の完全所有権 	<p>法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> - 総純利益から、(当該事業年度の費用及び諸経費を上限として) 5% の定額持分を再統合した後、持分収益を控除
中小企業 (SME)	<ul style="list-style-type: none"> - 投資額 1,000 万 CFA フラン以上 - 株式について 5 年間の保有義務 - 3 年以内の実現 - 最初の取引から 3 ヶ月以内に投資計画を行政機関に提出すること 	<p>法人税および所得税 (IS)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 年間課税対象純利益の 50% を上限として課税対象額の 75% に相当する投資額を控除 - 残りの控除額を最大 5 年間繰り越せる - 減価償却不能の固定資産の場合：課税所得の上限を 25% に引き下げる - 償却可能投資に対する特別な税制措置 (減価償却費の減額)
認定経営管理センター (CGA : Centres de Gestion Agréés)	<ul style="list-style-type: none"> - 会員による CGA への任意加入 - 非会員に対する定期的な会計処理 - 3 年間の継続加入を条件とした恩赦の適用 	<p>簡易包括税および所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会員は 4 年間、包括税 (Impôt synthétique) または所得税が 40% 減額される <p>税務調査の場合</p>

インセンティブ措置	適格基準	税制上の優遇措置
		<ul style="list-style-type: none"> - 新規会員の場合、3年間の税務調査の恩赦が受けられる（不正行為を行った場合は、この限りではない） <p>CGA 非加入者に対する簡易包括税および所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> - インフォーマルセクターの非会員については会計処理を行っていることを条件に、2年間、所得税または包括税を40%減額

19.2. 投資法の利点

対象セクター	適格基準	税制上の優遇措置
<p>許可された活動</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業 - 工業 - 職人 - 商業（純粋な商取引以外） - サービス <p>除外事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 武器 - 鉱業および炭化水素（貯蔵以外） - 純粋な取引（加工を伴わない購入・再販売） - 仲介 - 地元市場向けの非食品貯蔵 - ショッピングセンター（不動産開発を除く） - 不動産購入 	<p>最低投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規企業の場合：5,000万 CFA フラン以上 - 設備投資：5,000万 CFA フラン以上 <p>その他の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 他の税制との併用不可 - 複数のプロジェクトがある場合は、分析会計が必要 	<p>期間：5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関税免除 - 輸入時の付加価値税免除 - 設備に対する法人税・所得税の免除 - 固定資産税免除（ゾーン 2～5） <p>返還不可の税額控除（選択制）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 15%（ゾーン 1）、22.5%（ゾーン 2～3）、30%（ゾーン 4～5） - 創出雇用 1 件あたりの金額 240,000（ゾーン 1）、360,000（ゾーン 2-3）、480,000（ゾーン 4-5） <p>地域本部を設置する場合の特別ボーナス</p> <ul style="list-style-type: none"> - 条件付き追加税額控除（子会社への役務提供 + 資金フローまたは現地支出）

19.3. 繊維・アパレル分野における自由貿易地域に関する法律に関連する優遇措置

税制上の優遇措置	適用範囲	期間/条件
すべての関税、付加価値税の免除	設備、機械、原材料、半製品、消耗品、備品、事務用家具の輸入	認可の有効期間全体
商用車に対する関税、付加価値税の 50%減免	繊維・アパレル分野における自由貿易地域としての認可を取得している企業	認可の有効期間全体

税制上の優遇措置	適用範囲	期間/条件
法人税の免除	自由貿易地域内の繊維・アパレル企業：8年間は法人税0%、9年目以降は10%または定額最低税額	認可取得時から
営業税またはそれに相当する税の免除	自由貿易地域内の繊維・アパレル企業：8年間は営業税または同等の税が0%、9年目以降は普通法に基づく税額の10%	認可取得時から
配当税または動産所得税の免除	自由貿易地域内の繊維・アパレル企業：8年間は配当税または動産所得税が0%、9年目以降は6.5%	認可取得時から
駐在員に対する個人所得税（IRPP）の免除	給与および賃金	他の国で所得税を納税していることの証明が必要
源泉徴収所得税の免除	外国の融資利息および技術支援	他の国で所得税を納税していることの証明が必要
トーゴ国民への譲渡時の譲渡益税の一部免除	トーゴ国民への株式または持分の譲渡に伴う譲渡益税の50%を免除	トーゴの自然人または法人への譲渡に限る
その他の免除	明示的に対象とされていないすべての租税・税金・課徴金	自動適用

20. 特別な措置

20.1 自由貿易地域制度 (Regime de la zone franche)

2011年6月24日付けの法律第2011-18号は、トーゴの工業自由貿易地域に適用される法的枠組みを定めている。この制度は、経済発展、輸出、雇用、現地資源の利用を促進し、トーゴへの投資に対する魅力を高めることを目的としている。

自由貿易地域は、物理的に境界が定められ、整備され、囲いのある区域であり、1社または複数の認可企業を受け入れることができる。

自由貿易地域制度は、その地域で活動する企業、開発業者、認可された役務提供会社の権利と義務を定めている。

トーゴ国の領土は、投資の分散化を促進するため、5つの経済区域 (Zones économiques) に分割されている。

- ゾーン I : 沿岸地域 (Région Maritime)
- ゾーン II : 高原地域 (Région des Plateaux)
- ゾーン III : 中央地域 (Région Centrale)
- ゾーン IV : カラ地方 (Région de la Kara)
- ゾーン V : サバンヌ地域 (Région des Savanes)

これらの地域では、認可企業の所在地に応じて異なる税制上の優遇措置が適用される。

この制度の管理は、自由貿易地域担当大臣 (ministre chargé de la zone franche) の監督下にある公私混合会社 (SEM : Société d'économie mixte) である自由貿易地域管理会社 (SAZOF : Société d'Administration de la Zone Franche) に委託されている。

その財源は、使用料、不動産取引、補助金、寄付、その他の合法的な収入である。

20.1.1. 適格条件

企業は、モノやサービスの生産といった活動を行い、生産物の輸出を保証し、国内雇用を優先しなければならない。

関税区域内にすでに設立されている企業は、2年間で輸出売上高が少なくとも65%を占める場合、認可を申請することができる。

20.1.2. 認定企業の義務

企業は、合法的に設立され、適切な会計処理を行い、6ヵ月以内 (延長可能) に操業を開始し、SAZOFに年次使用料を、税関に月次拠出金を支払う必要がある。

また、現行の環境基準および税務基準を遵守しなければならない。

20.1.3. 認可手続き

信用調査 (enquête de moralité) の後、自由貿易地域担当大臣により30日以内に仮の認可が発行される。

輸出企業証明書を伴う最終認可は、SAZOFの報告書に基づき、省令により付与される。

認可の延長および取り消しの手続きについても、規則で定められている。

20.1.4. 関税上の優遇措置

認可企業は、その事業に必要な設備、原材料、製品について、関税を全額免除される。

商用車については 50%の減税が適用される。
輸出も同様に免税となる。

20.1.5. 税制上の優遇措置

企業は以下の優遇税制の適用を受ける。

- 法人税：0%（5年間）、8%（6～10年間）、10%（11～20年間）、20%（21年目以降）
- 配当税：免税（5年間）、50%（6～10年間）、普通法に基づく税率（11年目以降）
- 給与税：企業存続期間中、2%の軽減税率
- 事業税および固定資産税：免税（5年間）、軽減税率（6～20年間）、通常税率（21年目以降）
- 付加価値税：企業のために実施された工事およびサービス（役務）に対して免税
ゾーン II～V に立地する企業には、免税の延長や給与税の 1%への減税など、追加の優遇措置が用意されている。

20.1.6. 事業運営の自由

自由貿易地域内の企業は、自由に価格を設定し、独自のエネルギーを生産し、通信ネットワークを取得し、サプライヤーを選択し、公共サービスに関する優遇料金を利用することができる。

20.1.7. 物品の取扱い

輸入および輸出は税関によって管理されている。物品は自由貿易地域へ直接輸送される。関税区域内での販売は生産量の 30% に制限され、税が課される。自由貿易地域への販売は輸出とみなされる。

20.2. 鉱業法

20.2.1. 適用範囲および鉱業制度

トーゴ国政府は、鉱業に関する法的枠組みを、二つの主要な立法文書の採択を通じて整備している。

- 1996年2月26日付けの法律第 96-004 号「トーゴ共和国鉱業法典」
- 法律第 96-004 号を改正・補完する 2003年10月14日付け法律第 2003-012 号

2003年10月14日付け法律第 2003-012 号は、トーゴ共和国領土内における鉱物、炭化水素、鉱泉水、地熱資源に関連するすべての活動（探査、調査、開発、保有、輸送、加工、販売）を規律する。

この法律は、大陸棚、領海、排他的経済水域を含むトーゴ域内全土に適用される。鉱業法は、鉱業の探査および開発への投資を奨励する特定の税制上の優遇措置を規定している。

20.2.2. 鉱物の探査および採掘への投資に対する優遇措置

20.2.2.1. 通関税（国境を越える取引にかかる税）

トーゴ共和国鉱業法典第 53 条は、鉱業に関する輸入および輸出に適用される税、すなわち通関税について具体的に規定している。

同条は、鉱業権者、およびその役務提供者や供給業者に対して、保有する許可の種類（予備調査、探査、採掘など）に応じて認められる免除措置を列挙している。

以下の表は、これらの措置の受益者と、彼らに認められた税制上の優遇措置をまとめたものであり、法で規定されている例外や制限も明記している。

受益者	税制上の優遇措置	例外・制限
予備調査または探査許可の保有者 およびその役務提供者、供給業者	一時的な入国の場合 以下の免税： ・ 関税（droits de douane） ・ 通関税（taxes de douane） ・ 統計税（taxe de statistique） ・ 輸入および輸出に関する付加価値税	石油製品は除外 統計税の対象となる 乗用車および個人所有物
採掘許可証の所持者（最初の商業生産まで） およびその役務提供者、供給業者	以下の免税対象： ・ 関税 ・ 通関税 ・ 統計税 ・ 輸入および輸出に関する付加価値税	統計税の対象となる 乗用車および個人所有物
鉱物物質を輸出する権利保有者	以下の免税対象： ・ 関税 ・ 通関税 ・ 統計税 ・ 付加価値税	例外の記載なし
投資協定の署名者	現行の法令に基づく追加の税制優遇措置	協定の内容による

20.2.2.2. その他の税制上の優遇措置

鉱業法第 52 条に基づき、予備調査許可または探査許可の保有者は、鉱業権に関連する活動について、以下の税金の免除を受けることができる。

- 個人所得税
- 法人税
- 事業年度に赤字となった場合、当該企業は最低定額税も免除される。

これらの免税措置は、鉱業権の最初の商業生産開始日まで、採掘許可証の保有者にも適用される。

手工業者許可証の所有者およびその他の個人所有者は、一般税法第 33 条の定義における「職人」とみなされ、同法第 121 条(5)および第 234 条(5)で認められている優遇措置の恩恵を受けることができる。

その他の鉱業権保有者も、事業税が免除される。

20.2.3. 鉱業活動に適用される課税

上記の免税措置を除けば、鉱業権保有者およびその役務提供者、供給業者は、普通法に基づく課税制度の対象となり、普通法の条件に基づき、現行の規制で規定されているその他すべての税金を納付する義務を負う。

鉱物の探査および採掘活動に従事する企業は、鉱業権の申請、審査、付与、更新に関連するすべての税および費用を支払う義務がある。

また、以下の費用も支払う必要がある。

- 地代

鉱業権保有者は、割り当てられた区域の面積に基づいて計算されるこの使用料を毎年支払う義務がある。

- 鉱業使用料

すべての権利保有者は、生産または販売された鉱物について鉱業使用料を支払うものとし、その金額および支払条件は本法の付属書に規定されている。

20.3. トーゴの税関制度

20.3.1. 税関行政の概要

トーゴの税関行政は、トーゴ歳入庁（OTR : Office Togolais des Recettes）の管轄下にある。その権限は、トーゴの陸地、領海、領空を含む関税区域全体に及ぶ。

陸海含め国境沿いには、特別監視区域が設定されている。

- 海岸線から 20 キロの海域
- 国境から 20 キロメートル内陸の陸域

20.3.2. 事務所の業務内容

税関事務所は、税関手続きを行う行政単位である。

税関事務所は、税務署長の提案に基づき、財務省令により設置、変更、廃止される。

各事務所は、その名称と営業時間（1 営業日あたり 8 時間以上）を明確に掲示しなければならない。

20.3.3. 監視班の業務内容

監視班は、税関管轄区域を監視する組織である。

不正行為の防止、貨物の検査、関税違反の取締りを担当している。

監視班は、現在暫定的に利用可能な行政施設に一時的に設置することができる。

20.3.4 税関事務所の権限

税関の管轄は、財務省令によって制限される場合がある。

船舶のトン数や貨物の種類などに応じて、ある種の税関業務は特定の税関事務所が行うことが義務付けられている。

20.3.5. 税務または税関に関する適法性証明書

外国貿易分野におけるあらゆる認可（ライセンス、証明書など）は、税務および社会保障上の適法性証明書が提出されない限り発行されない。

申請者は、自らの責任において、税および社会保障の規則を順守していることを表明しなければならない。

20.3.6. 輸入制度 および輸出制度

トーゴの輸入および輸出制度は、税関地域に入る商品の透明性、安全性、およびコンプライアンスを確保することを目的とした法律、規則・政令によって管理されている。

20.3.6.1. 定義

輸入とは、外国または自由貿易地域から税関地域へ商品が持ち込まれることをいう。

これに対して輸出とは、ある国が、通常は自国の関税地域外にある別の国に、商品やサービスを販売し、発送する行為と定義される。

20.3.6.2. 通関手続き

輸入品は、さまざまな通関手続きの対象となる。

- 一時的な輸入

一時的な輸入は、特定の目的のために輸入され、一定期間内に、使用による通常の減価を除き、変更を加えずにそのままの状態での再輸出される予定の特定の商品やサービスを、輸入関税および税金を全額または一部免除して、関税地域内に輸入することを認める通関制度である。

- 保税倉庫

保税倉庫制度とは、輸入品または輸出予定品が、関税および税金の支払いを保留した状態で、保税倉庫と呼ばれる指定の場所に税関の管理下で保管される通関制度である。

- 積極的加工

加工取引：

a. 商品の組み立て、他の商品への改変を含む加工

b. 商品の修復および改善を含む修理

c. 完成品には残らないが、それら製品を作る過程で必要なものであり、かつ製作途中で消耗品として消費されてしまう場合もある特定の品の使用。

- トランジット

トランジットとは、関税、税、輸入禁止措置を保留して、税関の管理下にある品物がある税関から別の税関へ輸送する通関手続きのことである。

海上輸送は通過輸送の対象外である。

- ドローバック

ドローバックとは、輸出時に、輸入に際して課された関税や税金について、輸出される品物そのもの、または輸出品に含まれる製品、あるいはその生産過程で消費された製品に対して支払われたものの全部または一部の還付を受けることを可能にする税関制度である。

- 免税補給または事前輸出制度

免税補給または事前輸出制度とは、国内で調達され、先に完成品として輸出された物品の製造に使用された原材料について、その後それと同じ原材料を輸入する際には関税および税金の全額または一部の免税を認める制度である。

- 再輸出

関税および消費税を納付せずに、事前に税関地域内に持ち込まれた商品を、そのままの状態での国外または自由貿易地域へ返送すること。

- 一時的な輸入または輸出

申告者が再輸入予定と指定し、税関が再輸入を円滑に行うために識別措置を講じることができる物品の輸出。

- **保税工場 (L'usine exercée)**

保税工場は、工業的性格を持つ経済単位である。

工場は、円滑化手段として、常時税関の管理下におかれる。

保税工場制度は、経済事業者の様々なニーズに効果的に対応することを目的としている。

このため、これらの事業者はいくつかの税制上の優遇措置を受けることができる。

- **輸入通関**

輸入品が税関地域内に最終的に留まることを認める税関制度。

- **保証金**

税関輸送される、または関税、税金、禁止措置の停止措置が適用される物品は、保証金保証の対象となる必要がある。

保証金納付書には、物品の詳細な内容に加え、主たる債務者とその保証人が、定められた期限内に、法律および規則で定められた義務を履行することを連帯して約束する旨が記載されている。

20.3.7. 関税課税体系

- **域内輸入**

UEMOA 加盟国間の貿易は、優遇税制の対象となる。認可を受けた国産品、手工芸品、工業製品は、輸入関税および税金が免除される。

共同体優遇税 (TPC : Taxe Préférentielle Communautaire) の適用を受けるには、製造業者は認可申請書を提出する必要がある。

認可を受けていない域内原産品については、5%の輸入関税減額が認められる。

- **域外からの輸入**

UEMOA 非加盟の第三国は、2000年1月1日以降、UEMOA 関税地域への入国地点にかかわらず、UEMOA の共通外税 (TEC : Tarif Extérieur Commun) に基づいて定められた関税および税金を支払う。

UEMOA の TEC 制度は、恒久的な関税・税と一時的な関税・税に分類されている。

関税構造

関税の構造は、5つのカテゴリーに分類される製品の性質に応じて適用される4つの税率で構成されている。

カテゴリー	製品	提出書類
0	指定リストに掲載されている生活必需品	商業インボイス (商品の詳細、FOB価格、保険費用、運賃)
1	生活必需品、基礎原材料、設備、特定投入資材 特定	欧州連合原産品に対するEUR1証明書 (Certificat EUR1)
2	投入品および中間製品	
3	最終消費財	第三国向け原産地証明書
4	経済発展のための特定の製品	

UEMOA の統計・関税分類は、各カテゴリーに該当する製品を規定している。

20.3.7.1. 関税および恒久的な税

UEMOA の共通関税 (TEC) には、5 つの恒久的な税が含まれている。

- 関税 (0 から 4 までの 5 段階)
- 統計料 (1%)、免税品も含めすべての製品に適用
- UEMOA 域外からの輸入品を除くすべての輸入品に適用される共同体連帯税 (PCS : Prélèvement Communautaire de Solidarité)
- ECOWAS 域外からの輸入品に対する ECOWAS 共同体課徴金 (PCC : Prélèvement Communautaire de la CEDEAO)
- アフリカ連合 (AU) 非加盟国からの輸入品に課されるアフリカ連合賦課金 (PUA : Prélèvement de l'Union Africaine)

カテゴリー	関税 (DD)	統計料 (RS)	共同体連帯課徴金 (PCS)	ECOWAS共同体課徴金 (PCC)	アフリカ連合賦課金 (PUA)
0	0%	1%	0.8%	0.5%	0.2%
1	5%	1%	0.8%	0.5%	0.2%
2	10%	1%	0.8%	0.5%	0.2%
3	20%	1%	0.8%	0.5%	0.2%
4	35%	1%	0.8%	0.5%	0.2%

20.3.7.2. 関税および一時的な税

域内製品を保護するため、2 種類の暫定税が導入されている。

- 段階的保護税 (TDP : Taxe Dégressive de Protection) : 共通外部関税 (TEC) 導入後、保護を強化する必要がある敏感な製品に適用される。
- 景気対応輸入税 (TCI : Taxe Conjoncturelle à l'Importation) : 特定の敏感な製品に対する国際価格変動の影響を緩和するために使用される。

これらの二つの税は代替的 (重複適用不可) であり、すでに廃止されている。TCI は 2003 年 1 月 1 日をもって廃止され、TDP は 2004 年 1 月 1 日に終了している。

20.3.8. 関税評価額

関税評価額は、通常、取引価額、すなわち、実際に支払われた、または支払われるべき商品価格であり、WTO (GATT 第 VII 条の実施に関する協定) の規則に従って調整される。

20.3.9. 原産地および出所

商品の原産地は、UEMOA の規則に基づいて決定される。

これは、関税優遇措置の適用に不可欠である。

一方、供給地とは、トーゴへの直接発送国を指す。

20.3.10. 関税上の義務

輸入業者は以下を行う必要がある。

- 詳細な申告書を提出すること
- 定められた税関手続きを遵守すること
- 証明書類 (請求書、原産地証明書など) を提出すること

- 課税対象となる関税および税金を支払うこと。

20.3.11. 対外貿易及び対外金融取引の管理

本法に規定される義務とは別に、輸入業者、輸出業者および旅行者は、UEMOA が制定した対外貿易および金融取引に関する規則、法令を遵守しなければならない。

対外貿易に関するあらゆる許認可、すなわち、いかなる種類であれ物の輸出入に必要なライセンス、証明書、認定書は、申請者が自らの責任において、社会保障を担当する機関および税金の徴収を担当する行政機関の双方に対して、適正に行政手続きを行っていることを申告する書類を提出した場合にのみ発行される。

20.3.12. 物品の輸入手続き

通関手続きとは、課税対象となる物品を税関の管理下に置き、課税する一連の手続きを言う。

20.3.13. 必要書類

事務通達第 001/2020/OTR/CG/CDDI 号により、物品の通関手続きに必要な書類の数は、以下のように削減された。

- 輸入手続きの場合
 - 船荷証券（海上輸送書類）
 - 商業インボイス
 - 検査証明書（ADV : Attestation de vérification）
 - 電子カーゴトラッキングノート（BESC : Bordereau Electronique de Suivi de Cargaison）
- 輸出手続きの場合
 - 商業インボイス
 - 輸出証明書（FOB 価格が 1,000 万 CFA フランを超える場合）

また、特定の行政機関による特別な規制の対象となる物品の通関手続きについては、当該行政機関が発行した許可書を税関に提示することが義務付けられている。

また、以下の条件も満たす必要がある。

- 納税者口座と輸入者コードを所有していること
- 概略申告書を提出すること
- 通関手続きを割り当てるための詳細申告書を提出すること
- 特定の規制の対象となる物については、特定の許可書を添付すること

20.3.14. 特別証明書

2020 年 7 月 17 日付けの省庁間共同決定第 031/MCIDSPPCL/MEF/MAPAH 号により、特定の敏感な物品については、商務省が発行する特別輸入証明書を予め取得し、提出することが義務付けられている。

敏感な物品とは、具体的に以下のようなものである。

- 生きた動物
- 生きた魚および稚魚
- ビール、炭酸飲料、エナジードリンク
- 小麦粉
- 鉄筋用コンクリート
- 植物油
- セメント、クリンカー

- 食糧品
- ミネラルウォーター
- 食肉
- 着色料
- 米
- ビニール袋
- プリント生地
- PVCの板材およびパイプ

20.3.15. 禁止

トーゴ国の税関法では、一定の物品の輸入を禁止している。

- 一般に禁止されているもの：安全、公衆衛生、公序良俗、環境保護の観点から輸入が禁止されている物品。
- 場合により禁止されているもの：偽造品、原産地規則または品質基準を満たさない物品。
- 書類関連により禁止されているもの：正規の書類が伴わない、または適用不可能な書類が添えられている物品は、すべて禁止されている物品とみなされる。

これらの禁止事項は、税関法第7条から第10条に規定されている。

20.4. トーゴの石油制度

トーゴの石油法は、1999年2月18日付けの炭化水素法に関する法律第99-003号によって制定され、トーゴ共和国領土、その領海、排他的経済水域、大陸棚における炭化水素の予備調査、探査、採掘、貯蔵、精製、輸送、販売など、すべての石油事業に適用される。

石油法は、石油契約の所有者および関連企業に様々な特権を認めている。

同法で想定される石油契約を以下に列挙する。

- 鉱区譲渡契約
- 生産分与契約
- 石油法第26条に基づくサービス契約

20.4.1. 税制上の優遇措置

リスクの高い分野への投資を呼び込み、確保するために税制上の優遇措置が設けられている。

優遇措置の例を以下に記す。

- 石油の生産活動を奨励するため、生産量に比例して使用料の全部または一部を免除することが、閣議決定により認められる場合がある。これにより、経営がひっ迫している企業の税負担を軽減できる。

20.4.2. 石油契約保有者に対する保証

石油契約保有者は、資金の移動および外国為替規制に関して以下の保証を与えられる。

- 外貨口座を開設する権利
- 収益を自由に海外に送金する権利
- 海外の供給業者に直接支払いを行う権利
- 現地通貨と外貨を自由に交換する権利

20.4.3. 適用される税金

石油契約の保有者は、いくつかの税金および使用料を支払わねばならない。

- **工業・商業利益税**（BIC : Impôt sur les bénéfices industriels et commerciaux）：ただし、その適用は石油法によって規定されており、契約で調整することができる。そのため企業は、将来の見通しを立てやすくなり、場合によっては低い税率の適用を受けることもある。
- **年間地代**：これらの代金は事前に把握可能であり、一部免除される場合がある。
- **生産量に比例した使用料**

20.4.4. 石油事業に関連する義務および権利

義務（企業側にとって負担）：

- トーゴ人の従業員の雇用と訓練、および地元の下請け業者の活用
- 安全および環境に関する規則を遵守すること
- 損害が発生した場合、土地所有者に補償を行うこと

権利（義務を相殺する利益）：

- 石油事業に必要な土地を占有する権利
- 契約上の保護と条件の安定性
- 海外への資金送金および通貨の交換可能性の保証

21. トーゴの商事裁判所

トーゴ共和国は、2018年12月10日付けの法律第2018-028/PR号により、専門商事裁判所(juridictions commerciales spécialisées)を設置した。

これには、商事裁判所(Tribunaux de commerce)および控訴院の商事部会(Chambres commerciales de la Cour d'appel)が含まれる。

これらは、閣議決定により、普通裁判所(juridictions de droit commun)の本部に設置される。

21.1. 商事裁判所の組織構造

構成

商事裁判所は以下で構成される：

- 裁判長一名
- 副裁判長一名
- 裁判官(複数)

また、裁判所を補佐する者として、首席書記官一名および書記官(複数)を配置する。二つ以上の部署で構成され、そのうちのひとつは、以下のいずれかに該当する少額訴訟を専門的に扱う。

- 元本100万CFAフラン以下である、または
- 年金または賃貸料に基づいて計算した年間収入が10万CFAフラン以下である

構成員の任命

司法官および書記官の任命は、別々の手続きに従って行われる。

司法官：裁判長、副裁判長、各裁判官は、司法官の地位に関する組織法に基づき、法令によりキャリア司法官の中から任命される。

書記官：首席書記官および書記官は、法務大臣の決定により任命される。

21.2. 商事裁判所の権限

21.2.1 実質的権限

商事裁判所が担当する事案は特に以下のようなものである。

- 商業者と非商業者との取り決めおよび取引に関する係争(一般商事法に関する統一法の趣旨において)
- 商行為およびその効果に関して当事者間に生じた係争(混合行為を除く)
- 商業会社および経済利益団体に関する係争
- 債務の清算に関する集団手続
- 商業会社または経済利益団体の社員(出資者)間の利害対立
- 商取引上の債務を担保する担保権および優先権に関する係争
- 競争、流通、産業財産、会計業務に関する事件
- 消費および消費者保護、ならびに当事者の地位にかかわらず商法の適用に関する係争
- 業務用賃貸借契約に関する係争、
- 陸上、航空、海上輸送に関する係争
- 商業仲介業者がその活動において、またはその活動に関連して巻き込まれる対立
- RCCMへの登録に関する訴訟

21.2.2 係争金額に応じた権限

商事裁判所の権限は、争われる事案の金額によっても異なる。商事裁判所の裁定事項は、以下の通りである。

- **第一審および最終審**：元本で100万 CFA フラン、年金または賃貸料に基づいて計算した年間収入が10万 CFA フランを超えない訴訟
- **第一審**：上記金額を超える訴訟

21.2.3 管轄区域

現在稼働している商事裁判所の所在は以下の通りである。

- **ロメ商事裁判所**：ロメに本拠地を置く。管轄区域は、ゴルフ (Golfe) 県、アゴエ=ニヴェ (Agoè-Nyivé) 県、アヴェ (Avé) 県、バ=モノ (Bas-Mono) 県、ラック (Lacs) 県、ヴォ (Vo) 県、ヨト (Yoto) 県、ジオ (Zio) 県
- **カラ商事裁判所**：カラに本拠地を置く。管轄区域はコザ (Kozah) 県、アソリ (Assoli) 県、バッサル (Bassar) 県、ビナ (Binah) 県、ダンケン (Dankpen) 県、ドゥフェルグ (Doufelgou) 県、ケラン (Kéran) 県

21.3 商事裁判所における手続き

21.3.1 訴訟の提起

訴訟は、必ず召喚状によって提起されなければならない。召喚状には、以下を記載しなければならない。

- 裏付けとして引用された書類の番号
- 商業当事者については、RCCM 登録番号
- すべての当事者について：正確な住所、電話番号、電子メールアドレス

通知は電子的手段によって行うことができ、首席書記官への事件登録（受理）についても同様に電子方式が利用できる。

大きな革新点の一つは、商事裁判の費用はすべて電子的に支払うことが可能になったことである。

これら費用は、司法扶助の場合を除き、あらゆる手続きをする先に事前に支払いを求められる。

21.3.2 登録（受理）

被告は、召喚状が送達されてから15日以内に、出廷するよう求められ、これを怠った場合は、不受理となる。

受理手続期限：

- 月曜日の公判：遅くとも前週の木曜日 16 時まで
- 火曜日の公判：遅くとも前週の金曜日 16 時まで
- 水曜日の公判：遅くとも前週の月曜日 16 時まで
- 木曜日の公判：遅くとも前週の火曜日 16 時まで
- 金曜日の公判：遅くとも前週の水曜日 16 時まで

21.3.3 予備審問および調停

各公判の開始時に、裁判所は以下を目的に予備審理を行う。

- 管轄権限の問題を解決する、
- 係争解決の代替手段の利用に関する当事者の意思を確認する
- 証拠の確認をする
- 事件の複雑さに応じて裁判の段階を計画する

調停の試みは、常に実行される。

合意に至った場合には、執行文言を付した調停調書が作成される。その後、手続きのスケジュールが決定され、裁判書記官によって署名され、当事者に交付される。

21.3.4 判決

判決は、以下の期限内に言い渡される。

- 少額訴訟の場合は、審議後、15 日以内
- その他の係争については、審議後、22 日間以内

延長は正当な理由がある場合にのみ可能であり、その場合、判決までの期限は少額訴訟については 22 日間、その他の訴訟については最大 36 日間となる。

手続きの総期間は、少額訴訟については事件提起から 65 日間、その他の訴訟については最大 100 日間である。

判決文は 72 時間以内に署名され、手続き完了後 48 時間以内に当事者に提供されなければならない。

21.4 上訴手続き

商事裁判所の判決に対して上訴を行うかどうか決めるのは控訴院の商事部会である。

上訴は、執行官による書面により、相手方に送達され、48 時間以内に首席書記官に通知されなければならない。これを怠った場合は失効となる。

商事裁判所首席書記官は、5 営業日以内に、事件記録一式を控訴院の首席書記官に送付する。

2 回連続の延期後、上訴申立書の提出がなく、弁論の拒否があった場合、上訴は失効と宣言される。

21.5 緊急手続

緊急手続については、特別な規定が設けられている。

21.5.1 急速審理

執行手段を含むすべての緊急事案は、商事裁判所長または控訴院商事部会長の管轄とする。

裁判官は即時に判決を下す。評議に付す場合でも、その期間は 8 日を超えてはならない。緊急手続は最長 45 日に限定される。

21.5.2 申立てに基づく命令

裁判所長または控訴院商事部会長は、申立てに基づく命令を発することができる。

支払命令は、商業裁判所長のみが管轄する。ここでの大きな革新は、申立書が電子的に送信できる点にある。

21.6 制裁

裁判所または控訴院商事部会の構成員が、当事者の意思によらない事情がある場合を除き、義務である期限を遵守しなかった場合は、懲戒処分となる。

22. トーゴが署名した各協定、協約

トーゴは数多くの多国間協定に締結しており、その一部を以下に列挙する。

- ECOWAS 条約
- アフリカ連合設立条約
- UEMOA 設立条約
- UEMOA 競争法に関する協定
- UEMOA 関税法に関する協定
- UEMOA 税法に関する協定
- UEMOA 海事法に関する協定
- 銀行および外国為替規則に関する UEMOA 協定
- UEMOA の公衆衛生に関する協定
- UEMOA 域内鉱業法に関する協定
- CIMA 条約
- OHADA 条約
- バンギ知的財産協定
- CIPRES 協定
- WTO 設立協定
- WHO 設立協定

さらに、トーゴはさまざまな分野において数多くの二国間協定を締結しており、その一部を以下に列挙する。

- フランス：
 - 二重課税を回避するための租税条約（1975年4月1日発効）
 - 社会保障協定（1973年7月1日発効）
 - 人の移動及び滞在に関する協定

- スイス：
 - 1964年1月17日に締結され、1966年8月9日に発効した貿易、投資保護、技術協力に関する協定
 - 1980年12月に締結され、2023年12月4日に更新された航空輸送に関する協定

- 欧州連合：
 - 欧州連合とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）との間の経済協力および開発に関する協定（通称「サモア協定」）

- アメリカ合衆国：
 - アフリカの経済成長と機会に関する協定、いわゆるアフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act）
 - 投資および経済関係に関する条約

- 中国：
 - 2024年9月に開催された中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）で署名された、トーゴ商工会議所（CCI-Togo）と China Chamber of Commerce for Import and Export of Machinery and Electronic Products（CCCME、中国機電産品進出口商会）間の協定書。民間部門間の貿易と投資の強化を目的としている。

- ドイツ：

- 2021年から実施されている構造改革と的を絞った投資のためのパートナーシップ
- 日本
 - 2025年8月20日に協力協定を締結
 - 2024年5月30日に経済社会開発プログラムのための資金協力協定に署名。
- アラブ首長国連邦：
 - トーゴの中小企業・中小工業（PME／PMI）向け融資に関するロメとアブダビ間の覚書。